

4章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

(1) 歴史文化にかかる情報公開や接点の不足

歴史的風致に係る歴史資産や活動の取組について、一人ひとりの市民が「自分たちのまちの財産である」と実感できる土壌を作っていくことが非常に重要であり、さまざまな普及啓発活動を通じて、共感する人やパートナーとなってくれる人を増やすことが求められている。そのためには、情報を単に伝達するのみではなく、多くの人にリーチする横の視点と深く体感してもらう縦の目線の双方を持って譲歩公開や愛着を感じられる接点づくりを推進していく必要がある。

(2) 増加する歴史的建造物候補への対応

市内の歴史資産の現存状況を継続的に把握することは勿論のこと、時代の変化に伴う歴史的建造物等の評価を常に見直していくことが必要である。歴史的風致を形成する歴史的建造物においても、築造後概ね50年を経過していることを前提として、戦後に築造された建造物など時代の更新に伴い増加する歴史的建造物の候補について、保全活用の在り方を検討していく必要がある。

(3) 歴史資産の維持・継承に係る負担への対応

関東大震災と第二次世界大戦による横浜大空襲という二度の災禍を受けながらも現在に残る歴史的建造物は、そのまちの歴史を語り、横浜らしい個性を象徴する存在であり、一度失われると二度と取り戻すことができない非常に貴重かつ重要な資産である。歴史的風致の維持及び向上のためには、これらの「歴史資産」が完全に失われてしまうことを防ぎ、極力保全し継承していくことが必要である。

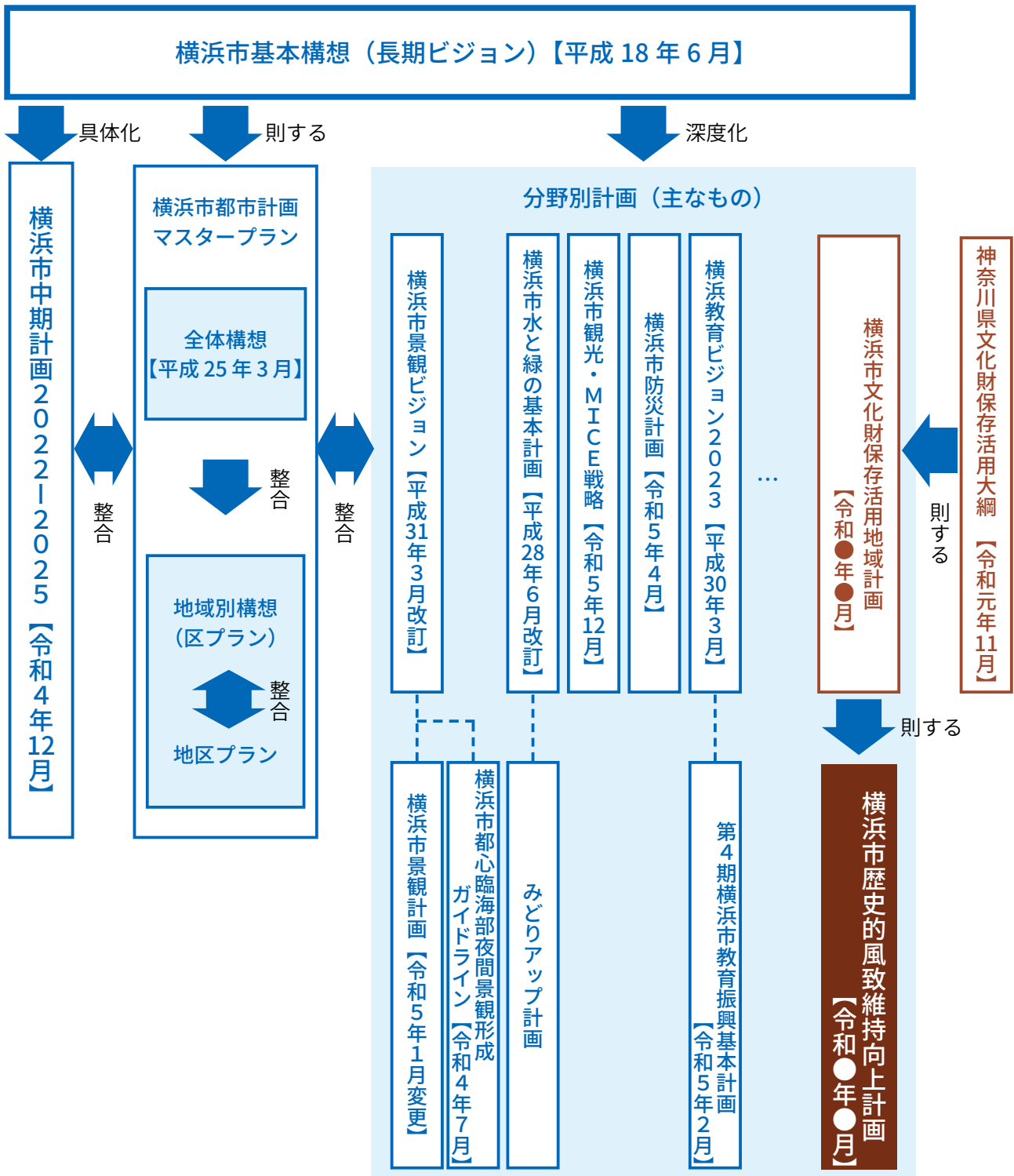
しかしながら、近年では維持管理に係る費用の高騰、税負担等による所有者の負担が大きくなっていることが課題となっている。また、都市部特有の課題として、不動産評価では低くみられることから都市開発圧力の下では失われやすい存在である。歴史資産を守る所有者・管理者に極力最大限の支援を行いつつ、長期的な視野に立ち柔軟に保全していくことが求められている。

(4) 歴史資産の活用に係るハードルとまちづくりとの連携

歴史資産を保全し本来の形で使い続けることは、歴史的風致の維持のためには非常に大きな価値がある。しかし同時に、その歴史資産自体が象徴する個性に、現代ならではの創造的な活用が加わることで、まちの中で大きな価値を発揮し、歴史的風致が向上する可能性を秘めている。歴史資産がまちの中で生きた形で有り続けるためには、守りながら使い、使いながら守る、保全活用とまちづくりが一体となった推進が重要である。その実現のためには、さまざまな角度からの知見や力が必要であり、活用を進めていくための支援や施策が求められている。一方で、これまでの歴史的建造物等の情報や、維持管理や改修・活用等に関するノウハウ等が蓄積されつつあるにも関わらず、所有者や技術者等の間での共有が不足しているという課題がある。

2. 既存計画（上位・関連計画）

本計画は、平成18年（2006）から20年間の横浜市の目指すべき都市像や、それを実現するための施策の基本方向などを規定した「横浜市基本構想（長期ビジョン）」を上位計画として、その構想を深度化する分野別計画に位置づけられる。また、「横浜市中期計画2022-2025」や「横浜市都市計画マスタープラン」等の関連計画と整合、連携を図る。さらに、歴史まちづくり分野の計画である「横浜市文化財保存活用地域計画」とも整合、連携を図り、横浜市の歴史まちづくりを推進していくための計画とする。



上位計画及び関連計画との位置づけ

(1) 横浜市基本構想（長期ビジョン）

昭和48年（1973）に制定された「横浜市基本構想（旧）」を、平成21年（2009）に開港150周年、市政120周年を迎えることも契機に見直し、平成18年（2006）6月23日に「横浜市基本構想（長期ビジョン）」を策定した。「横浜市基本構想（長期ビジョン）」は市民全体で共有する横浜市の将来像であり、その実現に向けて、横浜市を支えるすべての個人や団体、企業、行政などが、課題を共有しながら取り組んでいくための基本的な指針となるものである。概ね令和7年（2025）頃までを展望し、横浜市の目指すべき都市像や、それを実現するための施策の基本方向などを規定した。

横浜市基本構想（長期ビジョン）では、都市像として「市民力と創造力により新しい『横浜らしさ』を生み出す都市」を掲げ、その都市像を支える5つの柱を示している。本計画は、特に「多様な働き方や暮らしができる生活快適都市」と関連が深く、「自然環境や都市景観など地域の特性に応じたまちづくりを市民自らが愛着を持って行うことにより、横浜は豊かな生活環境のある快適で暮らしやすい都市を目指します」と定めている。

また、実現の方向性と取組を10個示している。「横浜ならではの魅力を創造し都市の活力を高めよう」では、「横浜の立地条件を生かし、空港、港、道路、鉄道が一体的に機能するまちづくり、活力ある産業の集積とともに、新たな産業や観光資源の創出と活用に積極的に挑戦し、活力と競争力のあるまちを目指しましょう」と定めている。「暮らしやすい快適なまちづくりをしよう」では、「歴史的建造物や水・緑・文化などの地域の特性を反映しながら、都市の景観を守り、住民自らが活発なまちづくりを展開しましょう」と定めている。

実現のための基本姿勢として、「横浜を支える市民と行政がそれぞれの役割と責任を認識し、協力して都市の魅力や活力をつくるとともに、安心して生き生きと暮らせる社会を実現します」と定めている。

市民力と創造力により新しい『横浜らしさ』を生み出す都市

これからの20年、横浜が目指す都市の姿（機体）

都市像

市民力と創造力により新しい『横浜らしさ』を生み出す都市

横浜は、平和や人権の尊重を基調として、世界の窓口として歴史的に果たしてきた役割を常に認識し、知恵と活力を最大限に発揮し、市民が生き生きと暮らせる魅力あふれる都市であり続けます。

また、年齢や性別、階級の有無や国籍にとらわれず、多様な個性を尊重し、市民自らが多様な力を地域社会で発揮します。市民の意識と行動が、これらの機体をつくり出します。新しい『横浜らしさ』を生み出し世界に発信することで、横浜は常に新たな魅力と活力を創造し続けます。

都市像の推進力（第1エンジン）

市民力 ～市民の活力と知恵の結晶～

横浜の最大の活力の源は、多様で豊富な人材と、活発な市民活動です。

市民一人ひとりが広い視野と責任感を持って自発的に地域や社会活動に参加し、知恵と行動を結集することにより、生き生きと暮らせる都市の魅力と活力をつくりあげていきます。

都市像の推進力（第2エンジン）

創造力 ～地域の魅力と創造性の発揮～

横浜の最大の魅力は、豊かな水・緑と歴史の建造物や先進的な都市景観に加え、多様な文化や人々を受け入れてきた開放性と進取の気風です。国内外から人々や企業、国際機関などが集まり、それぞれの知恵や文化の融合により新たな魅力を創出し、世界で活躍する人々を多く、躍動する創造的都市をつくり出していきます。

実現の方向性と取組

- 1 多様な文化を持つ人々と共に生きよう
- 2 充実した学びにより豊かな人生を送ろう
- 3 子どもを温かく見守るのびのびと育てよう
- 4 横浜ならではの魅力を創造し都市の活力を高めよう
- 5 活発な情報交流により新たな可能性を創造していきましょう
- 6 個性を生かして働ける社会をつくらう
- 7 暮らしやすい快適なまちづくりをしよう
- 8 地球にやさしい都市環境を未来へ引き継ごう
- 9 住み続けたいと感じられる魅力をつくらう
- 10 ゆとりをもって安心して暮らそう

実現のための基本姿勢

市民力の発揮 ～新しい公共の創造～

●市民主体の取組……自らできることは自ら行うことを基本とし、世代間で互いに助け合い、連携しながら、市民が主体となって自主的に知恵と行動を結集し、取り組めます。

●協働による取組……市民と行政が互いに特性を生かし、地域課題や社会的な課題に協働して取り組み、多様なニーズへの細かく対応することで、市民生活の質の向上を目指します。

行政の役割 ～自律と分権の地方自治を目指して～

地方分権の流れの中で、特色ある「横浜らしさ」を発信し、新たな魅力と活力を創造するためには、市民との協働による「自治」と「協働」を進めるとともに、行政改革に取り組む、持続可能な行政運営を行い、市民満足度の高い自主的・自律的な大都市運営を目指します。

新しい『横浜らしさ』を生み出す柱（機体のシノボリ）

都市像を支える5つの柱

1. 世界の知が集まる交流拠点都市

知の創出や活動の重要性が高まる中で、国内外の知識や人が集まる場を積極的に提供するとともに、次世代を担う子どもたちを社会で温かく見守り、充実した教育環境の下、世界で活躍する人々をはくみします。

国際機関や研究活動の場が集まる横浜で、私たちと、世界から集まる多様な文化や技術を持つ人々が交流し、互いに切磋琢磨することにより、新しい文化芸術や先端技術を生み出し、特色ある都市の創造性を発揮することで、横浜は世界の知と知恵の拠点を目指します。
2. 新たな活躍の場を開拓する活力創造都市

社会経済のグローバル化や情報化が進み、都市間競争が激しくなる中で、横浜から新たなビジネスチャンスと企業活動を生み出すことにより、国内外から企業の集積を進め、多くの人に活躍の場を提供していきます。

高度な技術や人の集積による都市の創造力と、新しい就業の場の創出により、横浜は人も企業も躍動する活力あふれる都市を目指します。
3. 多様な働き方や暮らしができる生活快適都市

働き方が多様化し、年齢や性別による固定的な役割が変化する中で、個人の価値観に即して、働きながら地域や家庭での豊かな生活を送ることができるよう、高齢者や女性も生き生き暮らせるライフスタイルを実現していきます。

また、自然環境や都市景観など地域の特性に応じたまちづくりを市民自らが愛着を持って行うことにより、横浜は豊かな生活環境のある快適で暮らしやすい都市を目指します。
4. 市民の知恵がつくる環境行動都市

地球規模での環境問題がより深刻化する中で、身近なところで積極的に環境を守り、質の高い環境を創造していく行動を積み重ね、世界の良しとしての役割を果たします。

世界から集まる情報や知恵、人が集まり、その交流の中から新たな環境技術や取組を生み出すとともに、人と自然が共生し、環境と経済の好循環を実現する都市の姿を世界に発信することで、横浜は環境の港を目指します。
5. いつまでも安心して暮らせる安全安心都市

少子高齢社会の進行や人口の減少により、地域コミュニティが変化しても、そこで生活する人々が、人と人とのつながりを大切にし、互いに支え合うことができれば、暮らしの安全と安心が生まれます。

横浜は、一人ひとりの知恵と行動力を結集し、セーフティネットの行き届いた社会の仕組みをつくりあげていくことにより、いつまでも心豊かに暮らせる都市を目指します。

横浜市基本構想（長期ビジョン）概要

(4) 横浜ならではの魅力を創造し都市の活力を高めよう

横浜の活力を高めていくためには、活発な文化芸術活動や国際機関などの集積により、多様な人々が集まり、交流することで、横浜ならではの魅力と可能性を創造することが重要です。

ア 横浜の立地条件を生かし、空港、港、道路、鉄道が一体的に機能するまちをつくり、活力ある産業の集積とともに、新たな産業や観光資源の創出と活用に積極的に挑戦し、活力と競争力のあるまちを目指しましょう。

イ 横浜の活力の源である港の魅力を高めるために、アジアや世界に貢献する物流機能の強化とともに、海に親しめる憩いの機能も高めていきましょう。

ウ 環境に配慮した事業活動や技術開発、消費が活発に行われるとともに、豊かな自然環境と、都市活動が持続的に共存できるまちを目指しましょう。

エ 横浜の食を支える農業と都市生活を共存させ、大きな消費地を背景とした地産地消を積極的に進めるとともに、安全で新鮮な農産物を生み出す都市農業が活発に行われるまちを目指しましょう。

(7) 暮らしやすい快適なまちづくりをしよう

高齢社会や人口減少社会の中で、誰もが快適に暮らしていくためには、ライフスタイルや地域の特性に応じた住環境の中で生活し、身近な地域で様々な活動ができることが重要です。

ア 多様化するライフスタイルや、地域の特性に応じた質の高い住環境と効率的な交通体系が備わったまちを目指しましょう。

イ 誰もが働きやすい就業の場と居住の場のほか、楽しみ、学び、憩いの場などが駅を中心に近接するコンパクトなまちを目指しましょう。

ウ 歴史的建造物や水・緑・文化などの地域の特性を反映しながら、都市の景観を守り、住民自らが活発なまちづくりを展開しましょう。

実現の方向性と取組 ((4)・(7) 抜粋)

(2) 横浜市中期計画 2022～2025

「横浜市中期計画 2022～2025」は令和4(2022)年12月23日に策定した。計画期間は令和4(2022)年度から令和7(2025)年度までの4年間としている。2040年頃の横浜のありたい姿「共にめざす都市像」の実現に向け、全ての政策分野の基軸に据える上位指針としての基本戦略「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」に加え、9つの戦略と38の政策等を取りまとめている。

9つの戦略のうち本計画に関連するものとして、「戦略5 新たな価値を創造し続ける郊外部のまちづくり」の「政策26 郊外部における多様な機能の誘導」、「戦略6 成長と活力を生み出す都心・臨海部のまちづくり」の「政策29 活力ある都心部・臨海部のまちづくり」では「関内・関外地区の活性化推進」と「魅力あふれる都市空間の形成」、「政策30 市民に身近な文化芸術創造都市の推進」においては「歴史と創造性を生かしたまちづくり」が掲げられている。

II 共にめざす都市像（めざす未来の具体像）

市民生活 の未来

暮らしやすく誰もが WELL-BEING[※]を実現できるまち

社会や時代の変化に適応しながら、あらゆる世代・多様な市民の皆様、一人ひとりが自分らしく活躍でき、いきいきと安心して暮らすことのできる、そのような市民生活の実現を目指します。

都市 の未来

人や企業が集い、つながり、 新しい価値を生み出し続けるまち

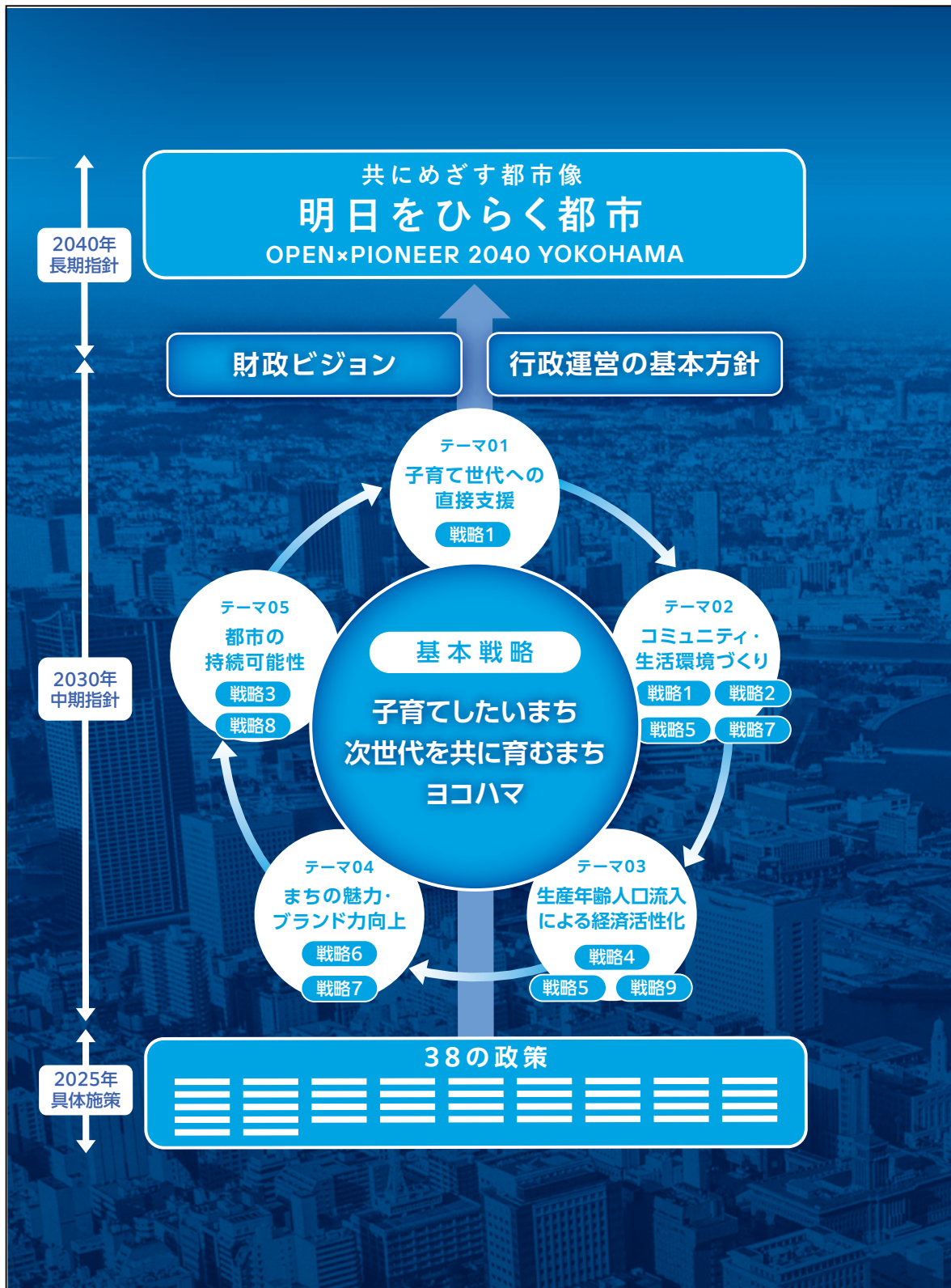
これまでの歴史の中で、受け継いだ様々な価値と、新たに生み出す価値を織り交ぜながら、常に変化し、独自の魅力を発信し続け、人と企業が集う都市を目指します。

都市基盤 の未来

変化する時代・社会に適応し、市民生活や 都市を支える新しい在り方を実現し続けるまち

交通インフラ、脱炭素、環境保全、災害対策など、横浜での暮らしや様々な活動を支え、持続可能な都市として発展・進化し続けるための強い基盤づくりを目指します。

※ WELL-BEING：幸福で肉体的、精神的、社会的全てにおいて満たされた状態のこと。



計画の全体像

◎ 主な施策

<p>1 鉄道駅周辺のまちづくりの推進</p>	<p>主管局 都市整備局</p>	<p>施策指標 鉄道駅周辺の生活拠点の整備・誘導</p>				
<p>主要な鉄道駅周辺では、市街地開発事業等により、駅前広場や歩行者空間等の整備・改善、商業・業務施設や都市型住宅、生活利便施設などの機能の集積・更新を図りながら、個性ある生活拠点を形成します。また、規制誘導手法等を活用し、多様な働き方や暮らし方を支える機能の誘導やにぎわいの創出など民間の活力を生かしたまちづくりを進めます。</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>直近の現状値</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業中4地区</td> <td>完了3地区、事業中6地区(4か年)</td> </tr> </tbody> </table>	直近の現状値	目標値	事業中4地区	完了3地区、事業中6地区(4か年)
直近の現状値	目標値					
事業中4地区	完了3地区、事業中6地区(4か年)					
<p>2 多様な主体と連携した持続可能な郊外住宅地再生の推進</p>	<p>主管局 建築局、都市整備局</p>	<p>施策指標 持続可能な郊外住宅地の取組数</p>				
<p>多様な世代が豊かに暮らし続けられるよう、郊外部において地域や民間事業者、大学等の多様な主体と連携し、生活支援機能の確保、コミュニティの充実等を図るとともに、デジタル技術の活用や脱炭素化に資する取組の推進等を通じて、地域の課題解決や魅力発信などに取り組みます。また、公共施設や民間施設の土地利用転換を契機とした、公民連携による地域の再生を進めます。</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>直近の現状値</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7地区</td> <td>9地区(4か年)</td> </tr> </tbody> </table>	直近の現状値	目標値	7地区	9地区(4か年)
直近の現状値	目標値					
7地区	9地区(4か年)					
<p>3 郊外部における多様な機能の誘導</p>	<p>主管局 建築局</p>	<p>施策指標 用途地域等の見直し地区数</p>				
<p>郊外住宅地の魅力向上に資する身近な農地、公園緑地、水辺、歴史などの地域資源を生かしたまちづくりや、日常生活を支えるサービスの充実、働く場や地域の居場所づくりなどを推進するため、時代に即した用途地域や特別用途地区、許可基準、風致地区等や、まちづくりに関するルールの特典・見直し等を行い、多様な機能の誘導を図ります。</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>直近の現状値</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>90地区以上(4か年)</td> </tr> </tbody> </table>	直近の現状値	目標値	—	90地区以上(4か年)
直近の現状値	目標値					
—	90地区以上(4か年)					
<p>4 戦略的な土地利用の誘導・推進</p>	<p>主管局 政策局、建築局、都市整備局、道路局</p>	<p>施策指標 戦略的な土地利用にむけた検討</p>				
<p>市街地の大規模な土地利用転換、鉄道駅やインターチェンジのインフラ整備、大学等の機能強化などの機会を捉え、緑や農地の保全とのバランスを図りながら、都市計画マスタープラン等の改定とあわせて、市街地調整区域を含めた戦略的な土地利用誘導を進めます。また、市内米軍施設跡地については、地権者等と連携しながら、周辺の都市基盤整備等も含め跡地利用を推進します。</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>直近の現状値</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推進</td> <td>推進</td> </tr> </tbody> </table>	直近の現状値	目標値	推進	推進
直近の現状値	目標値					
推進	推進					
<p>5 郊外部における新たな活性化拠点の形成</p>	<p>主管局 都市整備局</p>	<p>施策指標 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業の事業進捗</p>				
<p>旧上瀬谷通信施設地区において、環境と共生した郊外部の新たな活性化拠点の実現に向け、土地区画整理事業等により農業基盤や道路、公園などの都市基盤施設の整備を推進するとともに、大規模な土地利用の転換に伴う交通需要に対応するため、新たな交通の導入に向けた検討と、周辺道路のネットワーク強化を進めます。</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>直近の現状値</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業化検討</td> <td>事業中</td> </tr> </tbody> </table>	直近の現状値	目標値	事業化検討	事業中
直近の現状値	目標値					
事業化検討	事業中					
<p>6 国際園芸博覧会の開催に向けた取組の推進</p>	<p>主管局 都市整備局</p>	<p>施策指標 国際園芸博覧会開催の市民認知度</p>				
<p>博覧会の成功に向けて、「公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会」と連携し、博覧会の認知度向上、市民や企業等の参加意欲の向上など機運醸成の取組を加速するとともに、会場周辺のインフラ整備や、快適で効率的な輸送システムを構築します。</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>直近の現状値</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24.5%</td> <td>90%</td> </tr> </tbody> </table>	直近の現状値	目標値	24.5%	90%
直近の現状値	目標値					
24.5%	90%					

政策 26 人を惹きつける郊外部のまちづくり

◎ 主な施策

<p>1 横浜駅・みなとみらい・東神奈川臨海部周辺のまちづくりの推進</p> <p>横浜駅周辺（エキサイトよこはま22）、みなとみらい21、東神奈川臨海部周辺の開発などを通じて、国内外の多様なニーズに対応した、都心にふさわしい高度な商業・業務・居住機能等の集積を進めます。また、民間の街区開発と連携して計画的に基盤整備を進めるとともに、イベント開催時の混雑改善に向けた先端技術の活用、エリアマネジメントの活性化による地区の魅力づくりや公民連携による大都市脱炭素化モデルの構築に取り組めます。</p> <p><small>※令和4年4月にみなとみらい21地区が、環境省が実施する「脱炭素先行地域」に選定</small></p>	<p>主管局 都市整備局</p>	<p>施策指標</p> <p>①横浜駅周辺における開発事業 ②東神奈川臨海部周辺における開発事業 ③みなとみらい21地区における開発事業</p> <table border="1"> <tr> <th>直近の現状値</th> <th>目標値</th> </tr> <tr> <td>①事業中 ②事業中 ③事業中</td> <td>①完了 ②完了 ③事業中</td> </tr> </table>	直近の現状値	目標値	①事業中 ②事業中 ③事業中	①完了 ②完了 ③事業中
直近の現状値	目標値					
①事業中 ②事業中 ③事業中	①完了 ②完了 ③事業中					
<p>2 関内・関外地区の活性化推進</p> <p>開港以来の歴史・文化を生かしながら、新たな開発や企業集積等により、業務・ビジネスの再生やにぎわいと活力づくりを推進します。特に、「国際的な産学連携」「観光・集客」をテーマとする関内駅周辺地区や新市庁舎を中心とする北仲通地区等の拠点づくりを実現するとともに、回遊性を高めるための基盤整備に取り組みます。</p> <p>また、横浜文化体育館の再整備等、スポーツによる地域活性化にも取り組みます。</p>	<p>主管局 都市整備局</p>	<p>施策指標</p> <p>①関内駅周辺における開発事業 ②北仲通地区における開発事業</p> <table border="1"> <tr> <th>直近の現状値</th> <th>目標値</th> </tr> <tr> <td>①事業中 ②—</td> <td>①事業中 ②事業中</td> </tr> </table>	直近の現状値	目標値	①事業中 ②—	①事業中 ②事業中
直近の現状値	目標値					
①事業中 ②—	①事業中 ②事業中					
<p>3 新横浜都心のまちづくりの推進</p> <p>都心機能と周辺の自然環境や居住機能、集客施設等の相乗効果を発揮する計画的なまちづくりを進めます。そのため、新横浜都心のポテンシャルを生かす将来のまちづくりビジョンを策定するとともに、地区計画等の規制誘導手法を活用し、業務、居住、商業等のバランスのとれた都心機能を誘導していきます。</p> <p>また、地域とともに、横浜の玄関口にふさわしい新横浜駅を中心とした回遊性の強化と拠点づくりを進めます。</p>	<p>主管局 都市整備局</p>	<p>施策指標</p> <p>新横浜駅南地区のまちづくり</p> <table border="1"> <tr> <th>直近の現状値</th> <th>目標値</th> </tr> <tr> <td>推進</td> <td>推進</td> </tr> </table>	直近の現状値	目標値	推進	推進
直近の現状値	目標値					
推進	推進					
<p>4 京浜臨海部のまちづくりの推進</p> <p>国際競争力の強化や魅力向上に向け、「技術革新」「産業観光」を柱としたまちづくりを推進します。そのため、立地企業等と連携しながら、先進的な産業技術拠点の形成や、脱炭素イノベーションの創出、各企業が持つ優れた技術を活用した魅力創出などに取り組めます。</p>	<p>主管局 都市整備局</p>	<p>施策指標</p> <p>まちづくりの具体化へ向けた検討</p> <table border="1"> <tr> <th>直近の現状値</th> <th>目標値</th> </tr> <tr> <td>推進</td> <td>推進</td> </tr> </table>	直近の現状値	目標値	推進	推進
直近の現状値	目標値					
推進	推進					
<p>5 山下ふ頭再開発の推進</p> <p>山下ふ頭の持つ優れた立地と広大な開発空間を生かし、横浜経済をけん引するまちづくりを推進します。</p> <p>市民や事業者の皆様からいただいた御意見等を踏まえ、地域の関係者・有識者等で構成される委員会での新たな事業計画案の検討を進めます。</p>	<p>主管局 港湾局</p>	<p>施策指標</p> <p>再開発に向けた検討</p> <table border="1"> <tr> <th>直近の現状値</th> <th>目標値</th> </tr> <tr> <td>推進</td> <td>推進</td> </tr> </table>	直近の現状値	目標値	推進	推進
直近の現状値	目標値					
推進	推進					
<p>6 回遊性の向上と多様な主体の連携によるにぎわいづくりの推進</p> <p>地区内外における多様な交通手段と新たな移動サービスや観光施設等をつなぎ、楽しく快適に移動できる交通環境の充実を図ることで、回遊性を向上させます。また、道路空間の機能向上やシェアサイクルの充実など、歩行者や自転車にとっても優しいまちづくりを推進します。加えて、エリアマネジメント活動の広域的な実施、公共空間の再整備や演出・利活用、イベントの開催などにぎわいづくりを進めるとともに、市民や企業等と連携したまちの美化の推進による快適な歩行者空間の形成、クルーズ旅客の受け入れ環境の整備などに取り組めます。</p>	<p>主管局 都市整備局</p>	<p>施策指標</p> <p>既存の交通モードと新たな移動サービスや観光施設等との連携</p> <table border="1"> <tr> <th>直近の現状値</th> <th>目標値</th> </tr> <tr> <td>推進</td> <td>推進</td> </tr> </table>	直近の現状値	目標値	推進	推進
直近の現状値	目標値					
推進	推進					
<p>7 魅力あふれる都市空間の形成</p> <p>良好な景観形成やにぎわい創出のため、屋外広告物・景観制度の活用を推進するとともに、都心部から郊外部まで、地域の歴史・資源に光を当てた都市空間の形成・活用など、都市デザインの総合調整を行い、横浜の個性と魅力を磨きます。</p>	<p>主管局 都市整備局</p>	<p>施策指標</p> <p>市内の景観に関する満足度</p> <table border="1"> <tr> <th>直近の現状値</th> <th>目標値</th> </tr> <tr> <td>76% (4か年平均)</td> <td>78% (4か年平均)</td> </tr> </table>	直近の現状値	目標値	76% (4か年平均)	78% (4か年平均)
直近の現状値	目標値					
76% (4か年平均)	78% (4か年平均)					

政策 29 活力ある都心部・臨海部のまちづくり市民に身近な文化芸術創造都市の推進

◎ 主な施策

<p>1 文化芸術を通じた次世代育成と共生社会実現に向けた取組</p> <p>学校や文化施設において、子どもたちの創造性や感受性を育むための文化芸術体験等の次世代育成や、障害の有無・国籍・居住エリア等にかかわらず、文化施設や身近な地域で、誰もが文化芸術に触れる機会を充実させます。</p>	<p>主管局 文化観光局</p>	<p>施策指標</p> <p>芸術文化教育プログラムへの子どもたちの参加者数</p> <table border="1"> <tr> <th>直近の現状値</th> <th>目標値</th> </tr> <tr> <td>12,823人/年</td> <td>15,200人/年</td> </tr> </table>	直近の現状値	目標値	12,823人/年	15,200人/年
直近の現状値	目標値					
12,823人/年	15,200人/年					
<p>2 文化芸術による街のにぎわいの創出と国内外への発信</p> <p>現代アートの国際展横浜トリエンナーレや、市民参加などによる多彩なアートイベント等を開催することで、横浜の魅力や国内外へ発信し、プレゼンスの向上、にぎわいの創出を図り、文化芸術創造都市を推進します。</p>	<p>主管局 文化観光局</p>	<p>施策指標</p> <p>アートイベントの来場者数</p> <table border="1"> <tr> <th>直近の現状値</th> <th>目標値</th> </tr> <tr> <td>18.2万人 (4か年)</td> <td>29.7万人 (4か年)</td> </tr> </table>	直近の現状値	目標値	18.2万人 (4か年)	29.7万人 (4か年)
直近の現状値	目標値					
18.2万人 (4か年)	29.7万人 (4か年)					
<p>3 歴史と創造性を生かしたまちづくり</p> <p>創造界隈拠点などの歴史的建造物等を活用した魅力的なまちづくりを推進します。</p> <p>あわせて、都心臨海部の景観を先端技術による光と音楽で演出するなど、横浜ならではの夜景をまちぐるみで創出します。</p> <p>また、「横浜市文化財保存活用地域計画」に基づき、横浜に残る多様な文化財等の保存・活用を効果的に進め、市民の学びの機会の充実を図ります。</p>	<p>主管局 文化観光局、都市整備局、教育委員会事務局</p>	<p>施策指標</p> <p>港の夜景の演出参加施設数</p> <table border="1"> <tr> <th>直近の現状値</th> <th>目標値</th> </tr> <tr> <td>27施設/年</td> <td>45施設/年</td> </tr> </table>	直近の現状値	目標値	27施設/年	45施設/年
直近の現状値	目標値					
27施設/年	45施設/年					
<p>4 市民の文化芸術活動への支援と環境整備</p> <p>鑑賞、創作、体験、発表の機会の充実を図り、地域の活性化につながる文化芸術活動を支援します。</p> <p>また、地域文化芸術活動の拠点となる区民文化センターは、未整備区を対象に、再開発等まちづくりの機会に合わせて、区内公共施設の利用を踏まえ必要な機能の検討・整備を進めます。</p>	<p>主管局 文化観光局</p>	<p>施策指標</p> <p>文化施設の稼働率*</p> <table border="1"> <tr> <th>直近の現状値</th> <th>目標値</th> </tr> <tr> <td>73%/年</td> <td>80%/年</td> </tr> </table>	直近の現状値	目標値	73%/年	80%/年
直近の現状値	目標値					
73%/年	80%/年					

*所管する施設のうち、休館中の施設を除く平均稼働率

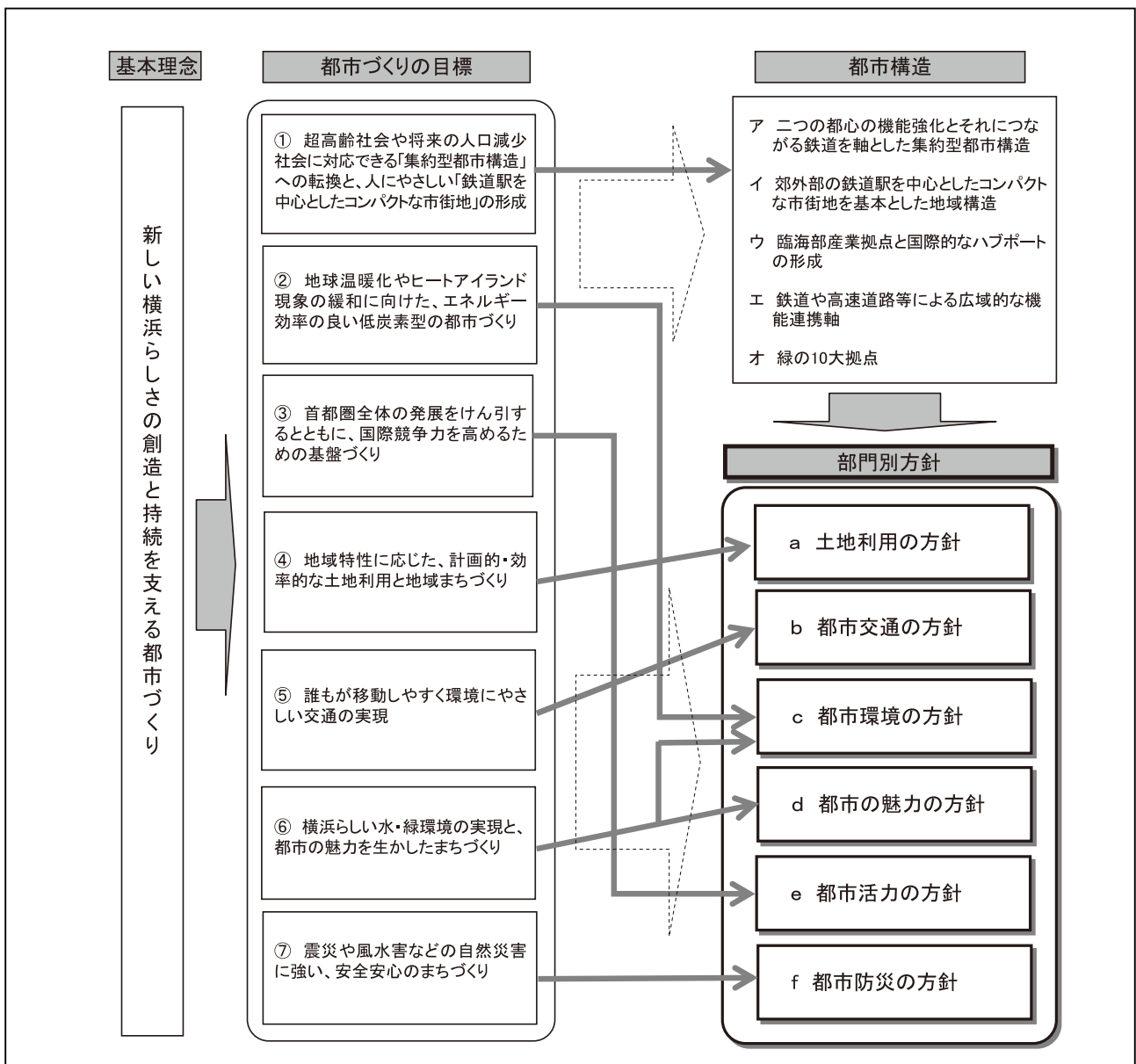
政策 30 市民に身近な文化芸術創造都市の推進

(3) 横浜市都市計画マスタープラン

横浜市都市計画マスタープランは、平成12年（2000）1月に初めて策定され、その後10年余りが経過した。この間、横浜市基本構想（長期ビジョン）が策定され、それに伴い各分野別計画等の改定も進んだ。今後人口減少社会の到来が予測されるなど、社会経済状況も変化しているため、それに合わせ、平成25年（2013）改定を行った。横浜市基本構想（長期ビジョン）と合わせ、令和7年（2025）を基本的な目標年次としている。

都市づくりの基本理念の一項目として「港、水・緑、歴史、文化など、横浜の持つ資産や環境を生かしたまちづくり」を掲げている。都市づくりの目標の一つとして、「横浜らしい水・緑環境の実現と、都市の魅力を生かしたまちづくり」を定めている。

部門別方針では、「d 都市の魅力の方針」として、「4-2（1）②歴史的建造物の保全、活用の推進」、「4-2（2）③美しい港の景観形成」、「4-3(2) 地域の歴史や個性を生かしたまちづくりの推進」が掲げられている。また、「e 都市活力の方針」として、「5-3（2）観光資源の活用と機能強化」が掲げられている。



7つの「都市づくりの目標」と、それらの目標を実現するための「都市構造」と「部門別方針」の関係性

4 都市の魅力の方針

■方針の体系

4-1 都市の魅力向上の基本方針

4-2 都市デザイン及び創造都市の取組による魅力向上の方針

(1) 横浜の個性を生かした都市空間の形成

- ①魅力づくりの推進
- ②歴史的建造物の保全、活用の推進
- ③公共空間のデザイン演出

(2) 臨海部の水辺空間を生かした魅力向上

- ①市民に開放された水辺空間の形成
- ②水辺における多様な活動の推進
- ③美しい港の景観形成

4-3 市民生活の質や地域にふさわしい魅力向上の方針

(1) 多様性を感じさせる景観形成

- ①河川周辺における景観形成
- ②幹線道路周辺における景観形成
- ③まとまった樹林地・農地、里山、谷戸、大規模公園等の景観形成

(2) 地域の歴史や個性を生かしたまちづくりの推進

(3) 市民・事業者・行政の協働によるまちづくりの推進

5 都市活力の方針

■方針の体系

5-1 都市活力の基本方針

5-2 都心部の競争力向上及び活力を支える産業基盤強化の方針

(1) 都心部の活力、競争力の向上

- ①横浜駅周辺地区の開発促進
- ②みなとみらい21地区の開発促進
- ③関内・関外地区の活性化の推進
- ④横浜都心とつながる内港地域の活性化の推進
- ⑤新横浜都心の機能強化

(2) 技術・経営革新（イノベーション）の促進による産業の活性化

- ①中小企業の競争力強化による成長支援
- ②成長分野における産業の振興・拠点の形成
- ③国内外からの企業誘致の推進

(3) 国際競争力強化と産業イノベーションを支える交通基盤等の構築

- ①空港へのアクセス強化
- ②産業拠点から国土軸、首都圏全体へのアクセス強化
- ③港湾の機能強化と背後地とのアクセス強化
- ④市場の再編と機能強化
- ⑤高度情報化社会への対応
- ⑥次世代型都市インフラの構築

5-3 MICE・観光の機能強化の方針

(1) MICE誘致・開催支援促進のための機能強化

(2) 観光資源の活用と機能強化

5-4 市民生活の利便性向上の方針

(1) 鉄道駅周辺地区整備の推進

(2) 住宅市街地の活性化

(4) 横浜市景観計画

平成20年(2008)4月1日、景観法に基づく「横浜市景観計画」を施行し、令和5年(2023)1月15日に一部変更した。横浜市の行政区域(地先公有水面を含む)(以下「横浜市全域」という。)を景観計画区域としている。ただし、横浜市全域のうち、地区に応じた良好な景観を形成する地区(以下「景観推進地区」という。)を、関内地区、みなとみらい21中央地区、みなとみらい21新港地区、山手地区としている。

「良好な景観形成の考え方」では、「横浜らしい景観をつくる10のポイント」を掲げている。また、「地域ごとの景観づくりの方向性」を定めている。

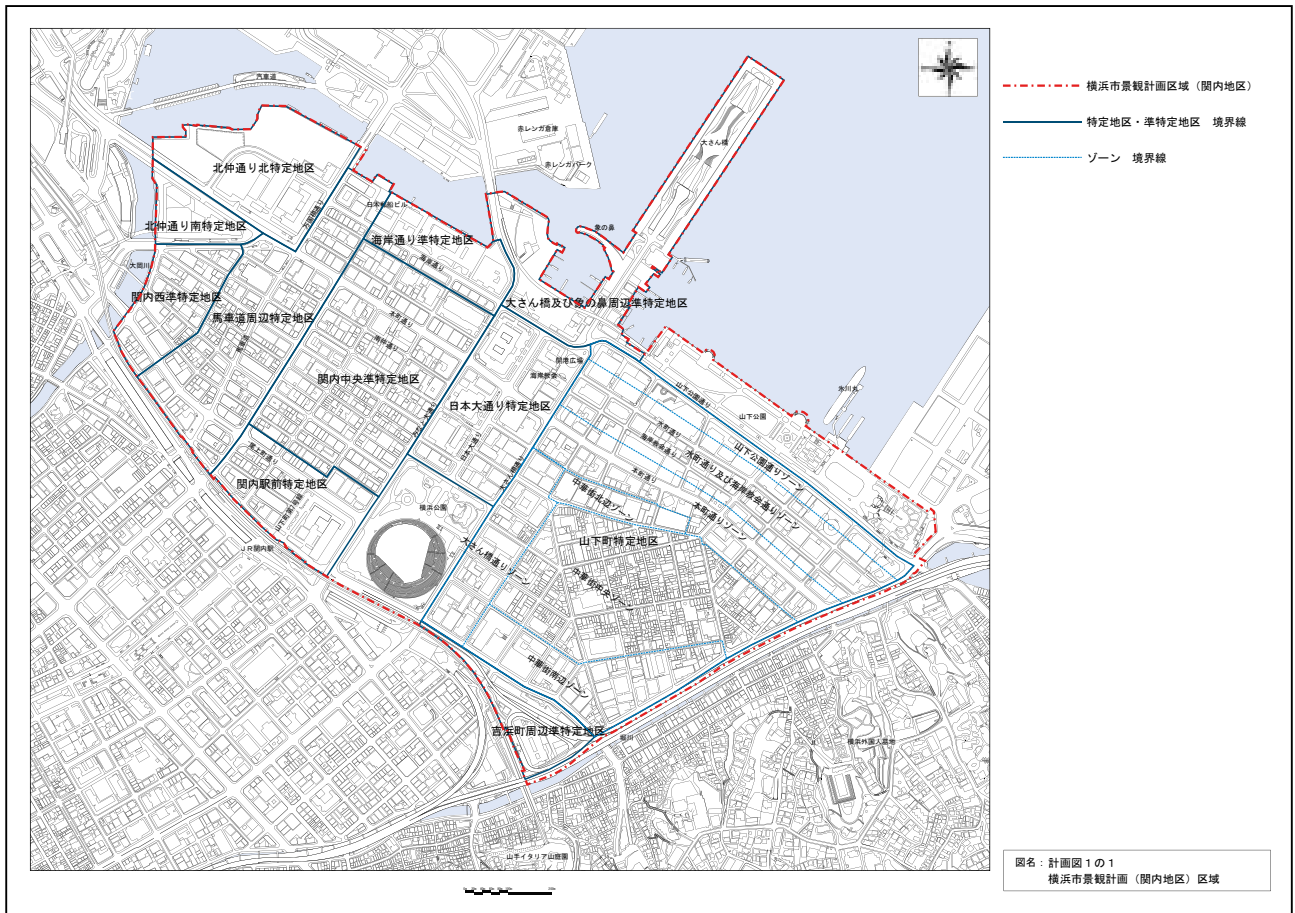
【横浜らしい景観をつくる10のポイント】

- ① 街の個性と調和の取れた魅力的な街並みの形成
- ② 安全で快適な歩行者空間の景観づくり
- ③ 歴史的景観資源の保全と活用による景観づくり
- ④ 水と緑の保全・活用と創出による景観づくり
- ⑤ 身近な生活空間での景観づくり
- ⑥ 人々の交流や賑わいの景観づくり
- ⑦ 街の個性を引き立たせる夜間景観
- ⑧ 周囲に比べ、高さや大きさのある建築物の景観的工夫
- ⑨ 屋外広告物の景観的配慮
- ⑩ 想像力がかきたてられ、物語性が感じられる景観づくり

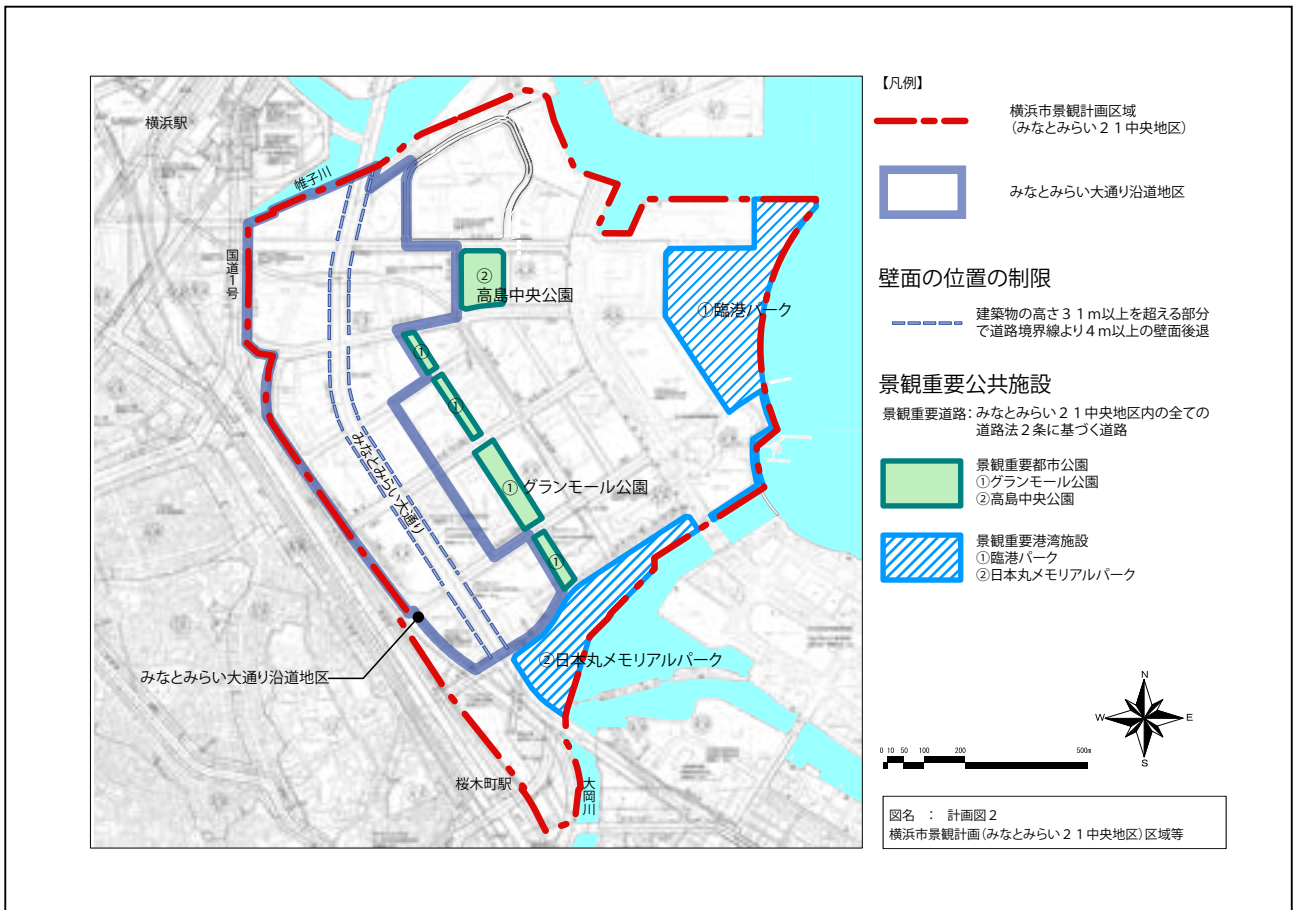
【地域ごとの景観づくりの方向性】

- ① 臨海部
物流・生産機能の再編などの変化にあわせて、スケールの大きさを生かした景観づくりを進めていきます。
- ② 都心部
多様な人々の交流や街の活力を生む横浜の顔として、都心臨海部と新横浜都心の二大拠点の景観づくりを進めていきます。
- ③ 高密度な既成市街地
親しみのある街並みや高低差を生かした景観づくりを進めていきます。
- ④ 郊外駅前及び周辺
地域住民が街への誇りや愛着を深め、来街者と共に賑わうなど、様々な人との交流を生かした景観づくりを進めていきます。
- ⑤ 郊外住宅地
年代や生活スタイルにあわせた、様々な街の使い方による身近な景観づくりを進めていきます。
- ⑥ 水・緑と農のある郊外
身近にある自然環境を実感できる、水・緑や農とのふれあいを通した景観づくりを進めていきます。

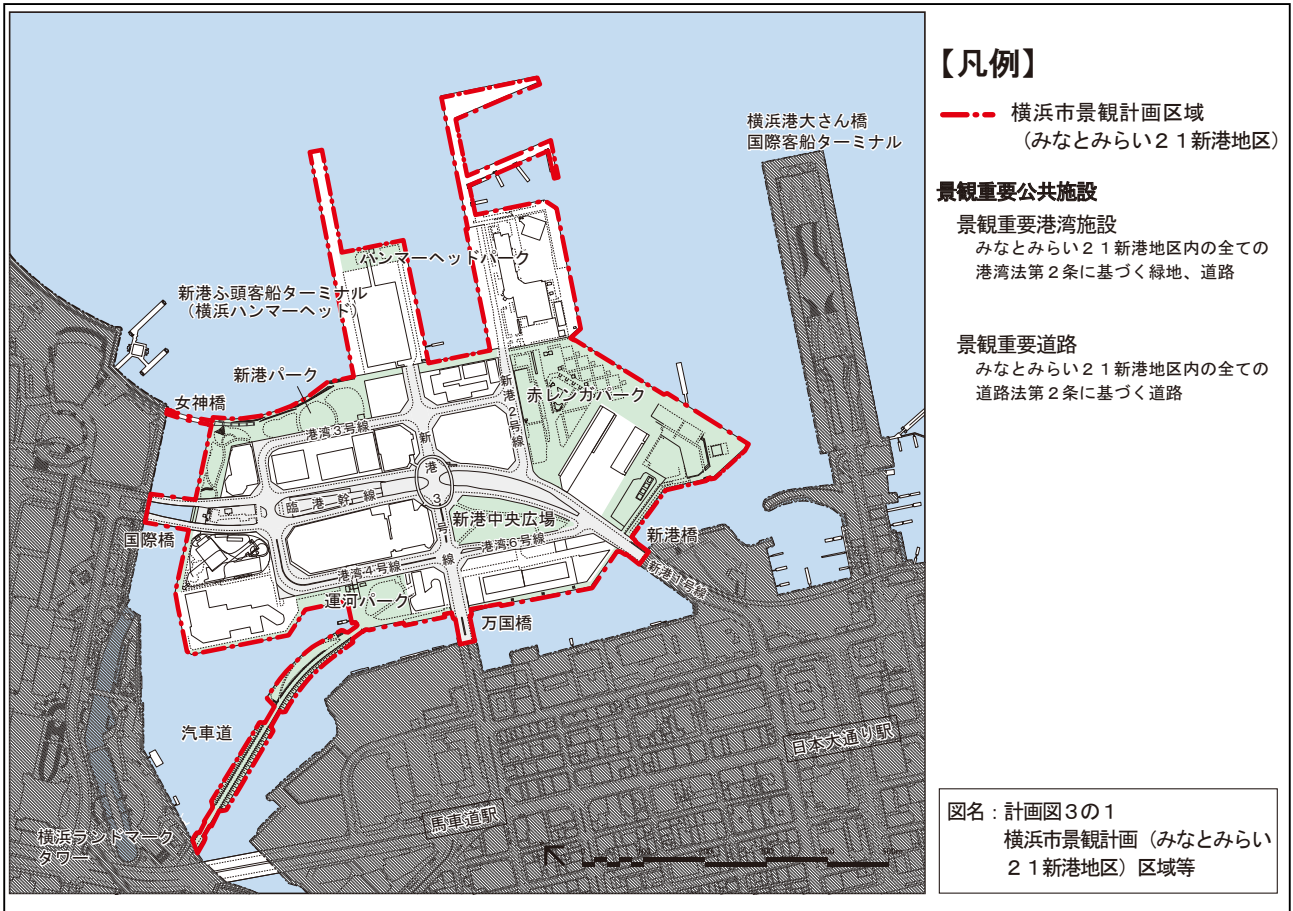
横浜らしい景観をつくる10のポイントと地域ごとの景観づくりの方向性



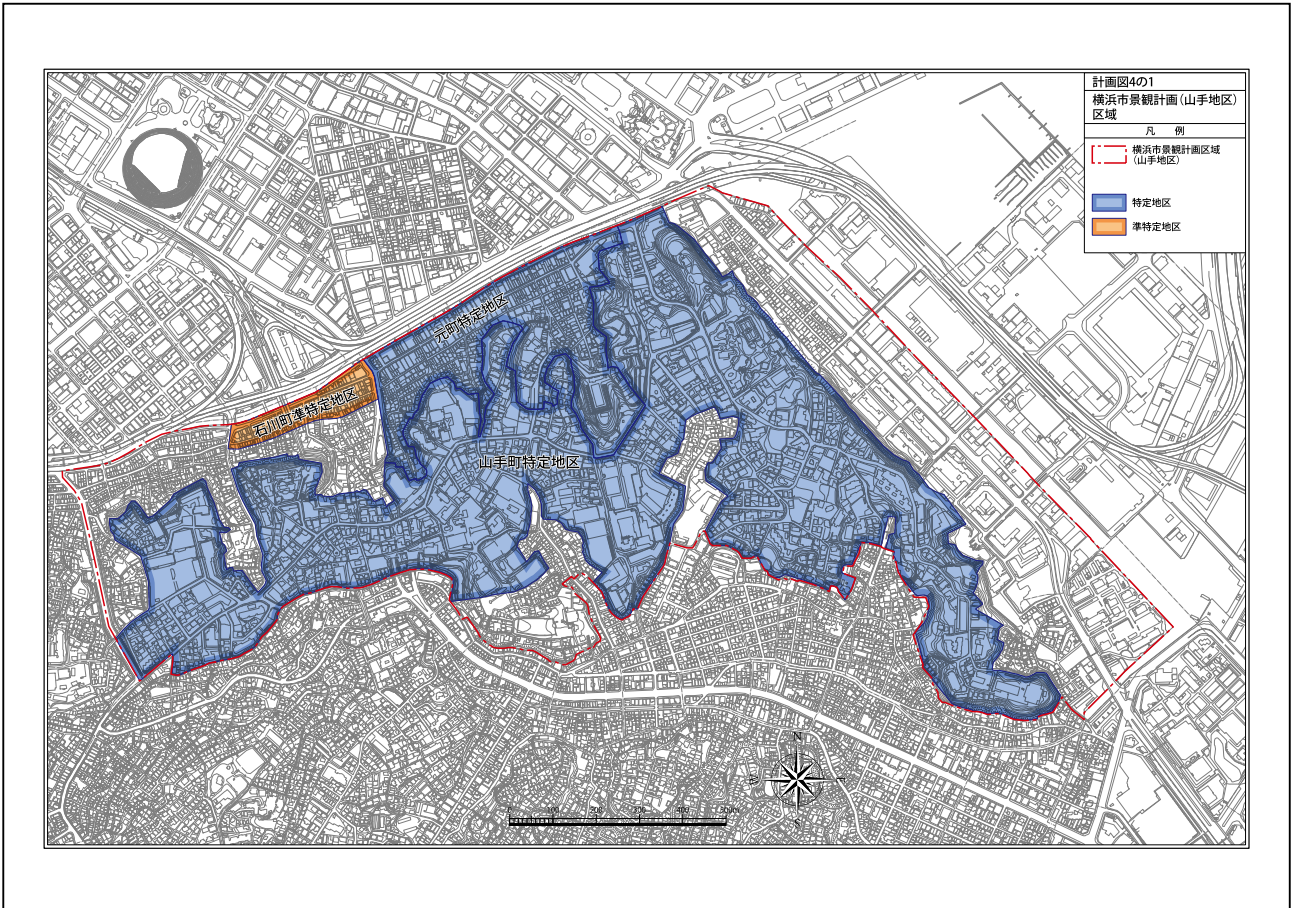
横浜市景観計画（関内地区）区域図



横浜市景観計画（みなとみらい21中央地区）区域図



横浜市景観計画（みなとみらい21新港地区）区域図

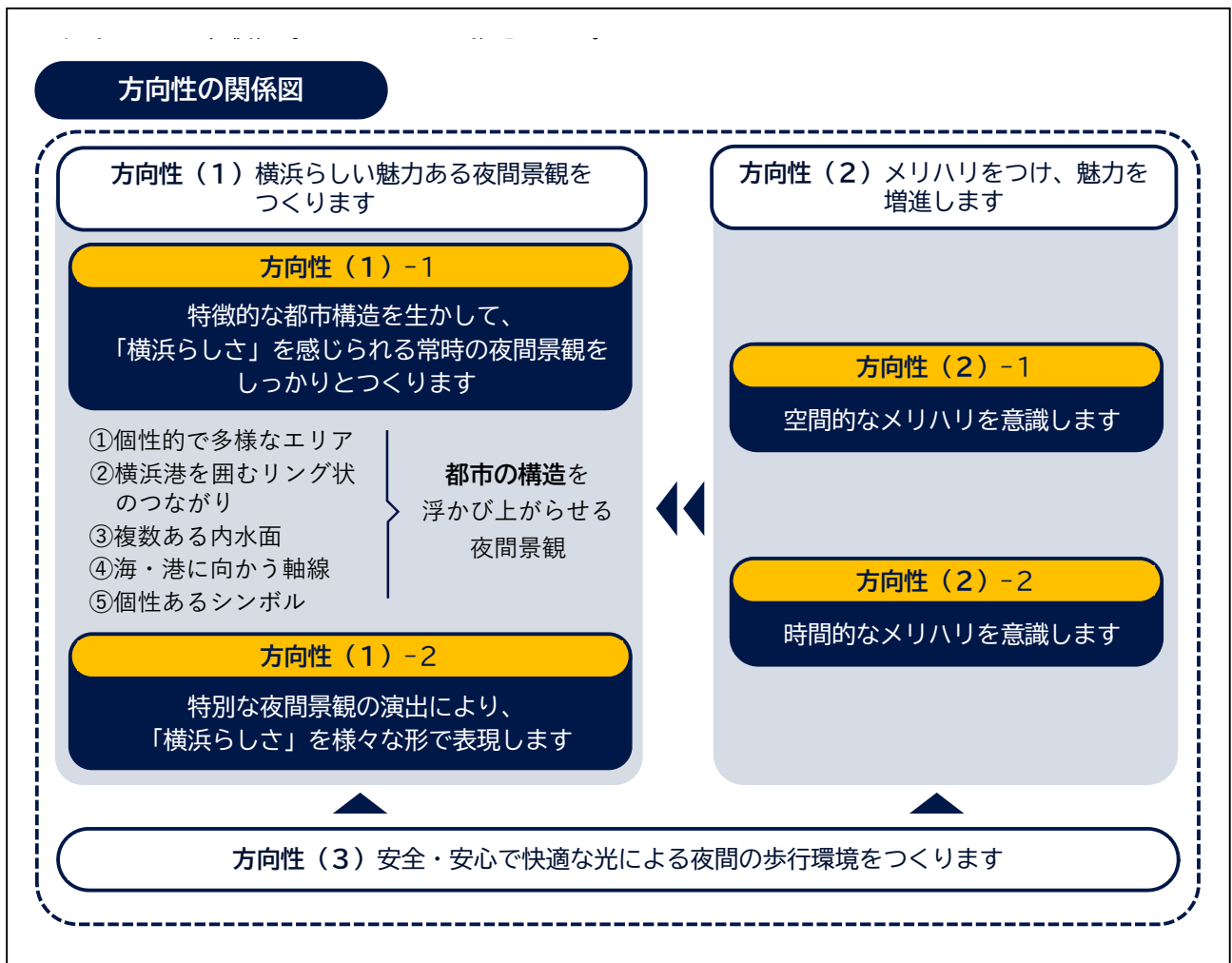


横浜市景観計画（山手地区）区域図

(5) 横浜市都心臨海部夜間景観形成ガイドライン

市民・事業者・行政それぞれが、夜間景観形成の方向性や演出方法に対する理解を深め、都心臨海部の夜間景観をより魅力的にしていくために、令和4年（2022）7月、「横浜市都心臨海部夜間景観形成ガイドライン」を策定した。

都心臨海部の夜間景観の方向性（1）「横浜らしい魅力ある夜間景観を作ります」では、「個性あるシンボル」すなわちシンボルとなる建造物を、「横浜やエリアの個性の象徴として印象づけ、「港町・横浜らしさ」を感じる夜間景観をつくる」としている。例えば、歴史的建造物の本来の色を尊重した照明とすることを挙げている。方向性（2）「メリハリをつけ、魅力を増進します」では、空間的なメリハリを意識し、エリア全体を一様に明るくするのではなく、エリアを部分的に明るくすることによりその箇所を引き立たせたり、また特定の建物や通りの周辺は落ち着かせるなど、抑揚のある街並みとなるよう配慮するとしている。例えば、歴史的建造物をライトアップし、敷地同士の光に強弱をつけ、シンボル性を演出していることを挙げている。



方向性の関係図

方向性（１）横浜らしい魅力ある夜間景観をつくります

方向性（１）- 1

特徴的な都市構造を生かして、「横浜らしさ」を感じられる常時の夜間景観をしっかりつくります

構造⑤ 個性あるシンボル ⇒ 横浜やエリアの個性の象徴として印象づけ、「港町・横浜らしさ」を感じる夜間景観をつくる

- シンボルとなる建造物は、その特徴を効果的に魅せる照明の工夫などにより、昼とは異なる形で横浜やエリアの個性を印象づけます。



夜間景観の方向性（１）- 1、構造⑤

方向性（２）メリハリをつけ、魅力を増進します

方向性（２）- 1 空間的なメリハリを意識します

- エリア全体を一律に明るくするのではなく、エリアを部分的に明るくすることによりその箇所を引き立たせたり、また特定の建物や通りについて際立たせたい箇所は照らし、その周辺は落ち着いた光などで、空間的なメリハリをつけることで、抑揚のある街並みとなるよう配慮します。



夜間景観の方向性（２）- 1

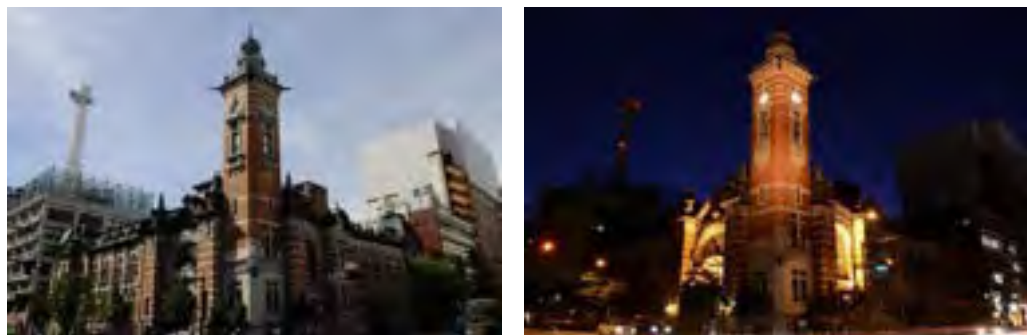
魅力ある夜間景観により実現したいことでは、「昼と夜の異なる顔で、横浜の景観を二度味わえる街」、「横浜を象徴する“いつもの”景色がある街」が関連深い。前者は光の特性を生かすことで、昼とは異なる街の表情をつくり夜も滞在したくなる街を目指すとしている。後者は、全体としてまとまりのある、横浜らしい印象的な「いつもの」景色を形成し未来にわたって維持していくとしている。

2. 魅力ある夜間景観により実現したいこと

魅力ある夜間景観の創出は、横浜の街そのものの魅力を向上させ、夜間の滞在人口の増加にもつながります。市民・事業者・行政が目標を共有し、それぞれの取組が連携しながら、様々な手法で夜間景観を魅力的にしていくことが重要です。

2-1. 昼と夜の異なる顔で、横浜の景観を二度味わえる街

光の特性を生かし、特徴的な建物を際立たせることや、複数の建物を同じ色でライトアップしてまとまりとして見せることなどにより、昼は多くの建物に埋もれて見えなかった個性が顕在化し、あるいは同じ建物でも異なる見え方になります。昼とは異なる街の表情をつくることで、昼だけでなく夜も滞在したくなる街を目指します。



昼と夜の建物の見え方の変化（横浜市開港記念会館）

2-5. 横浜を象徴する“いつもの”景色がある街

市民にとっては、旅行先から帰ってくる際に見るとホッとするような、また来街者にとっては、一度行ってみたい・また行きたいと思えるような、全体としてまとまりのある、横浜らしい印象的な「いつもの」景色を形成し、未来にわたって維持していきます。



歴史的建造物である横浜赤レンガ倉庫と近未来的な高層ビルが融合した横浜らしい“いつもの”夜間景観

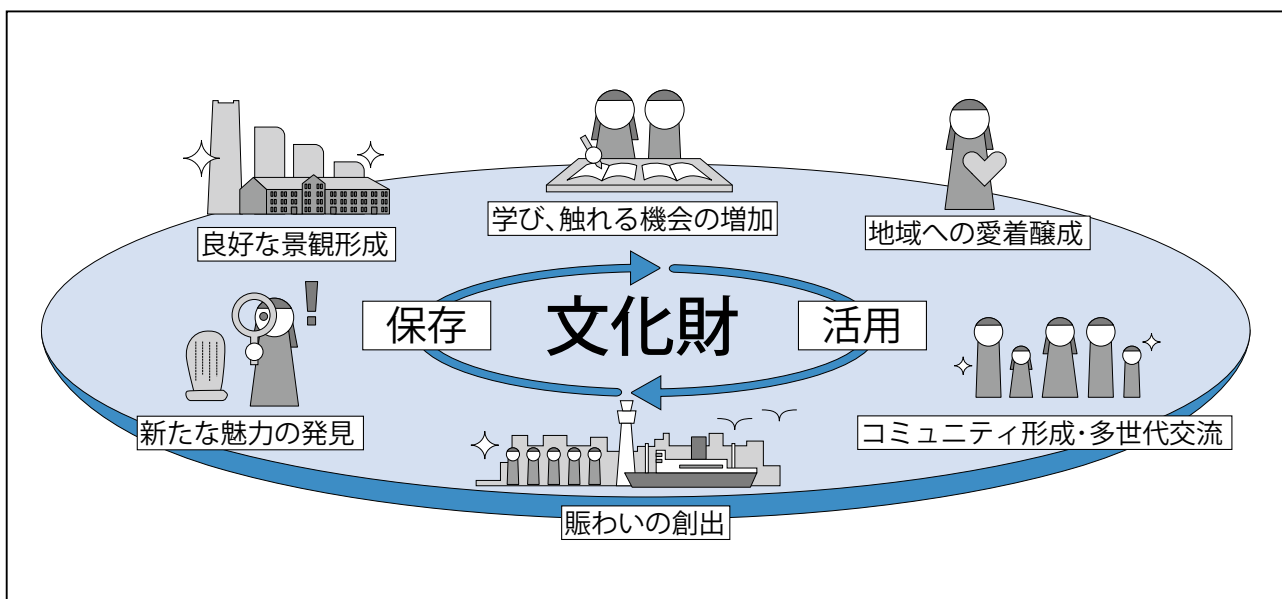
魅力ある夜間景観により実現したいこと（2-1、2-5 抜粋）

(6) 横浜市文化財保存活用地域計画（策定検討中：令和6年6月時点）

横浜市における文化財の保存・活用の基本的な方向性や取組を可視化し、多様な主体が連携して文化財の保存・活用の取組を計画的、継続的に推進するため、令和元年（2019）に策定された神奈川県文化財保存活用大綱を勘案し、文化財保護法に基づく「横浜市文化財保存活用地域計画」が令和6年（2024）に認定された。

本計画では、文化財の「保存」と「活用」が対立するものではなく、相互に効果を及ぼしながら好循環を実現することを基本的な考えとし、「まもる」、「いかす」、「つながる」の3つの姿を目指す姿として設定している。この3つの姿の実現に向けて、3つの方針に基づく12の施策を展開していくとともに、横浜の歴史文化の特徴から、市域の文化財を9つのストーリーと4つの区域によって一体的に捉え、横浜の歴史文化の魅力や価値をさらに高めるための取組も進めていく。

策定を契機に、横浜市の文化財の保存・活用に関する課題や方向性を、文化財の所有者をはじめ、行政、市民の皆様、関係団体、専門機関等と共有し、ともに連携しながら取り組むとともに、子どもから大人まで幅広い世代の市民の皆様に、横浜の歴史文化に触れていただく機会や参画の機会が増え、これまで受け継がれてきた横浜の歴史文化を、地域社会総がかりで、次世代に継承していくことを目指している。



横浜市における保存・活用のイメージ

【計画体系】「まもる」「いかす」「つながる」の3つの目指す姿の実現

「まもる」、「いかす」、「つながる」の3つの姿を共有しながら取組を進め、多様な主体がともに連携しながら、横浜の歴史文化を次世代に継承していく。



(凡例) ◆実施主体 □実施期間

「まもる」「いかす」「つながる」の3つの目指す姿の実現

関連文化財群

市域に広がる多種多様な文化財を一体的に捉えた、
歴史文化の特徴に基づく9つのストーリーを設定

1. 海と川とともに暮らした先史から古代の人々

東京湾に面し、市域に河川がめぐる地形により、先史から古代の人々は、海や川とともに暮らした。海岸線の変化や稲作の始まりにより、暮らす場所や様式も変化し、その様子は市域で発見された数々の遺跡から伺える。

2. 武家社会下の交易・交通と文化～

横浜市域は、12～19世紀まで続く武家社会において、常に政治や経済の中心に近接する位置にあった。湊や街道に多くのものや人が行き交い、経済や文化などが発展した。

3. 横浜開港－国際貿易港のあゆみ－

日米和親条約の締結地となった横浜村は、幕末の開港をきっかけに、国際貿易港として急速な発展を遂げた。横浜港は、国内外の人・もの・文化が行き交う日本の玄関口となり、様々な海外の文物がもたらされ、横浜写真、眞葛焼に代表される横浜焼などの土産物や工芸品も、海外へ渡っていった。

4. シルクがもたらした繁栄

開港以降、明治期を通じ、生糸が横浜の輸出業を支え、周辺の郡部では、養蚕や製糸が盛んに行われるようになった。生糸貿易は横浜発展の大きな原動力となり、財を成した実業家たちは、横浜の政治・経済・文化の各方面で影響力をもった。

5. コスモポリタン都市－文化の交差点－

開港を機に、国内外から多くの人々に移り住んだ。外国人居留地には各国の商館が並び、山手は居留外国人の住宅地として発展した。それにより、海外の芸術・文化は、様々な「もののはじめ」として横浜から国内に広まった。

6. 近代都市を支えたインフラストラクチャー

幕府の居留地改造計画で実現した日本大通りや横浜公園、日本初の鉄道開業や近代水道の創設、フランス人実業家ジェラルドが製造販売した煉瓦・西洋瓦など、国内の他都市に先行して近代技術が導入された。

7. 焼け跡から二度よみがえった都市

横浜は、二度にわたる災禍を乗り越え発展した。関東大震災後は、震災復興事業と大横浜建設事業により現在の都市の骨格が作られた。終戦後の復興は、占領軍の接收により大きく遅れるが、徐々に解除され、防火帯建築や公共施設が整備された。

8. 谷戸・里山と横浜の原風景

市域には、「谷戸」と呼ばれる地形があり、古くから農業が営まれ、多様な生き物が生育・生息する環境が生まれた。人と自然が関わる谷戸の環境は「里山」と呼ばれ、横浜の歴史文化を伝える貴重な環境であり、昔の民家や生活用具も、当時の暮らしを今に伝えている。

9. 地域が育む祭礼・行事

市域には、人々が神や仏に対して豊作、大漁、厄災除け等を祈願する様々な祭礼や行事が伝えられている。また、時代を超えて受け継がれてきた神仏を敬う意識は、社寺境内の自然を保護することにつながり、市域には古木や樹叢が伝えられている。

文化財保存活用区域

文化財が集積し、周辺環境も含めて文化財を核とした文化財空間を創出する4区域を設定



③三溪園区域

製糸業・生糸貿易で財を成した原富太郎（三溪）が私財を投じて本牧に整備した庭園。各地の歴史的建造物を、土地の起伏を生かし、庭園としての景観上の調和に配慮しながら、設計・配置されている。



三溪園外苑

①関内区域

幕末期の開港で、近代日本の経済や流通の中心となる。震災や戦災等の歴史を伝える建造物が多く所在し、良好な景観が残る。



横浜市開港記念会館

②山手区域

1867年に外国人居留地として開設された地区。居留外国人の住宅地として整備され、異国情緒漂う街並みが形成された。公園、歩道沿いの生垣、各所に残された緑のほか、歴史的建造物が残る。

④称名寺・朝夷奈区域

国指定史跡である称名寺境内と朝夷奈切通を含む一体のエリアで、中世東国の政治・文化的な中心都市鎌倉の一部であった地域。古代・中世から近世にかけて都市鎌倉との結びつきが強く、その後の歴史を語る上で重要。



朝夷奈切通

(7) 横浜市水と緑の基本計画

「横浜市水と緑の基本計画」は、水と緑に関する基本理念と将来像を定め、それを実現するための推進計画や推進施策をまとめた計画として、「横浜市水環境計画」、「水環境マスタープラン」及び「横浜市緑の基本計画」を統合し、平成18年（2006）に策定された。計画策定からおよそ10年が経つことを契機に、平成28年（2016）6月に計画内容を一部改定した。

横浜らしい魅力ある水・緑環境では、古民家などがある公園などでは地域の歴史文化を伝える活動が行われていること、市内に残る数少ない里山は土地所有者やさまざまな市民活動によって支えられ、横浜の歴史と文化を伝える貴重な環境となっていること、また、わが国最初の洋式庭園である山手公園や、外国人居留地であった港の見える丘公園、関東大震災からの復興で生まれた山下公園など、歴史とともに育まれてきた公園が多くあり、全国から多くの人々が訪れていることを挙げている。また、多面的な機能では、水・緑環境には良好な景観を形成する景観形成機能や、地域の歴史や風土、文化を伝える環境教育機能を持っているとしている。

本計画で目指す水と緑の目標像「多様なライフスタイルを実現できる水・緑豊かな都市環境」（令和7年（2025））では、都市の姿において、「開港以来の歴史や文化とともに、豊かな水と緑が育まれています」としている。

多様なライフスタイルを実現できる水・緑豊かな都市環境

都市の姿

○緑が市街地に引き込まれています

- ・緑の10大拠点では、まとまりのある緑が保全され、市街地では身近な公園など緑の拠点が増えています。
- ・森と丘と海をつなぐ水や緑の軸により、ネットワークが形成されています。
- ・緑が適切に管理され、市民生活の安全にも寄与しています。

○健全な水循環が回復しています

- ・水源の緑、谷戸が保全されています。
- ・流域の貯留・涵養機能が回復しています。
- ・河川などの水量・水質が回復しています。
- ・海域の水質が回復しています。
- ・大雨への備えが進んでいます。

○地域の中で農のある暮らしが息づいています

- ・魅力ある農景観が保全されています。
- ・地産地消が進み、市内産の農畜産物が食卓を賑わしています。
- ・農とふれあう場が充実しています。

○都心臨海部に水と緑が増え魅力が高まっています

- ・開港以来の歴史や文化とともに、豊かな水と緑が育まれています。
- ・魅力ある水と緑の空間が創出され、賑わいが生まれています。

○多様な生き物が生育・生息できる環境が形成されています

- ・生き物の生育・生息環境の保全・回復が図られ、エコロジカルネットワークが形成されています。

○風が都市に引き込まれています

- ・河川沿いに涼やかな風が流れています。
- ・ヒートアイランド現象が緩和されています。

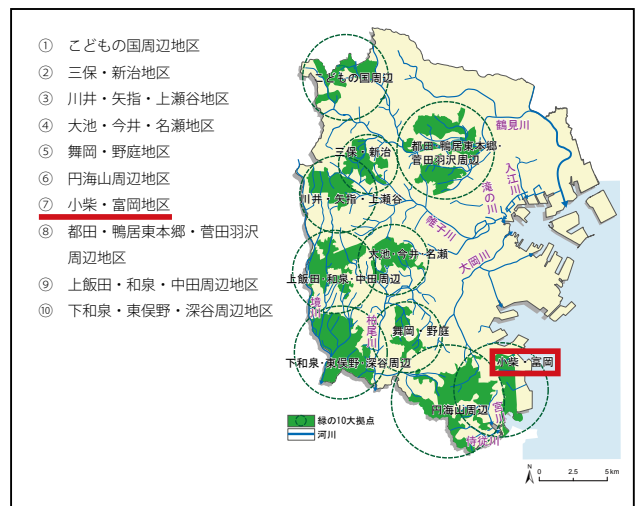
市民の姿

○水や緑との様々な関わりが深まっています

- ・多様な世代が水や緑と関わり、生活の楽しみを広げています。
- ・水や緑が市民により支えられ、育まれています。
- ・多様な交流が水や緑により生まれています。
- ・市民が水や緑と関わることで新たな文化が生まれています。

目標像

本計画第4章で定められる水・緑環境の保全と創造の推進計画では、3つの推進計画を定めている。このうち、推進計画「拠点となる水と緑、特徴ある水と緑をまもり・つくり・育てます」の「緑の10大拠点の水と緑をまもり・育てます」では、地域ごとの特性をいかにしながら優先的に整備・保全する「緑の10大拠点」を位置付けている。特に⑦小柴・富岡地区では、「旧海岸線沿いの緑や史跡など歴史的資産を保全し、農・海とのふれあいの場やレクリエーションの場として活用します。」としている。



緑の10大拠点

⑦ 小柴・富岡地区 (約 600ha)

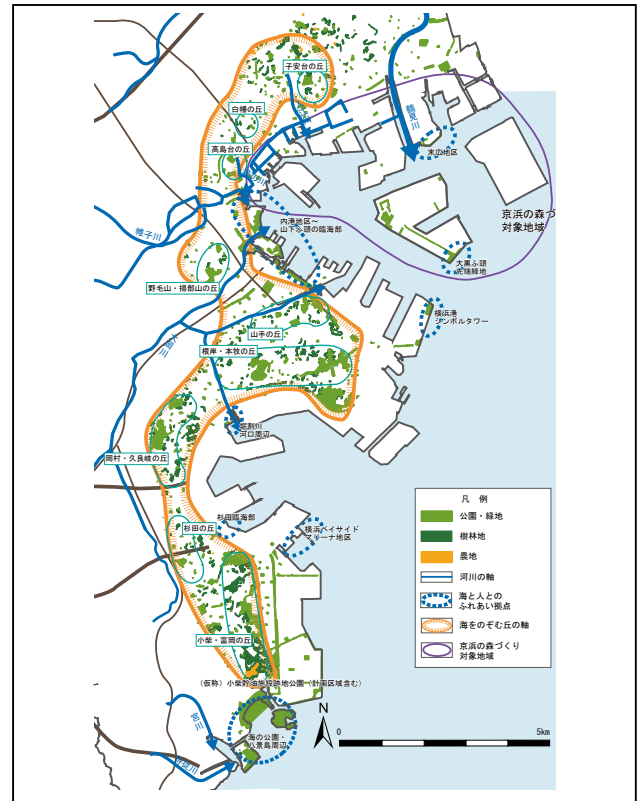
旧海岸線沿いの緑や史跡など歴史的資産を保全し、農・海とのふれあいの場やレクリエーションの場として活用します。

取組方針	主な水と緑の拠点 (2014 (平成 26) 年度末実績及び事業計画)
<ul style="list-style-type: none"> 海の公園、野島公園、八景島、平潟湾を連続した海洋性レクリエーション及び環境啓発の拠点として整備します。 特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に基づく指定や、公園整備などにより、称名寺などの歴史的な資産と一体となった社寺林の緑地などを保全・活用します。 柴シーサイドファームを中心とした恵みの里で市民と農とのふれあいを進めます。 富岡総合公園、富岡八幡公園、長浜公園周辺の樹林地を保全します。 (仮称) 小柴貯油施設跡地公園は、自然環境や地形をいかしつつ、緑や環境に係る活動、体験、学習の場などとして整備します。 生物多様性の保全や自然を楽しむ場づくりを行う「横浜つながりの森」構想を推進します。 せせらぎ緑道を緑道機能に配慮した快適な水辺空間として維持・保全し、市民が水辺にふれあう場として活用します。 	<ul style="list-style-type: none"> <水路・水辺拠点等> <ul style="list-style-type: none"> せせらぎ緑道 (富岡川 1.2km) <樹林地等> <ul style="list-style-type: none"> 市民の森 (称名寺 10.7ha、(仮称) 富岡東三丁目 1.4ha) 特別緑地保全地区 (柴・長浜 1.3ha) <農地> <ul style="list-style-type: none"> 農業専用地区 (柴 17.4ha) 柴シーサイドファーム (2.5ha) 柴シーサイド恵みの里 農用地区域 (10.1ha) <公園等> <ul style="list-style-type: none"> (仮称) 小柴貯油施設跡地公園 (55.6ha : 計画区域含む) 富岡総合公園 (21.9ha) 長浜公園 (15.4ha) 海の公園 (47.0ha) 野島公園 (17.5ha) 長浜野口記念公園 (1.1ha) 金沢緑地 (15.2ha) 港湾緑地 (八景島を除く) (6.3ha) 八景島 (24.0ha)



小柴・富岡地区の取組方針とエリア図

また、推進計画「海をのぞむ丘の軸の水と緑をまもり、海と人とのふれあい拠点をつくり・育てます」では、市民などが憩いながら、港の活動を含む海の活動を楽しみ、海を身近に感じられる空間「海と人のふれあい拠点」を位置付けている。この取組方針において、「これまでの都心臨海部の歴史をいかながら、横浜の魅力を高める象徴的な緑の創出やその維持管理・活用を図ります」と定めている。



海をのぞむ丘の軸・海と人とのふれあい拠点

■海と人とのふれあい拠点	
取組方針	主な水と緑の拠点 (2014 (平成 26) 年度末実績及び事業計画)
<ul style="list-style-type: none"> 市民をはじめ訪れた人々が憩い、海を身近に感じられる空間としての公園・緑地を整備するとともに、海からの視点に配慮した景観上の緩衝帯としても活用します。 内港地区から山下ふ頭の臨海部では、赤レンガ倉庫や大さん橋、象の鼻パークなど、水際線に連続する緑地の活用を進めます。また、ふ頭などにおける機能、土地利用転換の機会をとらえ、これまでの都心臨海部の歴史をいかながら、横浜の魅力を高める象徴的な緑の創出やその維持管理・活用を図ります。 横浜ベイサイドマリナーや八景島、海の公園などの拠点では、その特性をいかし、市民が海辺に親しみ、学ぶ場や海洋性レクリエーションの機会を創出します。 	<ul style="list-style-type: none"> <未広地区> <ul style="list-style-type: none"> ・未広水際線プロムナード <大黒ふ頭先端緑地> <ul style="list-style-type: none"> ・大黒ふ頭先端緑地 ・大黒海づり施設 <内港地区～山下ふ頭地区の臨海部> <ul style="list-style-type: none"> ・山下公園 ・臨港パーク ・赤レンガパーク ・日本丸メモリアルパーク ・新港パーク ・運河パーク ・自動車道 ・大さん橋ふ頭緑地 ・象の鼻パーク ・(仮称) 山内臨海緑地 (計画) ・(仮称) 山下ふ頭緑地 (計画) <横浜港シンボルタワー> <ul style="list-style-type: none"> ・横浜港シンボルタワー ・本牧海づり施設 <掘割川河口周辺> <ul style="list-style-type: none"> ・磯子・海の見える公園 <杉田臨海部> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称) 杉田臨海緑地 (計画) <横浜ベイサイドマリナー地区> <ul style="list-style-type: none"> ・横浜ベイサイドマリナー ・(仮称) 白帆緑地 (計画) <海の公園・八景島周辺> <ul style="list-style-type: none"> ・海の公園 ・野島公園 ・八景島

海と人とのふれあい拠点の取組方針

推進計画「水と緑により都心臨海部の魅力づくりを進めます」では、「新たなにぎわいを創出するため、山下公園と一体となった山下ふ頭の緑地整備を地区の歴史を継承し進めるとともに、山手周辺の西洋館など街の歴史的資産とのつながりをいかして、国際観光都市としての魅力を高めていきます。」「野毛山・掃部山の丘については、その歴史性を踏まえながら、緑を維持・保全します。山手の丘では、山手地区景観風致保全要綱により地域の協力を得ながら開港以来の歴史性をいかした緑の保全と活用を進めます。」「大岡川では神奈川県と本市が共同で進めている「横浜市地区かわまちづくり」により、水辺拠点の整備などを推進し、歴史の面影を残しつつ川沿いの景観を美しく整え、水面・花見・緑陰・紅葉・魚影などの河川と街並みの風情を楽しめる憩いの場を整備していきます」としている。



都心臨海部及び周辺の水・緑づくり対象エリア

推進計画「緑豊かな市街地を形成します」では、「地域のシンボルとなる歴史・文化を育む緑の拠点となるよう産業遺構や歴史的建造物など地域の歴史的な資産を活用した公園を整備・活用します。」としている。また、推進計画「水・緑環境に関わるきっかけづくりを進めます」では、「古民家や西洋館などの歴史的資産について、市民による管理運営や市民や NPO、事業者などの協力による利活用を通して、その魅力を多くの市民へ伝えていきます。」としている。

推進計画に基づき、「樹林地」、「農地」、「公園」、「緑化」、「水循環」、「水辺」の分野ごとに推進施策を定めている。公園の整備・維持管理・経営では、「周辺の都市施設や市民の森などの樹林地などとの整合を図りながら、地域の文化財や社寺などの歴史的資産などにも配慮して、公園を配置します。」、「地域の歴史や文化、風致景観、自然環境をいかした公園や、農体験の場となる公園など、特色ある公園を整備します。」、「公園整備から長期間が経過し、周辺の環境が変化した公園は、地域の原風景となるシンボルや歴史を尊重しながら、地域のニーズを踏まえて、再整備や機能の再編、施設の集約化を行います。」と定めている。特殊公園は「史跡や歴史的建造物を保存活用した歴史公園、良好な風致や特徴的な景観を有する風致公園、こども植物園などの生き物に親しみ学ぶことのできる動植物公園、良好な農景観を有する農業公園、墓園など、その目的に則し配置します。」と定めている。

水辺の保全・創造・管理では、「学校、公園、歴史的建造物、土木遺産など、周辺環境との調和を図った水辺の整備を進め、地域の魅力づくりに努めます。」と定めている。このうち主な施策「歴史的橋梁の保全」では、関東大震災の復興事業として整備された「震災復興橋梁」など歴史的橋梁を保全するとしている。

主な施策	
身近な公園の整備	地域特性に応じた身近な公園を計画的に整備します。また、整備から長期間が経過し、周辺の環境が変化した公園は、地域のニーズや社会状況の変化を踏まえ、再整備や機能の再編を行います。
スポーツのできる公園の整備	市民のスポーツ需要に応えるため、身近な公園におけるスポーツ施設の充実や、公式大会に対応できるスポーツ施設を有する公園の整備を推進します。
大規模な公園の整備	多様なレクリエーションを楽しめる自然をいかした大規模な公園の整備を推進します。
都心部の公園の魅力アップ	都心部の公園の新設整備や再整備などにより、魅力の向上を図ります。また、都心臨海部では、公民連携により、風格ある水と緑づくりを推進します。
特色ある公園の整備	風致公園や歴史をいかした公園、自然体験・農体験の場となる公園の整備を推進します。
他分野との連携による公園整備の検討	設置許可や管理許可制度の運用により、公園と施設の価値を相互に高める市民利用施設の設置を検討します。また、健康みちづくりなど他分野との連携による公園整備を検討します。
開発行為などによる公園整備	開発行為や市街地開発事業などの面的整備事業に伴い、開発規模に応じた公園を整備します。
都市公園ストック機能の再編	子育て支援や高齢者の健康増進に寄与する公園整備や、都市公園ストックの機能の再編などを進めます。

公園整備の主な施策

種別		内容
住区基幹公園	街区公園	地域のまつりなどのイベントができる広場や遊具などを備えた公園を配置します。 0.1ha 以上で 0.25ha を標準とします。
		遊具や植栽などを備えた公園を開発行為に伴う提供公園などにより配置します。 0.1ha 未満とします。
	近隣公園	少年サッカーや少年野球などが楽しめる広場や野原などを備えた公園を配置します。 1ha 以上を目安に 2ha を標準とします。
	地区公園	身近な住民のスポーツ・イベント利用や、自然、歴史などの地域特性に即した公園を配置します。 4ha を標準とします。
都市基幹公園	運動公園	競技が可能な運動施設を備えた面積 15ha ～ 75ha を標準とする公園を配置します。
	総合公園	休養や散策など多様な施設を備えた面積 10ha ～ 30ha を標準とする公園を配置します。
広域公園		多様なレクリエーション活動を楽しめる自然的環境をいかした面積 30ha 以上を標準とする大規模公園を配置します。
特殊公園		史跡や歴史的建造物を保存活用した歴史公園、良好な風致や特徴的な景観を有する風致公園、こども植物園などの生き物に親しみ学ぶことのできる動植物公園、良好な農景観を有する農業公園、墓園など、その目的に則し配置します。
緩衝緑地		工業地域との緩衝や防災のための緑地を配置します。
都市林		生き物の生育・生息地となるまとまった樹林地の保全のために配置し、必要に応じて自然観察、散策のための施設などを整備します。
広場公園		にぎわいの創出や市民の休息、鑑賞に資するために、市街地の駅周辺に配置します。
都市緑地		都市における良好な自然的環境や景観の保全を目的に配置します。
緑道		市街地における良好な居住環境を確保し、災害時の避難路ともなる歩行者路を配置します。

公園種別

主な施策	
せせらぎ整備	湧水などの水源確保が可能な水路跡地などを活用して、身近なせせらぎをつくります。また費用対効果を踏まえて再生水による水辺の創出も検討します。
河川管理用通路を活用した環境づくり	水と緑の回廊となる河川管理用通路を市民が親しみながら利用できる水際の歩行空間として整え、市民の健康づくりにつながる環境づくりを進めます。(健康みちづくり推進事業)
生物多様性に配慮した多自然川づくり	魚類が遡上できるような魚道整備など、生物多様性に配慮した河川環境を整えます。
河川の水辺拠点整備	周辺景観や地域と調和し、市民が親しめるように護岸や河道の形態を工夫した水辺と、河川沿いの一定の空地に親水性及び生態系に配慮した水辺などを創出します。
水際線における公園・緑地の整備・活用	「海と人とのふれあい拠点」において、市民などが海を身近に感じられる空間として水際に公園や緑地を整備するとともに、海からの視点に配慮した景観上の緩衝帯としても活用します。
歴史的橋梁の保全	関東大震災の復興事業として整備された「震災復興橋梁」など歴史的橋梁を保全します。
公共公益施設などでの水辺創出	水再生センターなどの公共施設において、生き物に触れ水に親しむ場となる水辺を創出し、自然体験の場として活用します。
河川水辺空間の保全（維持管理）と活用	ふるさとの川整備事業や川辺の散歩道など、これまで多自然川づくりで実施してきた水辺空間の保全（維持管理）を推進します。あわせて、学校などの多様な主体と連携し、身近な自然体験やレクリエーションの場として活用します。また、市街地の水辺では、水辺空間を活用して街の賑わいづくりにつなげます。
小川アメニティ・せせらぎ緑道などの保全と活用	小川アメニティ・せせらぎ緑道などの水路について、周辺環境と調和に配慮した水辺空間を保全し、市民の水辺のふれあいの場として活用していきます。
脱温暖化に向けた事業推進	横浜ブルーカーボン事業では、ブルーカーボンや海洋における自然エネルギーの利用など、海洋を舞台とした脱温暖化プロジェクトを進めていきます。
流水機能の維持	流水機能を損なわないよう、施設を適正に維持・管理します。
水辺愛護会活動	生物多様性の保全や子どもたちの情操教育、地域コミュニティの活性化を図る活動のように、水辺愛護会が地域拠点としての水辺環境をいかした特色ある活動を活発に行うことができるよう、区と連携し次代の愛護会活動を担う人材の効果的な育成や、交流会や技術支援講座を通したノウハウやアイデアの提供を積極的に実施し、愛護会活動のコーディネート強化を図ります。

水辺の保全・創造・管理の主な施策

(8) 横浜市観光・MICE 戦略

本市が目指す観光・MICEの方向性を示すため、2030年を見据えた戦略を令和5年（2023年）12月に策定した。

目指す姿である「市民と共に創り、世界から選ばれるアーバンリゾート」の実現に向けて、4つの戦略で構成している。4つの戦略のうち本計画と関連するものとして、戦略1「1 都心臨海部の魅力づくり」、戦略2「2 MICEの受入環境整備」、戦略4「2 SDGs達成に向けた取組の推進」が掲げられている。

戦略1

多様性あふれる魅力と感動のあるまちづくり

横浜は開放的なウォーターフロント、開港の歴史、文化芸術、まちに広がるイベントなど多様性あふれる魅力が凝縮しています。それらをつなぎ合わせて回遊につなげ、まち全体のにぎわいを創出します。また、地域独自のストーリーを有する資源を生かすなど、横浜ならではの体験価値を高めていくことで、リピーターを増やし、誰もが訪れるたびに新たな発見・感動のあるまちを目指します。



提供:横浜観光情報

1 都心臨海部の魅力づくり

都市部でありながら親水性が高く開放的なウォーターフロントを生かした花や緑があふれるアーバンリゾートとして、水上交通等回遊性を高める移動手段の充実、音楽・スポーツ・企業・研究機関などの集積を生かし、公共空間における規制の弾力的な運用などによる有効活用等を進め、にぎわいを都心臨海部全体に広げます。また、多様な資源の磨き上げとストーリー化による横浜ならではの体験価値向上や、子どもも大人も安心して楽しめ、まちとしての魅力向上を図ります。



(右上)提供:横浜観光情報

2 市内各所と連動した魅力づくり

郊外部の歴史や自然、動物園・水族館、大型スタジアム・アリーナ等、地域ならではの魅力を向上させ、また連動させ、市内回遊につなげます。さらに、2027年の国際園芸博覧会「GREEN×EXPO 2027」によるにぎわいを市内各所に広げ、開催後も上瀬谷エリアに郊外部の新たな活性化拠点を形成し、魅力の向上を図ります。

3 広域連携の推進

近隣エリアと横浜の魅力をかけ合わせて体験価値を向上させ、エリア全体の回遊を促進し、横浜を拠点とした宿泊につなげます。また、訪日旅行のゲートウェイとして、インバウンドを対象としたマーケティングを行い、国内各地と横浜の魅力をかけ合わせたプロモーションを実施することで、相互の送客につなげます。

4 まちの魅力や価値を高め、発信する

DXの推進により、マーケティング強化や戦略的な誘客プロモーションの展開、市民とともに横浜ならではの魅力の発信を行い、横浜ファンを増やし、リピート率を高めます。また、誰もが快適かつ安心感をもって横浜を楽しむことができるよう、DXによる滞在環境の更なる向上を図ります。

(9) 第4期横浜市教育振興基本計画

令和5年(2023)2月に策定された「第4期横浜市教育振興基本計画」は、「横浜教育ビジョン2030」(平成30年(2018)策定)のアクションプランである。また、教育基本法第17条第2項に基づく「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付ける。

本計画では、「8の柱」とそれぞれの施策、主な取組等を示している。特に柱8「市民の豊かな学び」の施策では「横浜の歴史に関する学習の場の充実」を定め、施策の目標・方向性を「行政のみならず、市民、企業、学校などと協働、連携して横浜の歴史を学ぶ上で欠かせない文化財の保存・活用に取り組みます。」「児童生徒や市民が、横浜の歴史文化を身近に感じ、学ぶことで、愛着を感じられるよう、学習機会の充実を図ります。」と定めている。この主な取組に「市内に残る文化財の保存・活用、理解の推進」、「横浜の歴史文化を身近に感じ、学習する機会の創出」を定め、文化財の保存・活用と学習機会の充実を推進している。

柱	施策	主な取組
1 一人ひとりを大切に した学びの 推進	1 主体的・対話的で深い学びの実現	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒一人ひとりの資質・能力の育成に向けた授業改善 一人ひとりの子どもの状況に応じたきめ細かな学習支援 小学校高学年におけるチーム学年経営の推進
	2 情報教育の充実及び教育DXの推進	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の情報活用能力の育成 教職員のICT活用指導力の育成 ICT環境整備 新たな教育センターとEBPMの推進
	3 特別支援教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 就学・教育相談等の充実 小中学校等における特別支援教育の推進 特別支援学校の充実
	4 多様な教育的ニーズに対応した教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 不登校児童生徒の居場所・学びの支援の充実 日本語指導が必要な児童生徒への支援の充実 子どもの貧困対策の推進 教育相談の充実
	5 新たな時代に向けた高校教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 各校の特色を生かした「総合的な探究の時間」の推進 魅力ある高校教育の推進 グローバル教育・サイエンス教育の推進 多様化する生徒への支援
	6 小中一貫教育及び幼保小連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> 小中一貫教育の充実 「架け橋期」の育ちや学びをつなぐ幼保小連携・接続の充実
2 ともに未来を つくる 力の育成	1 英語教育の充実及び国際理解教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 英語によるコミュニケーション能力の育成 国際理解教育の推進
	2 持続可能な社会の創り手育成の推進	<ul style="list-style-type: none"> SDGs達成の担い手育成(ESD)推進 自分づくり(キャリア)教育の更なる充実

柱	施策	主な取組
3 豊かな 心の育成	1 人権尊重の精神を基盤とする教育活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 人権教育の推進 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の効果的な活用推進 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実 「本物」に触れる機会の創出
	2 安心して学べる学校づくり	<ul style="list-style-type: none"> 安心して参加できる集団づくり 子どもが抱える課題への組織的対応や未然防止の強化
4 健やかな 体の育成	1 生涯にわたる健康づくりと中学校給食の推進	<ul style="list-style-type: none"> 全ての生徒が満足できる中学校給食の実現と食育の推進 「体力・運動能力調査」を活用した健康の保持増進と豊かなスポーツライフの実現 持続可能な部活動の実現 歯科保健教育の支援 健康教育の推進
	1 多様な主体とつながる教育の充実	地域等との連携・協働の推進
	2 福祉・医療等との連携による支援の充実	福祉・医療等との連携強化
	3 家庭教育支援の推進	関係機関、地域と連携した、保護者の学びや交流などの家庭教育支援
6 いきいき と働き、 学び続ける 教職員	1 教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革	<ul style="list-style-type: none"> 優れた人材の確保及び採用前教職員の養成 学び続ける教職員の育成・支援 チーム体制の構築と人員配置の工夫・充実 学校業務の改善・適正化 管理職のマネジメント力の強化・意識改革
	1 学校施設の計画的な建替え	<ul style="list-style-type: none"> 学校施設の計画的な建替えの推進 自然環境に配慮した学校施設の整備
	2 安全・安心な施設環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> 学校施設における児童生徒の安全確保 快適で誰もが使いやすい施設環境の整備
	3 学校規模・通学区域の適正化	学校規模・通学区域の適正化
	1 生涯学習の推進	生涯学習の推進
8 市民の 豊かな 学び	2 新たな図書館像の構築及び読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 新たな図書館像の構築・図書館サービスの充実 読書活動の推進
	3 横浜の歴史に関する学習の場の充実	<ul style="list-style-type: none"> 市内に残る文化財の保存・活用、理解の推進 横浜の歴史文化を身近に感じ、学習する機会の創出

計画体系

施策 3

横浜の歴史に関する学習の場の充実

施策の目標・方向性

- ◆ 行政のみならず、市民、企業、学校などと協働、連携して横浜の歴史を学ぶ上で欠かせない文化財の保存・活用に取り組みます。
- ◆ 児童生徒や市民が、横浜の歴史文化¹¹⁰を身近に感じ、学ぶことで、愛着を感じられるよう、学習機会の充実を図ります。

主な取組

1 市内に残る文化財の保存・活用、理解の推進

- 市内の多様な文化財を次世代に継承するため、中・長期的な基本方針と、短期的な事業計画を定めた「横浜市文化財保存活用地域計画」を作成します。この計画により、市民、企業、学校、博物館施設等と協働・連携して文化財の保存・活用を進め、横浜の歴史文化¹¹⁰に触れる機会を創出します。
- 文化財の調査研究や文化財所有者への支援を継続して実施するとともに、特に保存が困難な状況にある無形民俗文化財の調査を実施し、施策を検討します。
- 国指定史跡三殿台遺跡の保護と普及啓発を目的として昭和42年に整備した「三殿台考古館」の老朽化対策と、遺跡の適切な保存・普及啓発を図るため、再整備を検討します。また、25年以上リニューアルされていない歴史博物館、開港資料館等の常設展示設備の更新や所蔵資料の保管場所の確保の検討に加え、所蔵資料のデジタル化を推進するための検討を進めます。
- 史跡等範囲内において、土砂災害警戒区域に指定されている崖地の安全対策を進めます。

想定事業量

項目	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
市内指定・登録文化財件数	471件(累計) ^{※3}	479件(累計)
無形民俗文化財調査件数	1件/年	5件/年
博物館等への来館者数及びオンラインコンテンツ閲覧人数	346,659人/年	395,000人/年
史跡等範囲内の土砂災害警戒区域への安全対策箇所数	2か所/年	5か所/年

※3 市内の文化財が初めて指定を受けた明治33年からの累計

2 横浜の歴史文化を身近に感じ、学習する機会の創出

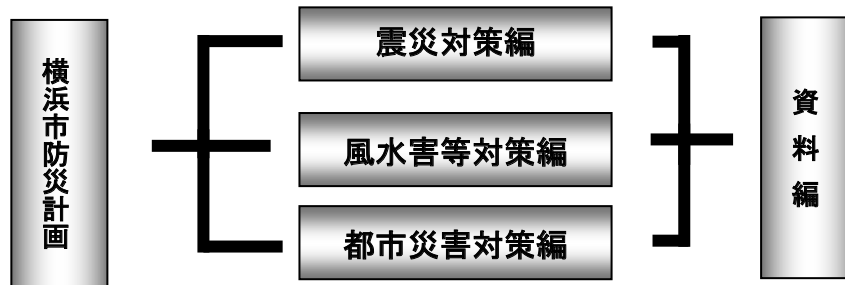
- 従来の博物館等の施設への見学受入れを継続して行うほか、訪問授業の実施、オンライン講座の開設や、オンライン授業に適した動画作成などの取組を通じて、児童生徒の学習支援や教職員の授業改善につなげ、横浜の歴史文化¹¹⁰を身近に感じ、学習する機会を創出します。

想定事業量

項目	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
博物館学芸員等による訪問授業を受講した児童生徒数	7,146人/年	7,350人/年
文化財を活用した授業コンテンツ動画等の作成数	2本/年	6本/年

(10) 横浜市防災計画

横浜市防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、本市における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として、横浜市防災会議が策定する地域防災計画であり、災害の種類に応じて「震災対策」、「風水害等対策」及び「都市災害対策」に区分し、3編で構成している。また、各編に必要な資料を「資料編」として編集している。



「横浜市防災計画『震災対策編』」の災害予防計画「地震に強い都市づくりの推進」では、「文化財等の防災対策」として、「防災訓練の実施」、「文化財の所在情報等の充実・整備」、「歴史的建造物等の防災対策」を定めている。

教育委員会事務局 都市整備局 消防局	第10節 文化財等の防災対策
	<p>過去の大震災では、多数の文化財等が被災しました。 本市においても、歴史的に重要な文化財等が多数あり、震災時を考慮した以下の対策を実施しています。</p>
	<p>1 防災訓練の実施 文化財防火デー（毎年1月26日）を中心として、文化財の所有者・管理者、消防機関、地域住民等の協力の下で防災訓練を実施しています。</p>
	<p>2 文化財の所在情報等の充実・整備 横浜市文化財保護条例（昭和62年12月条例第53号）に基づき、文化財の所在や員数、形式、構造等の情報を整理・把握しています。</p>
	<p>3 歴史的建造物等の防災対策 本市では、「歴史を生かしたまちづくり要綱」（昭和63年4月1日実施）を定め、歴史的建造物等の保全と活用を推進しています。この要綱に基づき、歴史的建造物等の維持管理、耐震改修、防災施設などの助成をしています。</p>

文化財等の防災対策

3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

2章において設定した理念・方針に基づき、横浜市の歴史的風致の維持及び向上に資する施策を推進する。

理 念

旧きと新しきが混ざりあう、横浜らしさを体感できるまち

方針・施策

2章で設定した理念及び2つの方針、5つの施策に基づき、3章で整理した歴史的風致を踏まえ、横浜市の歴史的風致の維持向上に向けた取組を実施する。具体的な事業については7章で示すものとするが、各事業は5つの施策を実現する取組として整理した。

方針1：横浜の歴史に触れ、知り、楽しむ場づくり

施策① 歴史資産の調査と情報共有

歴史的風致を形成する歴史資産を継続的に把握するため、定期的な総合調査や、個々の歴史資産の詳細調査や価値づけなどを推進する。また、歴史資産の情報に気軽にアクセスできるよう、さまざまな団体や有識者と連携し、展示、解説や講義等を行うことにより、適切な情報共有を推進する。

施策② 歴史文化とのタッチポイントづくり

歴史的建造物の公開やさまざまなコンテンツによる活用、景観形成や公園整備などの周辺環境整備、案内サイン等の整備により、歴史的風致を形成する歴史資産やそこで行われる営みや活動に実際に触れて体感できる機会を創出する。

施策③ 新たな「歴史資産」の保全活用の検討

歴史資産の対象を概ね築造後50年を経過したものとしているため、その対象は戦後の建造物に広がっている。横浜の戦後の歴史的風致を示す、モダニズム建築や防火帯建築などについて、価値や保全活用の在り方を総合的に検討する。

方針2：歴史的建造物の継承と活用の促進

施策④ 保全・継承に向けた支援

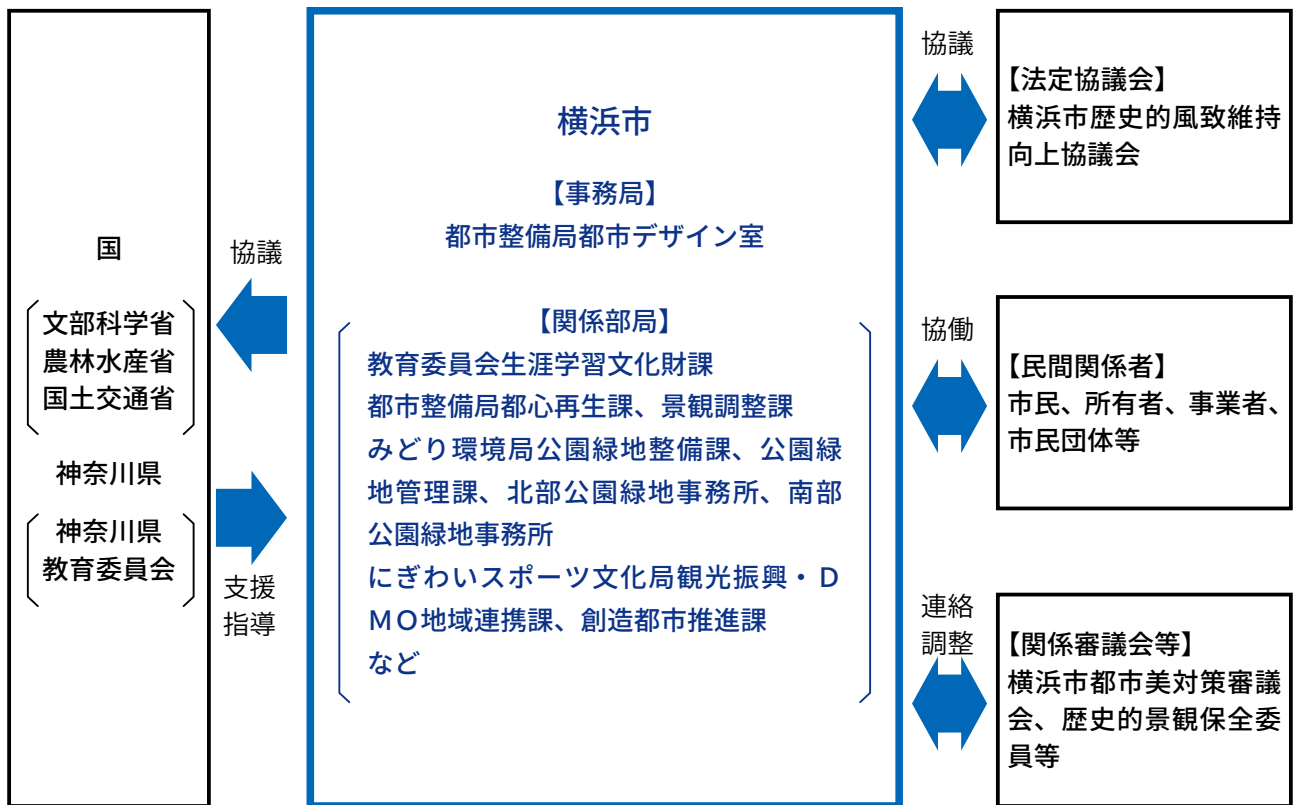
歴史的風致を維持向上していくために、これまでの制度支援等を引き続き行うとともに、税制優遇措置や助成、民間活力の積極的な活用の検討、専門的な技術者を派遣する仕組みの検討など、適切な支援策の拡充を推進する。

施策⑤ 歴史資産の活用を通じたまちづくり促進

歴史資産をそれぞれの状況に応じた活用を促進するために、さまざまな支援措置を講じる。その活用を通じて、地域のまちづくりに資する取組を推進する。

4. 歴史的風致維持向上計画の実施体制

本計画の推進にあたっては、事務局となる都市整備局都市デザイン室と、歴史、まちづくり、景観、文化財等に関わる部局との連携を図りながら、市民や事業者と協働して取り組む。なお、事業計画の進行管理や計画変更等については、法定の「横浜市歴史的風致維持向上協議会」において引き続き協議を行う。なお、必要に応じて、関係審議会等との連携・調整、報告等を行うものとする。



5章 重点区域の位置及び区域

1.重点区域設定の考え方

本市には、長い歴史のなかで育まれた地域固有の歴史的風致が市全域に存在しているが、特に横浜開港以降の近代以降の歴史的風致が大きな特徴となっている。

鎌倉に武家政権が成立すると、金沢区の六浦湊は中世都市鎌倉を支える物資の集積地として諸国から商人や職人など多くの人々が集まり、大変なにぎわいを見せる。また、称名寺などを中心として鎌倉に劣らない仏教文化が栄えた。中世の頃に始まったとされる「祇園船」や「天王祭」の「三ツ目神楽」などの祭礼が今に伝わっている。称名寺を始めたとした寺院では、「花まつり」を持ち回りで開催し、春の風物詩となっている。また、金沢八景として浮世絵にも描かれた風光明媚な景勝地としても知られ、近世、近代以降も別荘を構える著名人や観光や海水浴等で訪れる人でにぎわっている。

安政6年(1859)に横浜港が開港し、明治22年(1889)から近代港湾として整備され、国際貿易港として生糸や茶の輸出などを中心として貿易額は年々増加していった。明治期の第一期築港工事で造られた港湾施設や、港の発展とともに諸外国との交易のための施設、商社等の企業が関内地区等に集積し、現在まで港町の様相を形成している。開港後は節目ごとに周年記念事業が行われ、記念式典などが実施される。6月2日は開港記念日として学校休校日になったり、「横浜開港記念バザー」など開港を祝うイベント等も多く催されたりするなど、開港を祝う行事は市民生活に根付いたものになっている。また、開港以来、横浜港では港町ならではの「音のある風景」として、汽笛の音が人々に親しまれてきた。特に「除夜の汽笛」は大晦日の年越しのイベントとして、横浜市民には欠かせないものになっている。

一方、幕末明治期に生糸で財を成す商人が現れ、その一人である原善三郎と富太郎により造成された三溪園は、明治期から一般公開されて今に至るまで市民と国内外の来園者を楽しませている。園内の古建築は「茶会」などに利用され、茶人として名を成した原三溪(富太郎)の事績を今に伝えている。

明治期に近代化が進められた横浜の都市は、関東大震災と戦災・接収という災害等により大きな被害を受けた。しかし、市民や企業、行政が一丸となって復興したまちは大都市へと発展していく。震災復興期に建てられた近代建築や橋梁、公園等、戦災復興期に建てられた防火帯建築は、横浜の特徴ある景観形成に寄与している。まちの復興を盛り上げるために始まった「国際仮装行列」は、復興し発展していくまちを背景に、そこに暮らす市民の喜びや誇りを表し、醸成している。また、山下公園のインド水塔等で「慰霊祭」が行われるなど、震災の記憶を継承する活動が続けられている。

開港後横浜に設けられた居留地は、山下地区と山手地区で、居留地設置の際に割り振られた地番は、現在の地番に引き継がれている。山手地区は、領事館、居留地に住む外国人の住宅や学校、教会、公園などが建てられた。関東大震災により多くの建物が倒壊したが、復興で建てられた西洋館や教会、学校等の洋風建造物群が住宅・文教地区としての景観を今に伝えている。そういった歴史的建造物や景観を保全するために、地域住民と行政が協働して活動している。また、居留地の外国人によって様々な西洋文化・技術が横浜にもたらされ、いわゆる「もののはじめ」といった発祥文化が多く存在している。特に外国から伝わったスポーツ文化、それらに関するコミュニティ等が明治期から現在に伝わっている。

このように本市の歴史的風致は、様々な歴史的背景を持って市内にみられるが、本計画における重点区域は、歴史的風致の維持及び向上を図るため、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する

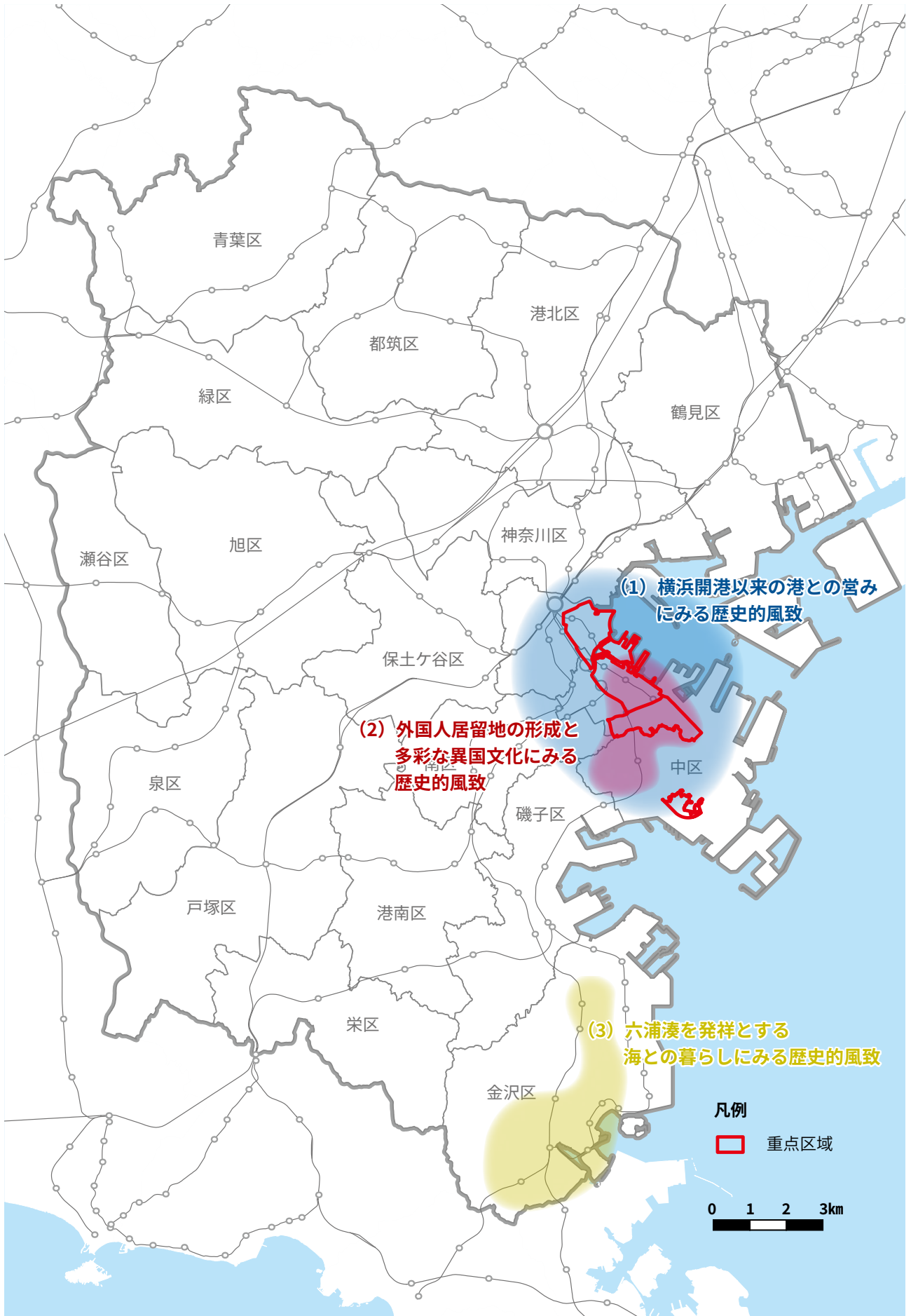
法律」第2条第2項において下記のとおり要件が定められている。

【重点区域設定の要件】

- ① 次のいずれかに該当する土地の区域及びその周辺の土地の区域
 - ・ 重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地
 - ・ 重要伝統的建造物群保存地区内の土地
- ② 当該区域において歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要な区域

第3章で挙げた3つの歴史的風致と重点区域設定の要件及び横浜市文化財保存活用地域計画で定められた文化財保存活用区域の範囲を踏まえ、本計画では、歴史的風致の維持向上を推進するため「横浜開港以来の港との営みにみる歴史的風致」及び「外国人居留地の形成と多彩な異国文化にみる歴史的風致」の範囲を基本として、歴史的風致を形成する歴史的建造物等が多く集積する「関内区域」、「山手区域」、「みなとみらい21区域」及び「三溪園周辺区域」を重点区域として設定する。

なお、歴史的風致を形成している他の地区でも、計画を推進していくにあたり、本市の歴史的風致の維持向上に寄与する範囲が新たに生じた場合や重点的に施策を推進する必要性が生じた場合には、必要に応じて重点区域の追加や範囲の見直しをするものとする。



歴史的風致の分布と重点区域の位置

2.重点区域の位置及び範囲

(1) 関内区域

① 概要

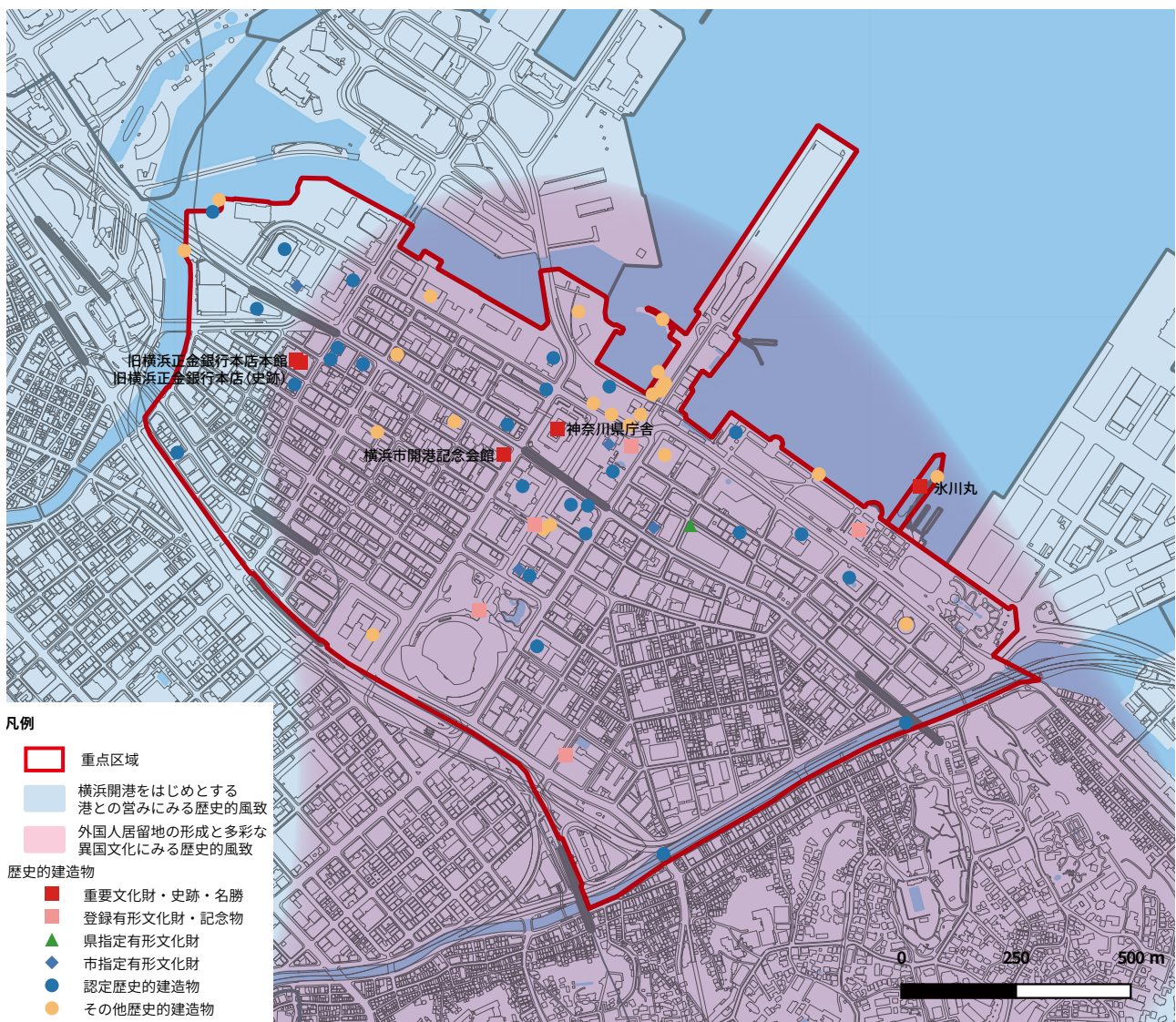
本市における関内区域は、かつて商館等が集積し、中華街や山下公園等を含む旧外国人居留地と、北仲通りや海岸通りを含む旧日本人街、横浜公園・日本大通り・大さん橋等を中心とする、「横浜開港」「生糸貿易」「震災・戦災復興」「居留地」の歴史的風致が重層的に集積する重要な場所である。よって、横浜発展を象徴する開港の歴史文化を有する関内地区を重点区域として設定し、歴史資産の保全活用や景観形成、普及啓発等を一体で推進する。

名称：関内区域

面積：約 157 ヘクタール

② 位置

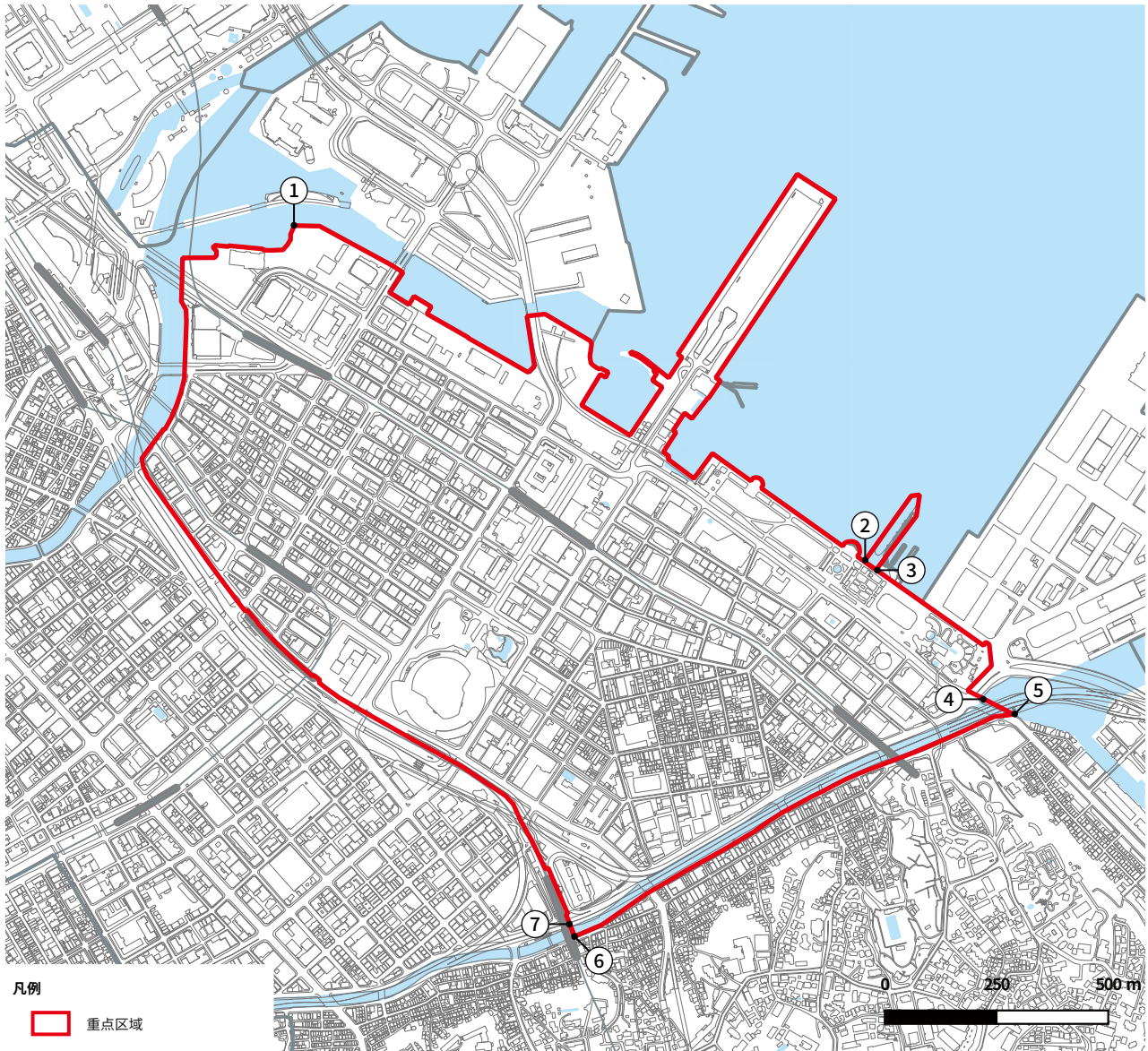
重点区域の設定にあたっては、関内地区の景観計画の対象区域を基本として、各歴史的風致を伝える建造物や活動が集積する範囲を設定した。



重点区域（関内区域）の位置

③ 区域

関内区域の区域（境界）は、以下の図及び表に示す表の地形地物等に基づいて設定する。



重点区域（関内区域）の範囲

重点区域（関内区域）の境界

区 間	区域（境界）の位置
①～②	景観計画区域（関内地区）の区域界
②～③	日本郵船氷川丸及び栈橋
③～④	景観計画区域（関内地区）の区域界
④～⑤	山下橋（下流側）
⑤～⑥	中村川右岸
⑥～⑦	西之橋上流側
⑦～①	景観計画区域（関内地区）の区域界

(2) 山手区域

① 概要

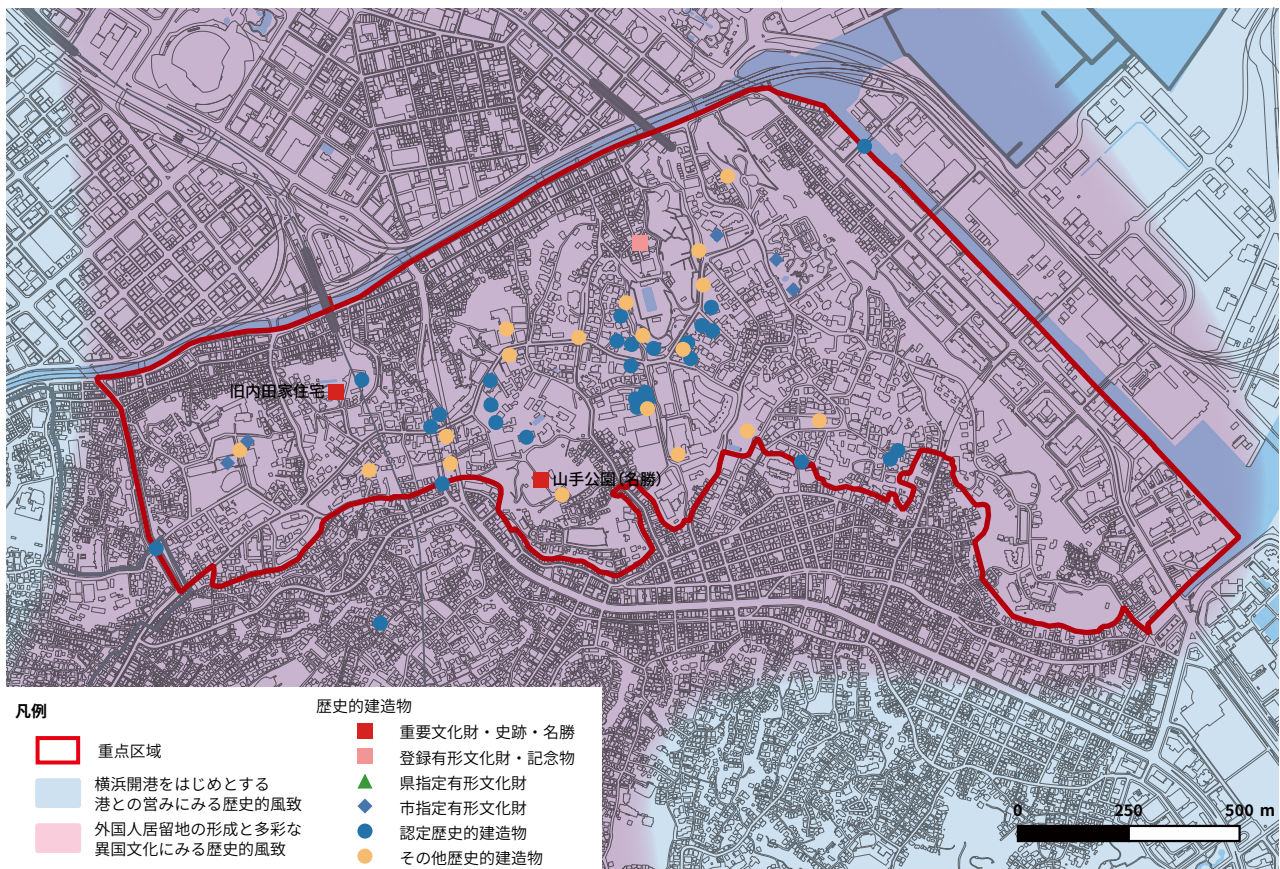
本市における山手区域は、慶応3（1867）年に居留地指定され、以降外国人が暮らす西洋館や学校、教会などが並ぶ地区となった山手町を中心とし、「横浜開港」「震災・戦災復興」「居留地」の歴史的風致が重層的に集積する重要な場所である。よって、横浜発展を象徴する開港の歴史文化を有する山手地区を重点区域として設定し、歴史資産の保全活用や景観形成、普及啓発等を一体で推進する。

名称：山手区域

面積：約 156 ヘクタール

② 位置

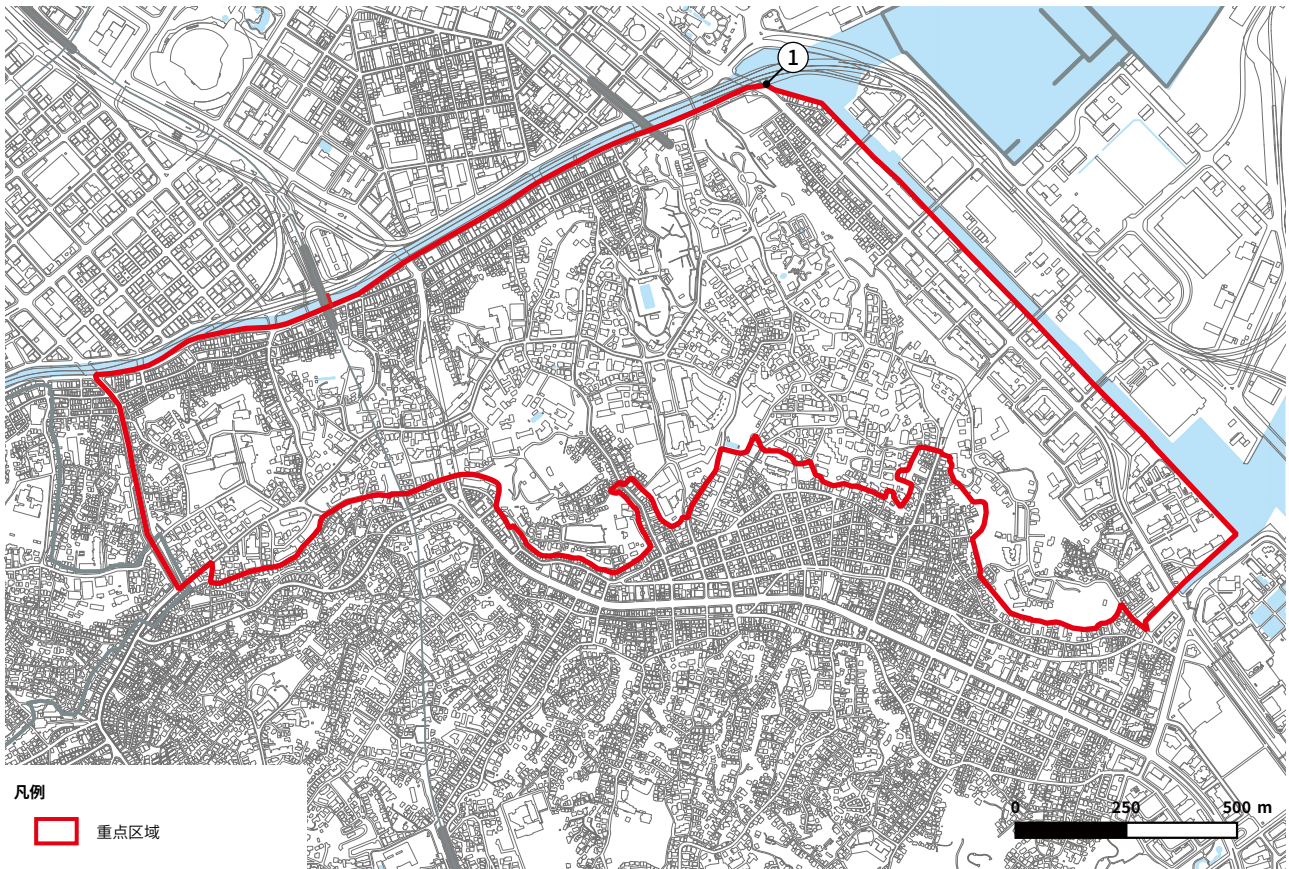
重点区域の設定にあたっては、山手地区の景観計画の対象区域を基本として、各歴史的風致を伝える建造物や活動が集積する範囲を設定した。



重点区域（山手区域）の位置

③ 区域

山手区域の区域（境界）は、以下の図及び表に示す表の地形地物等に基づいて設定する。



重点区域（山手区域）の範囲

重点区域（山手区域）の境界

区 間	区域（境界）の位置
①～①	景観計画区域（山手地区）の区域界

(3) みなとみらい21区域

① 概要

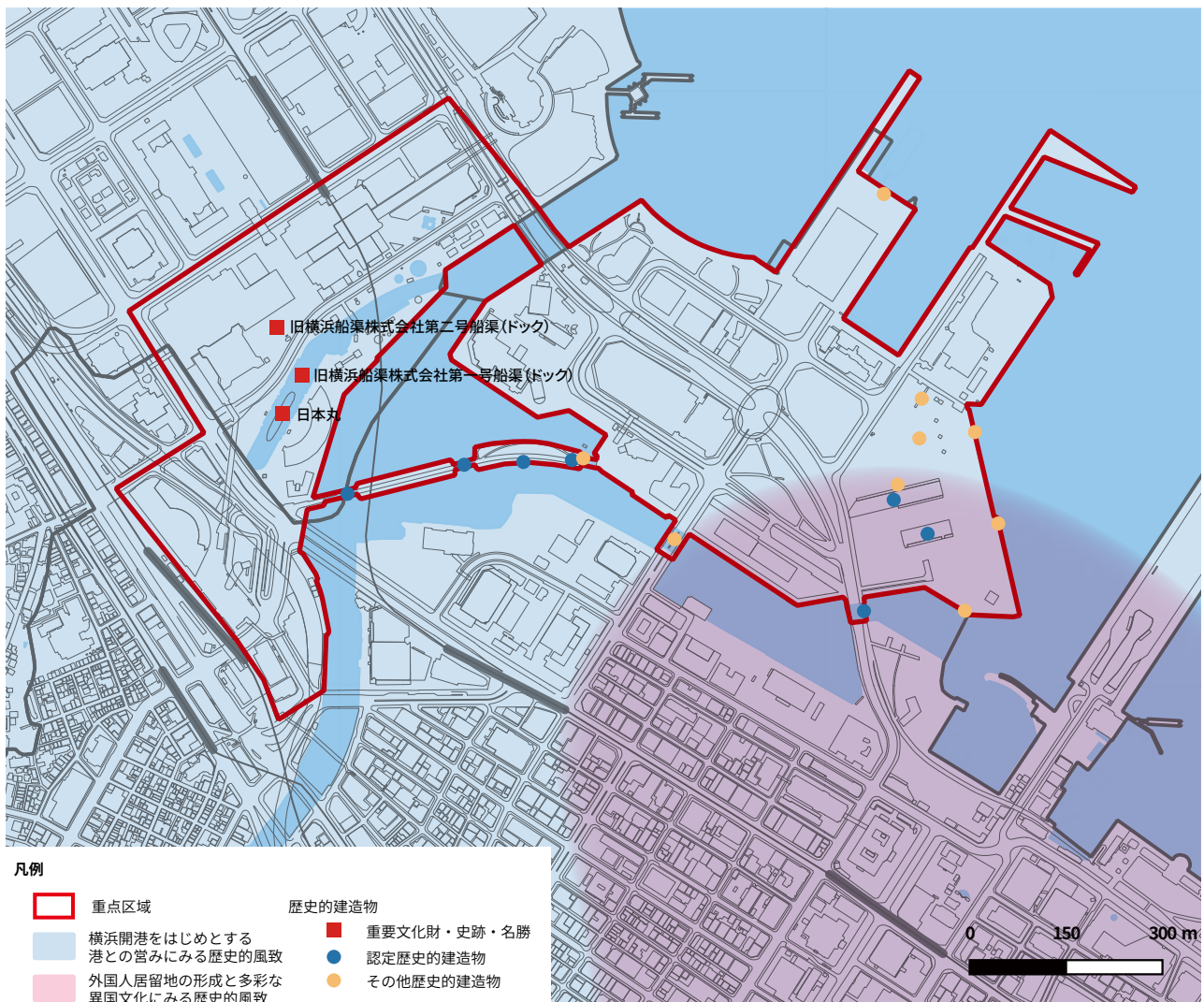
本市におけるみなとみらい21区域は、国内初の近代港湾として築港された横浜港の一部を含むみなとみらい21新港地区、横浜船渠株式会社のドックが現存し現在は業務核都市としてまちづくりが進められるみなとみらい21中央地区の一部による、「横浜開港」「生糸貿易」「震災・戦災復興」の歴史的風致が重層的に集積する重要な場所である。よって、横浜発展を象徴する開港の歴史文化を有する港周辺のみなとみらい21地区を重点区域として設定し、歴史資産の保全活用による賑わい形成や景観形成、普及啓発等を一体で推進する。

名称：みなとみらい21区域

面積：約63ヘクタール

② 位置

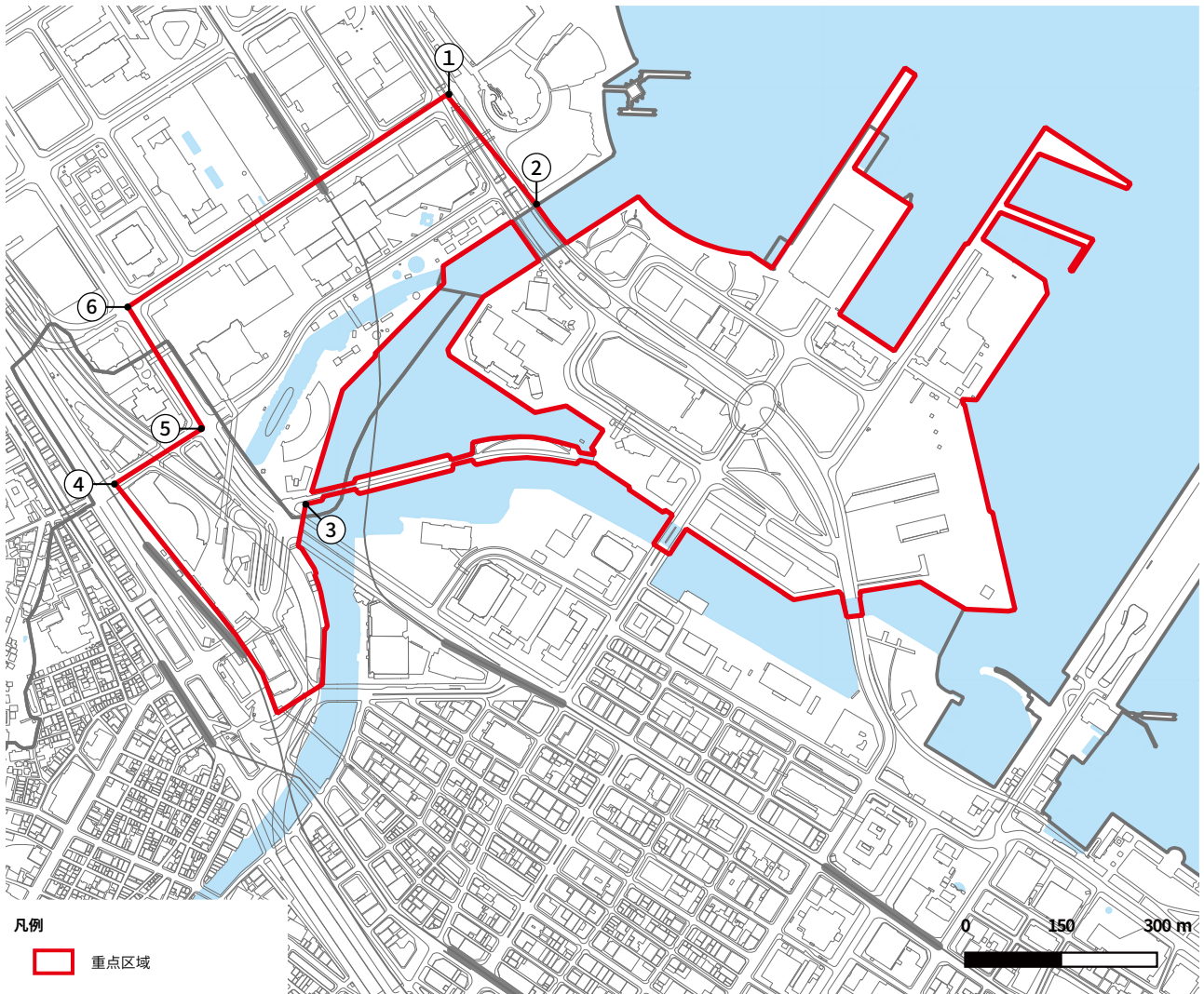
重点区域の設定にあたっては、みなとみらい21中央地区及びみなとみらい21新港地区の景観計画の対象区域を基本として、各歴史的風致を伝える建造物や活動が集積する範囲を設定した。



重点区域（みなとみらい区域）の位置

③ 区域

みなとみらい21区域の区域(境界)は、以下の図及び表に示す表の地形地物等に基づいて設定する。



重点区域(みなとみらい21区域)の範囲

重点区域(みなとみらい21区域)の境界

区 間	区域(境界)の位置
①～②	横浜港臨港幹線道路
②～③	景観計画区域(みなとみらい21新港地区)の区域界
③～④	景観計画区域(みなとみらい21中央地区)の区域界
④～⑤	みなとみらい4号線
⑤～⑥	市道栄本町線
⑥～①	みなとみらい3号線

(4) 三溪園周辺区域

① 概要

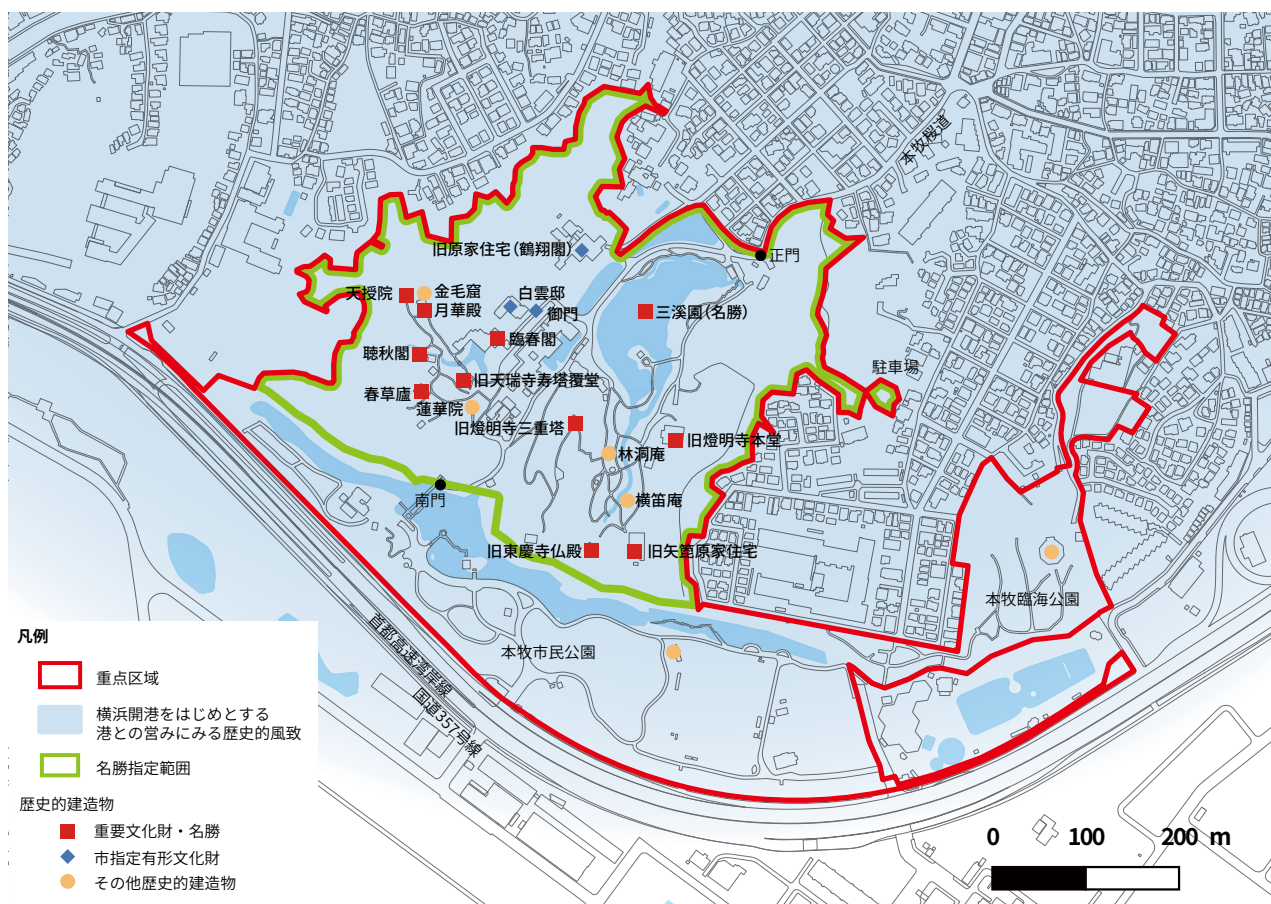
本市における三溪園周辺区域は、製糸・生糸貿易で財を成した実業家・原三溪が造り上げた約53,000坪の日本庭園を中心とする、「横浜開港」の歴史的風致に係る歴史資産が特に集中して集積している区域である。よって、三溪園及びその周辺を重点区域として設定し、歴史資産の維持保全、公開活用等を一体で推進する。

名称：三溪園周辺区域

面積：約32ヘクタール

② 位置

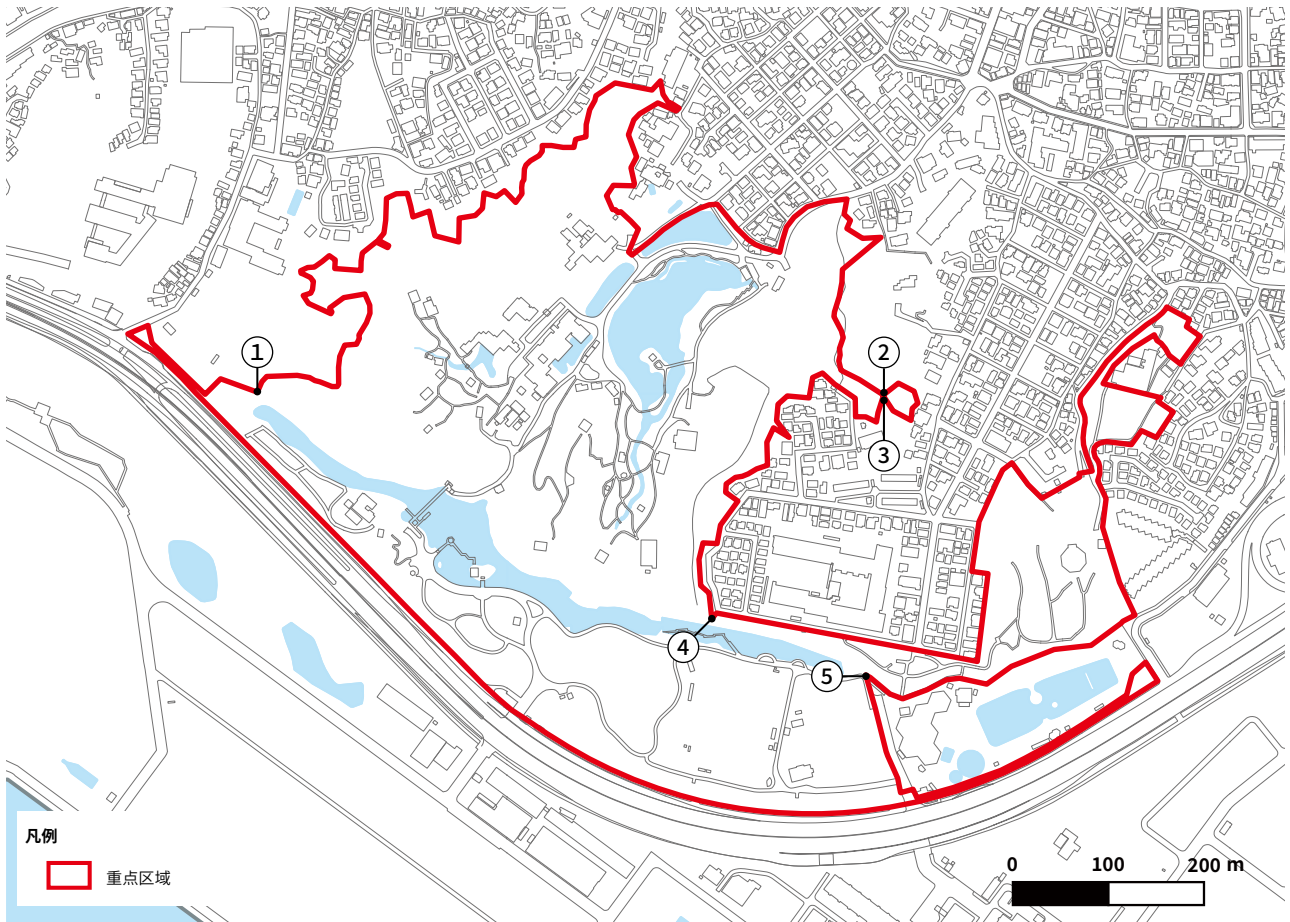
重点区域の設定にあたっては、庭園と建造物、活動が一体的に歴史的風致を形成している三溪園名勝指定範囲に加え、周辺の公園である本牧市民公園・本牧臨海公園を設定した。



重点区域（三溪園周辺区域）の位置

③ 区域

三溪園周辺区域の区域（境界）は、以下の図及び表に示す表の地形地物等に基づいて設定する。



重点区域（三溪園周辺区域）の範囲

重点区域（三溪園周辺区域）の境界

区 間	区域（境界）の位置
①～②	文化財（名勝）指定区域界
②～③	文化財（名勝）指定区域界
③～④	文化財（名勝）指定区域界
④～⑤	本牧臨海公園敷地境界
⑤～①	本牧市民公園敷地境界

3.重点区域の設定の効果

重点区域は、本市の維持向上すべき歴史的風致の中でも、横浜開港以降の近代以降に発展してきた地区であり、横浜の歴史を語るうえで欠かせない場所である。

「関内区域」・「山手区域」・「みなとみらい21区域」は、港町の風情や旧外国人居留地の異国情緒を感じる「港町横浜」のイメージを形成する重要な地域であり、多くの観光客が訪れる場所でもある。西洋館や教会などが多く建ち並ぶ山手地区、近代建築が良く残る関内地区、赤レンガ倉庫やドックヤードガーデンをはじめとした港を感じる建造物が多く残るみなとみらい21地区は、地区内に残る歴史的建造物や土木遺構が地域の景観形成上、重要な役割を果たしている。これら区域内の歴史的建造物の保存・活用や、市街地の環境整備、普及啓発や調査、市民活動との連携等を一体的に進めることにより、市民が横浜の歴史を再認識しシビックプライドを醸成するとともに、人々が歴史文化の持つ魅力に触れる場を創出し、都市の個性・魅力の向上につながることを期待される。

また「三溪園周辺区域」は、日本の伝統的な古建築を鑑賞する庭園としてつくられた三溪園と、海に面し本牧のかつての面影を残す公園を区域としている。三溪園の古建築の適切な保存修理、維持管理を通じた保存活用、そして一体の歴史・魅力の発信により、地区全体の魅力の更なる磨き上げが期待される。

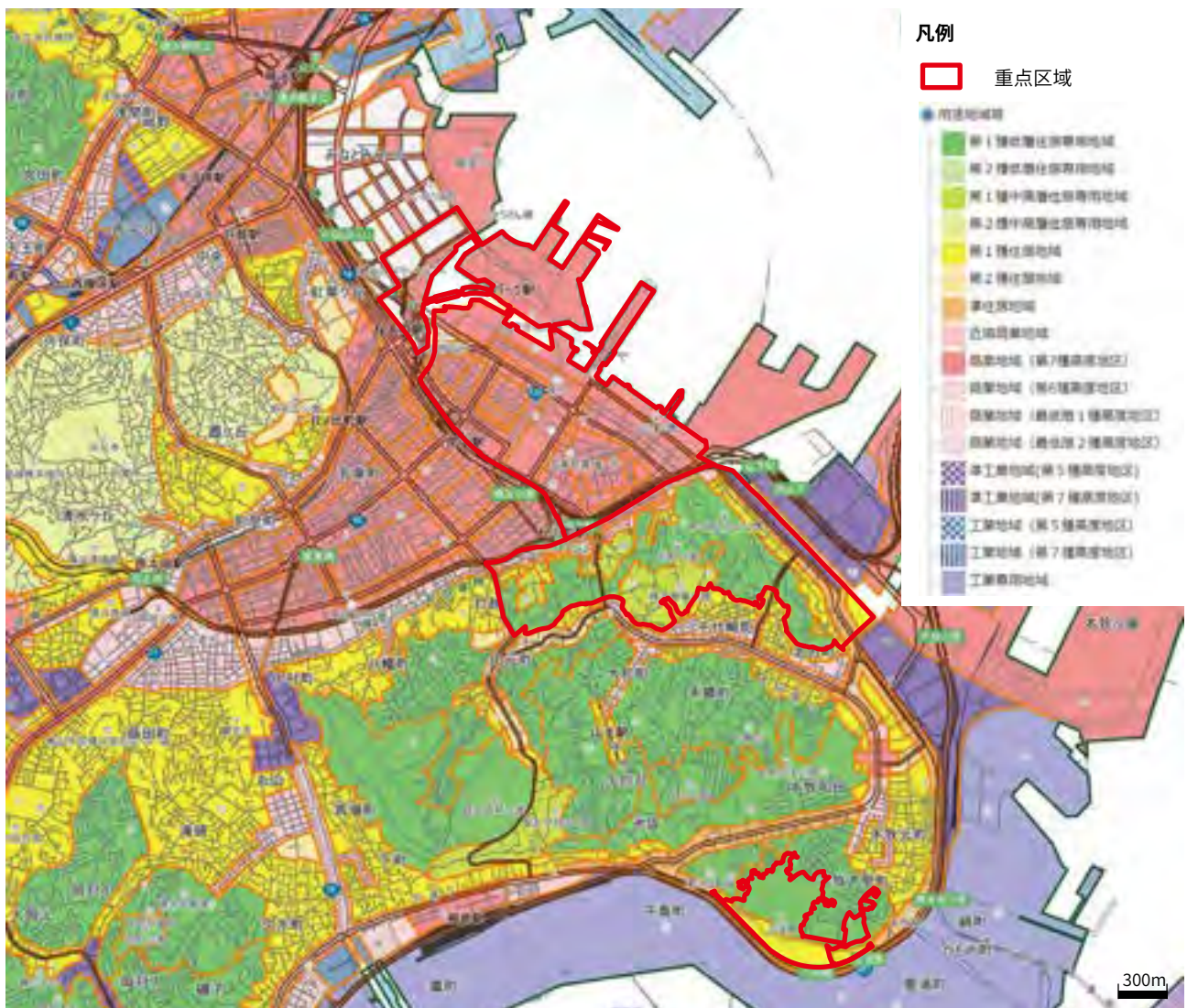
これらの取組により、横浜の歴史や文化を理解する人が増え、歴史資産の保全・活用の事業を展開していくことにより、横浜市全体の歴史的風致の維持及び向上に資すると考えられる。

4.重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

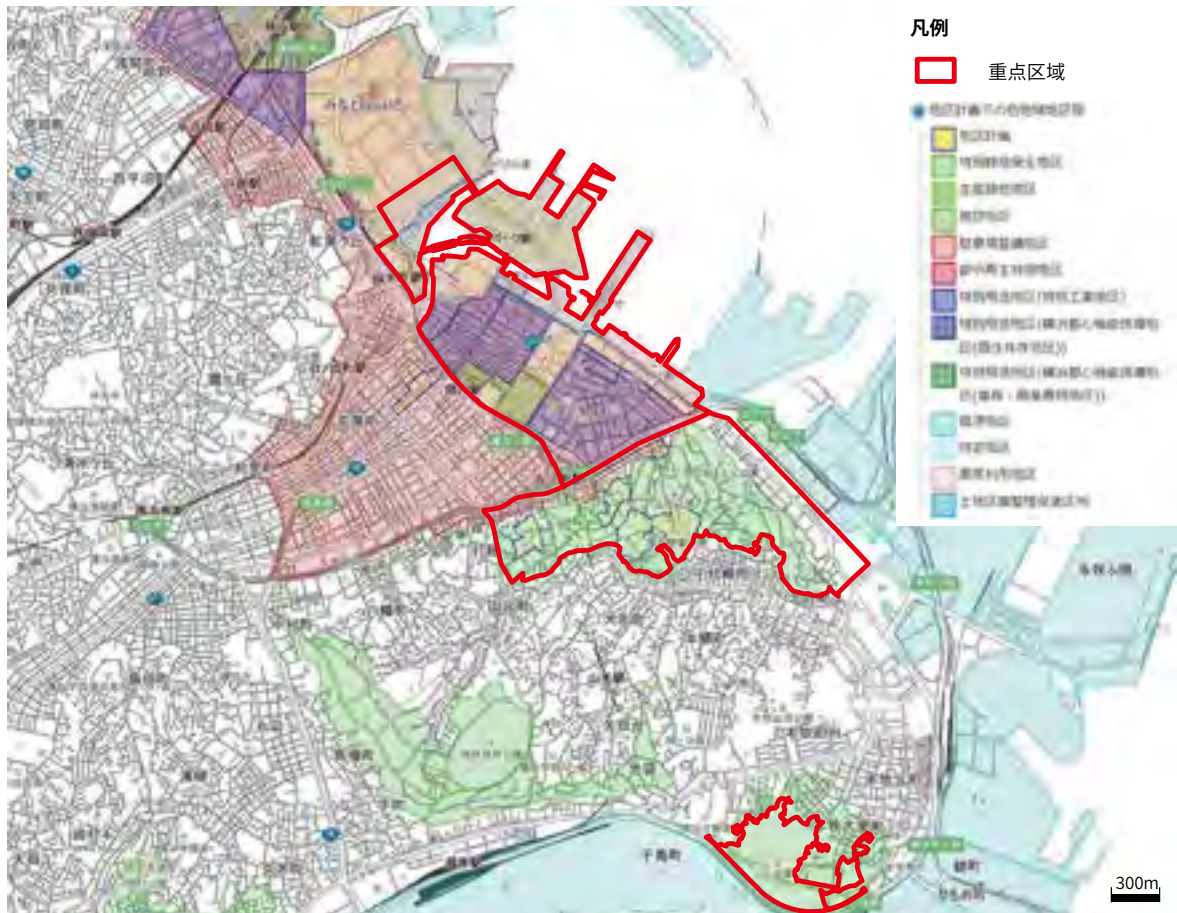
(1) 都市計画

横浜市では、市域全体を都市計画区域としており、12種類の用途地域に区分した市街化区域と市街化を抑制すべきとした市街化調整区域に区分している。用途地域により建築物の用途等を制限するとともに、地区計画により地区の特徴や目的にあったまちづくりを行っている。また、都市における風致を維持するため、風致地区の指定も行っている。その他、独自条例に基づく地域まちづくりルール・プラン、街づくり協議地区制度等により地区の特性に合わせた細やかなルール作りを行っている。

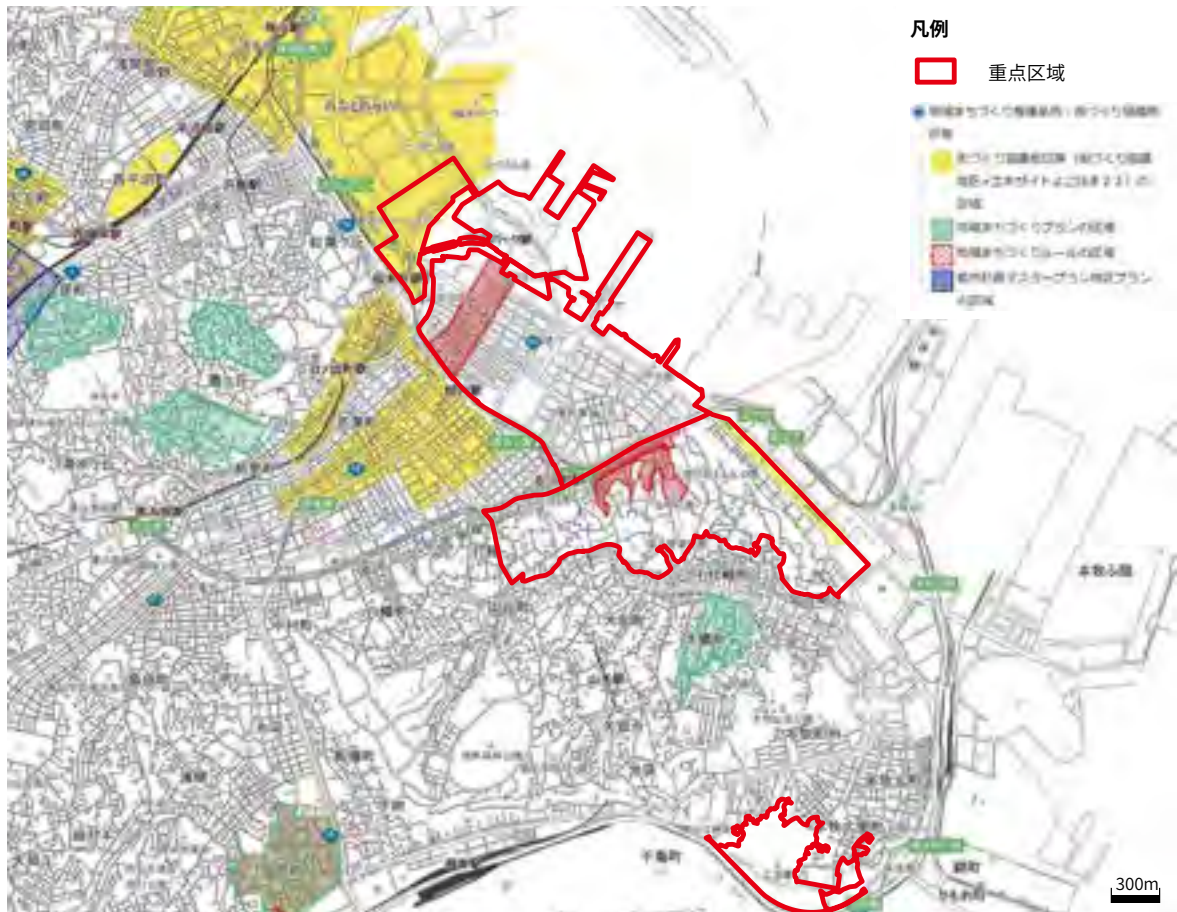
重点区域における各地区ごとの都市計画制度の状況は、以下の通りである。



重点区域と用途地域



重点区域と地区計画・風致地区等



重点区域と地域まちづくりルール・街づくり協議地区等

重点区域における都市計画制限等一覧

都市計画の制限等	関内区域	山手区域	みなとみらい21区域	三溪園周辺区域
用途地域	商業地域	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、近隣商業地域、商業地域	商業地域	第1種低層住居専用地域、第1種住居地域
地区計画	<ul style="list-style-type: none"> ・山下公園通り地区地区計画 ・日本大通り用途誘導地区地区計画 ・北仲通南地区再開発地区計画 ・山下町本町通り地区地区計画 ・北仲通北再開発等促進地区地区計画 ・馬車道地区地区計画 ・関内駅前地区地区計画 ・海岸通り地区地区計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・山手町地区地区計画 ・山手町西部文教地区地区計画 ・元町地区地区計画 ・元町仲通り街並み誘導地区地区計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・みなとみらい21中央地区地区計画 ・みなとみらい21新港地区地区計画 	
風致地区		山手風致地区：第3種・第4種		本牧風致地区：第3種
地域まちづくり等	<ul style="list-style-type: none"> ・馬車道まちづくり協定 	<ul style="list-style-type: none"> ・元町まちづくり協定 ・元町通り街づくり協定 ・元町仲通り地区街づくり協定 (・山手まちづくり協定) ・新山下地区街づくり協議地区 	<ul style="list-style-type: none"> ・みなとみらい21地区街づくり協議地区 	

(2) 横浜市都市計画マスタープラン

横浜市では、市域全体のプランである「横浜市都市計画マスタープラン(全体構想)」(平成25年(2013)3月改定)のほか、「地域別構想」として18区ごとに「区プラン」を策定し、一部の区では「地区プラン」をまとめている。本計画の重点区域を含むのは中区と西区である。中区プラン「中区まちづくり方針」(令和2年(2020)3月改定)では、分野別方針の「都市の魅力・活力に関する方針」の目標を「個性豊かな街並み、商店街、歴史的資源、文化芸術、スポーツなどの活用により、国内外から人や企業が集う魅力・活力にあふれるまち」としている。西区プラン「西区まちづくり方針」(平成28年(2016)11月改定)では、分野別方針の「地域資源を生かしたまちづくり(都市の魅力に関する方針)」の目標を「水辺や丘の緑、歴史などの地域資源を保全・活用するとともに、新たな魅力を生み出し、潤いとやすらぎのあるまちをつくります。」としている。

これらの地域別構想におけるまちづくりの方針は、本計画における重点区域の方針と整合しており、まちづくり方針に基づき歴史資産を保全活用することにより、歴史的風致の維持向上を推進していくものである。



「中区まちづくり方針」の都市の魅力・活力に関する方針図



「西区まちづくり方針」の地域資源を生かしたまちづくり方針図

分野別方針の内容（抜粋）

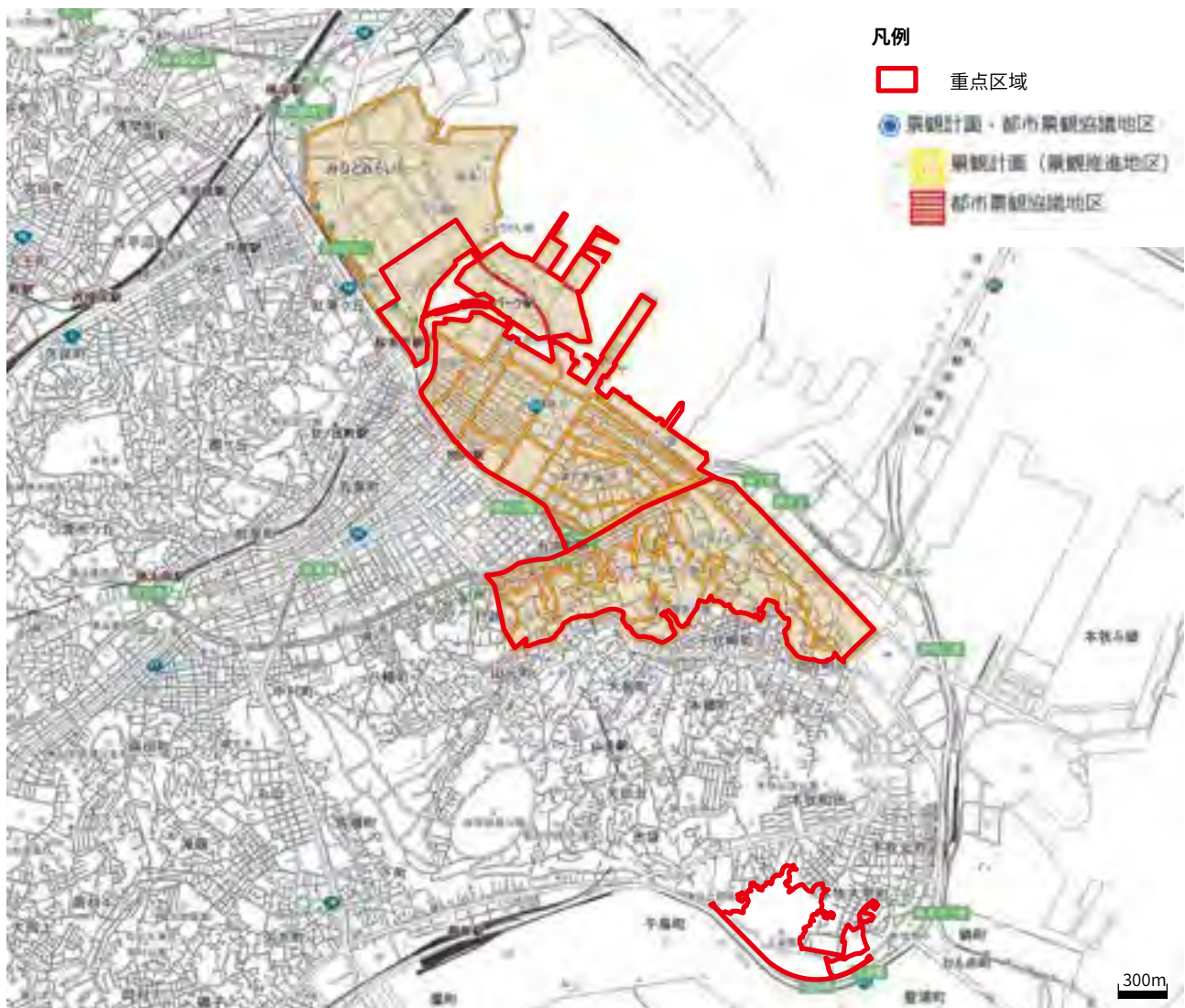
	中区まちづくり方針	西区まちづくり方針
	2-6. 都市の魅力・活力に関する方針	2-6. 地域資源を生かしたまちづくり (都市の魅力に関する方針)
目標	個性豊かな街並み、商店街、歴史的資源、文化芸術、スポーツなどの活用により、国内外から人や企業が集う魅力・活力にあふれるまち	水辺や丘の緑、歴史などの地域資源を保全・活用するとともに、新たな魅力を生み出し、潤いとやすらぎのあるまちをつくります。
方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 歴史的資源を生かしたまちづくりの推進 2 良好で個性豊かな街並み・商店街の形成 3 花・緑・水を生かしたまちづくり 4 文化芸術都市の推進 5 観光・MICE 6 未来を創る都市づくり 	<ol style="list-style-type: none"> 1 水に親しめる場づくり 2 緑豊かな都市空間づくり 3 歴史資源の保全・活用 4 地域資源の魅力発信

(3) 横浜市景観計画

横浜市では、良好な景観の形成を進めるため、景観法に基づく「横浜市景観計画」と、横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（景観条例）に基づく「都市景観協議地区」を定めている。横浜市景観計画では、地域の景観形成に応じた、区域や良好な景観の形成のための方針、建築物の建築等に対する基準（景観形成基準）等を定め、市内全域を景観計画区域としている。

関内地区、みなとみらい21中央地区、みなとみらい21新港地区、山手地区の4地区では、景観計画における景観推進地区及び景観条例に基づく都市景観協議地区に指定されており、地区内で建築物や工作物の新設、改築、外観の変更、屋外広告物の設置や変更などを行う際には、横浜市への景観法に基づく届出や景観条例に基づく協議を必要としている。

重点区域のうち、関内区域、山手区域、みなとみらい21区域の大部分が景観推進地区及び都市景観協議地区に指定されており、適切な景観形成基準の協議及び運用により、良好な景観を保ちつつ地区の特性に応じた景観形成の推進を図る。



重点区域と景観推進地区及び都市景観協議地区

地区ごとの景観形成の方針

地 区	地区全域の方針
関内地区	<p>関内地区では、歴史的・文化的資産を保全・活用しながら、業務・商業機能を中心に、国際的な産学連携機能や観光・集客機能、文化芸術創造活動など多様な機能が複合する多彩な都市活動が行われている。</p> <p>馬車道、山下公園通り、日本大通り、横浜中華街などの個性的な都市景観があり、緑の軸線構想、都心プロムナードなどの魅力的な歩行者空間の形成やオープンスペースの創出など、地元のまちづくり組織との協働などにより、様々な魅力づくりが図られてきた。また、開港の歴史や戦後の都市発展の歴史を伝える歴史的建造物、土木遺構などの保全・活用や、時代に応じた魅力と活力ある建物の誘導により、古い建物と新しい建物が調和して共存する独自の魅力的な街並みを形成している。</p> <p>このような関内地区の特徴を伸長しつつ、次の4つの方針に基づいて、関内地区の街並みをさらに魅力的なものとし、世界に誇れる横浜の顔づくりを行う。</p> <p>I わかりやすく、奥行きと賑わいのある界隈を巡り歩いて楽しめる街を創る。 II 関内地区の街並みの特徴を生かし、ミナト横浜を感じる眺望が楽しめる街を創る。 III 開港の歴史や文化の蓄積を生かしながら新しい文化を生み出す街を創る。 IV 多様な都市機能がコンパクトに複合する、活力ある街を創る。</p> <p>方針の達成に向けて、建築行為等の設計について指針とするべき事項として、行為の指針を次に定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) ゆとりある歩行者空間を連続的に形成する。 (2) 通りの低層部のしつらえを工夫して、連続性のある賑わいを創出する。 (3) 人々に交流を促す快適な広場状空気を創出する。 (4) 緑化や水際の活用により、まちに潤いを創出する。 (5) 関内地区の街並みの特徴を生かす。 (6) ミナト横浜の歴史を大切に、関内地区の魅力・個性を伸ばす。 (7) 中層、高層の建築物は、デザインを工夫し、魅力ある街並みを形成する。 (8) 港や丘などからの眺望景観が魅力的になるよう工夫する。 (9) 関内地区の新しい魅力を創造する。 (10) 秩序ある広告景観を形成する。
みなとみらい21中央地区	<p>みなとみらい21中央地区は、2つの都心である横浜駅周辺地区と関内地区を結ぶ位置にある。また、横浜の自立性と都心機能を強化するうえで重要な地区であり、業務、商業などの多様な都市機能の集積を図っている。</p> <p>当地区においては、これまで地元のまちづくり組織等における様々な魅力づくりの取組や、街づくり基本協定に基づく街づくりの推進、市民が憩い親しむことができる水辺空間や豊かで多様性のある緑にあふれた空間の創出等を図り、風格ある都市景観が形成されてきた。また、港や歴史を生かした景観形成など、当地区全体で調和のとれた質の高い景観形成が図られている。なかでも、海側から山側に向けて、徐々に建物高さを高くすることで形成される街のスカイラインは、横浜の代表的な景観の一つとして、広く親しまれている。</p> <p>当地区の景観形成については、さらに、低層部における「にぎわい空間」の創出を重要な景観要素と考え、地区全体で形成されているペDESTリアンネットワーク沿いでこの「にぎわい空間」を連担させることにより、街全体の回遊性を高める魅力ある歩行空間の形成を進めている。キング軸、クイーン軸、グランモール軸の3つの都市軸については、当地区の拠点となる駅や港への通景など、極めて重要な役割を持つ歩行空間ネットワークであり、この軸沿いの建物も含めた、総合的な景観</p>

地 区	地区全域の方針
<p>みなとみらい21 中央地区（続き）</p>	<p>形成を図ることが求められている。特に、キング軸については、今後の街づくりを進める上で要となる軸であり、それに相応しい歩行空間の形成が必要となっている。</p> <p>これらの、街の特徴を伸長しつつ、次の3つの方針に基づき、みなとみらい21中央地区の街並みをさらに魅力的なものとし、世界に誇れる横浜の顔となる都市景観形成を図る。</p> <p>I 多様で先進的都市機能が集積するにぎわいと活力ある街を創る II 街に集う人々に心地よく、優しい都市環境を形成する街を創る。 III みなとみらい21地区の特徴を生かし、横浜の顔となるような風格ある街並みを創る。</p> <p>また、みなとみらい21中央地区全域の方針のほかに、みなとみらい大通り沿道地区における方針を定める。</p>
<p>みなとみらい21 新港地区</p>	<p>みなとみらい21新港地区では、近代港湾発祥の地としての歴史性を生かし、赤レンガ倉庫をはじめとする歴史的資源を保全・活用した街づくりをすすめてきた。また、中層で広がりのある景観づくりを行い、隣接するみなとみらい21中央地区における現代的な超高層ビル群の形成による新しい街づくりと対比させることで、歴史的景観と背後の超高層の街並みが立体的に見え、時間的、空間的な奥行きを感じられる景観をつくってきた。</p> <p>みなとみらい21新港地区の特徴としては、業務・商業が集積した中心地に隣接した立地にありながら、港湾機能を有し、水域に囲まれた“島”として、独自の領域性を持つことが挙げられる。この特徴を生かすため、周辺地区との連続性を保ちながらも、地区の玄関口として意識できるよう橋やその周辺を演出し、水際にプロムナードを設けることで、魅力的な水際空間を創出してきた。</p> <p>このようなこれまでの取り組みを発展させ、さらに、みなとみらい21新港地区の特徴を生かした景観形成を図るためには、赤レンガ倉庫への見通し景観の確保や、対岸や海上から見た景観の演出、周辺の超高層ビル群からの見下ろし景観への配慮などが必要となっている。</p> <p>これら地区の特徴を伸長し、みなとみらい21新港地区の街並みをさらに魅力的なものとするため、次の3つの方針に基づき、世界に誇れる横浜の顔となる都市景観づくりを行う。</p> <p>I みなとの情景の演出 ① 海に向かってゆとりを持ち、連続性が感じられる街並みをつくる。 ② 開放的で居心地のよい水域・水際線の風景をつくる。</p> <p>II 歴史の継承 ③ 歴史的シンボルとしての赤レンガ倉庫への見通し景観を守る。 ④ 歴史性を意識し、高さを抑えたまとまりのある街並み景観をつくる。</p> <p>III “島”としての個性の演出 ⑤ 歴史やみなとらしさを生かしたシークエンス景観をつくる。 ⑥ 歩いて楽しく、賑わいのある街並みをつくる。 ⑦ 周辺地区からの見下ろし景観を意識する。</p>

地 区	地区全域の方針
山手地区	<p>山手地区では、旧外国人居留地としての国際性が今なお色濃く残されており、それらを形成する西洋館や外国人墓地などの歴史的資産を保全及び活用したまちづくりを進めてきている。異国情緒を感じる景観や開港以来の文化が継承されている山手地区は、横浜を代表する住宅・文教地区であり、この良好な環境は地区全域の財産であると同時に、市民から広く親しまれている横浜全体の市民の共有財産ともいうべきものである。</p> <p>当地区においては、昭和47年に「山手地区景観風致保全要綱」を策定し、港の見える丘公園などからベイブリッジ、港及び市街地への眺望景観の確保や、緑豊かな住宅・文教地区としての景観を形成している建造物や大木などの保全を行ってきた。また、山手本通り、元町通りなどの個性的な通りの魅力的な歩行者空間の形成や山手公園、元町公園などの緑豊かで歴史を感じる憩いの空間の創出など、地元まちづくり組織との協働などにより、様々な魅力づくりが図られてきた。</p> <p>このような歴史を残した街並みや良好な地区環境を維持している山手地区の特徴を伸長しつつ、次の5つの方針に基づいて、山手地区の街並みをさらに魅力的なものとし、国際色豊かな特色を発信するまちづくりを行う。</p> <p>I 山手の丘から港や市街地への良好な眺望を保全し、ミナト横浜を感じる眺望景観の形成を図る。</p> <p>II 樹木やまとまりのある緑の保全により、緑豊かな地区の環境を維持する。</p> <p>III 居留地時代から継承された歴史的な建造物や土木遺構などによる歴史や異国情緒を感じる景観を保全し、活用する。</p> <p>IV 緑豊かでゆとりと落ち着きのある街並みを形成する。</p> <p>V 地区ごとの魅力ある通りを軸線とした、歩いて楽しめる歩行者空間を形成する。</p>

(4) 屋外広告物条例

屋外広告物については、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害の防止を図るため、横浜市屋外広告物条例により必要な規制を行っている。

重点区域内は、条例に基づく規制基準のほか、景観計画に基づく景観推進地区に指定されている地区（関内地区、みなとみらい2 1 中央地区、みなとみらい2 1 新港地区、山手地区）においては、屋外広告物の規格をそれぞれの地区・エリアごとに定めて制限している。また、文化財等に係る指定地域等を禁止地域等に定め、一定範囲の広告物の掲出を制限している。

文化財等に係る指定地域（条例第6条第1項第2号、第3号、第4号、横浜市屋外広告物条例に基づく指定地域第1項）

文化財等の名称	文化財等の所在地又は範囲	指定地域
三溪園	中区本牧三之谷 58 番 1 号	三溪園の敷地
関家住宅	都筑区勝田町 1220 番地	建造物の敷地及びその範囲 50 メートルの範囲内の地域
旧横浜正金銀行本店本館 (現・神奈川県立歴史博物館)	中区南仲通 5 番 60 号	建造物の周囲 30 メートルの範囲内の地域
横浜市開港記念会館	中区本町 1 番 6 号	建造物の周囲 40 メートルの範囲内の地域
旧内田家住宅	中区山手町 16 番地	建造物の周囲 50 メートルの範囲内の地域
旧横浜船渠株式会社 第 2 号船渠 (ドック)	西区みなとみらい 2 丁目 2 番 1 号	建造物の敷地
旧横浜船渠株式会社 第 1 号船渠 (ドック)	西区みなとみらい 2 丁目 7 番 10 号	建造物の敷地
氷川丸	中区山下公園地先	船舶の周囲 50 メートルの範囲内の地域

6章 文化財の保存又は活用に関する事項

1. 横浜市全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

横浜市には、国指定の文化財 89 件、県指定の文化財 78 件、市指定の文化財 174 件の計 341 件が指定されているほか、国の登録有形文化財 46 件、市の登録文化財 99 件が登録されている。(令和 5 年(2023) 12 月末現在)。また、本市独自の制度である歴史を生かしたまちづくり要綱に基づく登録歴史的建造物が 212 件、認定歴史的建造物が 104 件存在する(令和 6 年(2024) 3 月末現在)。加えて横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例に基づく特定景観形成歴史的建造物が 2 件指定されている。

国、神奈川県、横浜市の指定等文化財については、文化財保護法や神奈川県文化財保護条例、横浜市文化財保護条例、その他関連法令に基づき、所有者・管理者と連携しながら保存・活用のための適切な措置を講じる。また、市民、NPO 等の市民団体や民間企業等の能力を活用しながら、普及啓発活動、公開活用等の保存・活用を図る。

伝統芸能や民俗芸能などの無形文化財と無形の民俗文化財については、保存団体等に対する後継者育成や用具等の修理・整備への支援に引き続き取り組む。

未指定の文化財についても把握調査などを進め、文化財保護法・条例、その他本市が定める要綱等に基づき、適切な保存・活用に努める。

(2) 文化財の修理・整備に関する方針

文化財によっては劣化や損傷、人為的な改変等により、歴史的・文化的価値が損なわれやすく、一度損なわれた価値を取り戻すことは難しいため、文化財の特性に応じた適切な修理・整備が重要である。そのため、現地調査や関連資料、保存活用計画などに基づいて文化財価値を損なわない修理・整備及び維持管理を実施する。また、それらの実施にあたっては、関係法令を遵守し、文化庁、県との協議や横浜市文化財保護審議会等における専門家の指導・助言を得ながら進めていくものとする。

また、修理・整備に要する所有者等の財政的な負担軽減を図るため、国、神奈川県の補助制度の活用と併せ、横浜市指定・登録文化財及び歴史を生かしたまちづくり要綱に基づく横浜市認定歴史的建造物に対する補助金等の支援措置を講じる。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

本市では時代領域の異なる博物館 5 施設(横浜市歴史博物館、横浜開港資料館、横浜都市発展記念館、横浜ユーラシア文化館、横浜市三殿台考古館)のほか、横浜みなと博物館、横浜市八聖殿郷土資料館、埋蔵文化財センターなどを管理・運営している。これらの施設における資料の収集・保存や調査研究、展示・解説の充実に努めるとともに、神奈川県立金沢文庫やその他施設間の相互連携にも取り組む。

所蔵する文化財や歴史資料等の保管については、特性に応じた温湿度管理や、防虫・防カビなど適切な保管環境を整えた保管する場所、スペースが必要である。教育委員会が所管する博物館 5 施設が所蔵する資料は約 57 万点に上るが、資料収集・調査研究等により所蔵資料の増加が見込まれており、所蔵品の保管場所の確保が課題となっている。また、市内の発掘調査で出土した出土品等を保管する埋蔵文化財センターは、開発に伴い増加し続ける出土品の保管場所が不足している状況が続いており、

早急に保管場所を確保する必要がある。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

横浜の都心部は、特に開発圧力が強い地域であるが、昭和 40 年代から横浜市市街地環境設計制度等により、また、郊外部については、緑地保全制度等を活用しながら文化財等の周辺環境の保全を進めてきた。これらの制度に加え、都市計画法に基づく諸制度や景観法、横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例、横浜市景観計画、横浜市屋外広告物条例等の景観形成のための諸制度を活用しながら、文化財周辺の環境の保全を図っていくものとする。

(5) 文化財の防災に関する方針

横浜市では、災害による毀損や滅失の恐れがあることから、防災・防犯対策を検討し、リスクの軽減を図ることが、文化財の保存・活用においても重要となる。

火災に対しては、地元消防署・消防団及び文化財所有者が発災後の初期対応を確認する文化財防火デー（毎年 1 月）を実施し、日常的に火災に備える対策を講じる。放水銃等の防災施設設置に対する相談対応や補助金交付を実施するなど、発災時に適切に対応できるような支援を引き続き実施していく。

各文化財については、「国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン」、「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」に基づく措置や防犯対策を適宜講じていく。また、保存活用（管理）計画を策定している建造物については、同計画に記載する防火管理計画に基づく予防措置、火災報知設備や消火設備、避雷設備、防犯設備などの設備整備及び保守管理、自衛消防隊による定期的な消火訓練などの適切な措置を講じる。また、地震対策についても、耐震診断結果に基づく計画的な耐震補強工事に取り組み、地震時における建造物の安全性の確保を図る。

文化財の収蔵庫については、特に、横浜開港資料館、都市発展記念館・ユーラシア文化館の収蔵庫等は風水害による内水の浸水区域に所在するため、所蔵資料の整理や移動等の対策を進めていく。

さらに、横浜市が所管している史跡・名勝・天然記念物で土砂災害警戒区域となっている崖は約 40 か所あるため、文化財への影響が軽微となる手法で、計画的に防災・減災のための措置を実施していくものとする。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

文化財の保存・活用にさまざまな主体が参加し、連携できる体制を構築するためには、文化財や横浜の歴史文化に触れる機会や保存・活用の取組・イベント等に関する情報に、アクセスしやすい環境となっていることが望ましい。このため、横浜市では「歴史を生かしたまちづくり横濱新聞」や「都市の記憶 - 横浜の主要歴史的建造物 -」といった広報誌の発行、「歴史を生かしたまちづくりセミナー」等の公開講座の実施等を行っている。また、横浜市の公式 Instagram アカウントでは、たびたび歴史的建造物に関する投稿が行われ、10 万人を超えるフォロワーに対する PR となっている。

庁外の取組では、公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団が管理・運営する横浜市歴史博物館、横浜開港資料館、横浜都市発展記念館、横浜ユーラシア文化館などの展示施設における企画展示やセミナー収蔵資料のデジタル化・公開、オンライン講座の実施、横浜シティガイド協会によるガイドツアーの

実施、公益財団法人横浜市観光協会による観光案内等、さまざまな団体等による普及啓発の取組が活発に実施されている。

今後も、生涯学習、学校教育、地域活動、まちづくりや観光など、さまざまな分野が連携し、市民・来街者等に対する積極的な普及啓発を通じた理解促進や文化観光の一層の充実を図る。

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針

横浜市は周知の埋蔵文化財包蔵地が2,417箇所（令和4年（2022）4月現在）周知されている。埋蔵文化財包蔵地の分布状況については、横浜市行政地図情報提供システム内の「文化財ハマ Site」で公開している。埋蔵文化財包蔵地において土木工事等が行われる際は、事前の届出を求めており、協議を実施し、必要に応じて発掘調査等を指示するなどの保護措置を図る。また、埋蔵文化財包蔵地以外の地域についても、埋蔵文化財が発見された場合は、工事主体者等への報告を求め、必要に応じて保護措置を図るものとする。

埋蔵文化財を適切に取り扱い、文化財保護への理解促進につなげる。

(8) 文化財保存・活用の体制と今後の方針

横浜市では、文化財保護行政を教育委員会事務局生涯学習文化財課が所管しており、埋蔵文化財専門職員4名、事務職員5名（うち、係長2名）、総数9名の職員を配置している。また、歴史を生かしたまちづくりに関しては都市整備局都市デザイン室が所管しており、職員8名中のうち係長1名、担当職員2名を担当として配置している。その他、横浜市で所有する文化財のうち特に建造物については、各建造物の所管部署にて管理を行っている。

文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議する機関としては、横浜市文化財保護条例に基づき、横浜市文化財保護審議会を設置している。第19期（令和6年（2024）6月1日～令和8年（2026）5月31日）の委員は、学識経験者17名（建築3名、保存科学・石造1名、絵画1名、彫刻1名、工芸1名、考古2名、歴史3名、民俗3名、造園1名、植物生態1名）で構成される。また、歴史を生かしたまちづくりに関する推進体制として、専門家及び市民の意見を取り入れて歴史的景観の保全と活用の推進を図るため歴史的景観保全委員を設置しており、第18期（令和6年（2024）4月1日～令和8年（2026）3月31日）には13名（学識経験者10名、建造物所有者1名、ほか有識者2名）の委員を委嘱している。

(9) 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

文化財の保存・活用には、地域で活動している市民団体や事業者等と行政との連携が必要である。そのため、文化財の保存・活用に関する連携・協働事業を推進し、それらに関わる主体の把握やネットワーク構築を目指すとともに、庁内においても連携を図りながら文化財の保存・活用の体制を構築していく。

なお、本市では文化財保護条例が制定される前の1977（昭和52）年から、市内に伝わる民俗芸能のうち、地域に結び付いた特色のある民俗芸能を選定し、これらの保存団体を育成する事業を進めてきた。現在、横浜市無形民俗文化財保護団体育成要領に基づき、地域に結び付きのある民俗芸能を継承し、後継者育成等の保存継承に熱意のある市内の無形民俗文化財保護団体を、「認定団体」に選定し、保存継承に必要な経費の一部補助等を行っている。

《無形民俗文化財保護団体リスト》

横浜市では、これまでの調査で把握してきた、市内で活動している無形民俗文化財保護団体のうち、地域に結びつきのある民俗芸能を継承し、後継者の育成等の保存継承に熱意のある団体を選考し、「認定団体」としている。

令和5年度（2023）は、67団体を認定団体に選考している。

※横浜市文化財保護条例に基づく文化財の指定、登録とは異なる制度である。

令和5年度認定団体

番号	種別	行われている区	団体名
1	祈年	磯子	夏越大祓保存会
2	祈年	神奈川	追儺式保存会
3	祈年	金沢	汐祭保存会
4	神楽	鶴見	土師流市場神代郷神楽萩原社中
5	神楽	神奈川	土師流子安神代神楽横越社中
6	神楽	港北	港北神代神楽佐相社中
7	念仏芸	港北	注連引き百万遍保存会
8	念仏芸	旭	三佛寺双盤講
9	念仏芸	青葉	真福寺双盤講
10	念仏芸	青葉	市ヶ尾地藏堂双盤講
11	念仏芸	緑	慈眼寺双盤講
12	念仏芸	戸塚	専念寺双盤講
13	念仏芸	港北	圓應寺柴燈護摩火渡修法会
14	祭囃子	鶴見	生麦囃子保存会
15	祭囃子	鶴見	潮田囃子保存会
16	祭囃子	神奈川	二ツ谷囃子松健睦
17	祭囃子	南	六ツ川大池囃子
18	祭囃子	港南	横浜関古式囃子保存会
19	祭囃子	保土ヶ谷	川島囃子保存会
20	祭囃子	保土ヶ谷	西谷囃子睦会
21	祭囃子	旭	本村囃子連中
22	祭囃子	旭	半ヶ谷囃子保存会
23	祭囃子	旭	上白根囃子保存会
24	祭囃子	旭	笠はや志保存会
25	祭囃子	磯子	森囃子保存会
26	祭囃子	金沢	釜利谷宿郷土芸能保存会
27	祭囃子	金沢	野島囃子保存会
28	祭囃子	金沢	六浦三艘屋台保存会
29	祭囃子	金沢	谷津囃子保存会
30	祭囃子	金沢	六浦川町諏訪社連
31	祭囃子	金沢	柴祭囃子保存会
32	祭囃子	金沢	寺前木遣囃子保存会
33	祭囃子	金沢	洲崎囃子保存会
34	祭囃子	金沢	洲崎木遣保存会
35	祭囃子	港北	太尾囃子保存会
36	祭囃子	港北	菊名囃子連
37	祭囃子	都筑	折本囃子連中
38	祭囃子	都筑	南山田囃子連

番号	種別	行われている区	団体名
39	祭囃子	都筑	大棚町囃子連中
40	祭囃子	青葉	平川囃子保存会
41	祭囃子	青葉	下恩田囃子保存会
42	祭囃子	青葉	鉄囃子保存会
43	祭囃子	青葉	荏子田囃子連
44	祭囃子	青葉	下谷本杉山神社囃子保存会
45	祭囃子	青葉	下市ヶ尾囃子連
46	祭囃子	緑	寺山囃子保存会
47	祭囃子	戸塚	谷矢部囃子連中
48	祭囃子	戸塚	谷矢部東囃子連
49	祭囃子	戸塚	子之神神社囃子連中
50	祭囃子	泉	中田囃子保存会
51	祭囃子	瀬谷	橋戸囃子連中
52	祭囃子	瀬谷	相沢囃子保存会
53	祭囃子	中	横浜木遣保存浜声会
54	祭囃子	中	横濱港聲睦會
55	祭囃子	中	野毛山節寿鶴保存会
56	古民謡	戸塚	平戸古民謡保存会
57	古民謡	港北	横浜興禅寺雅楽会
58	古民謡	金沢	町屋囃子保存会
59	古民謡	金沢	町屋木遣・纏保存会
60	古民謡	戸塚	下倉田囃子連
61	雅楽	南	半蔵囃子保存会
62	祭囃子	青葉	上恩田杉山神社囃子保存会
63	古民謡	戸塚	熊野神社囃子連
64	祭囃子	西	杉豊太鼓同好会
65	祭囃子	緑	鴨居郷土芸能保存会
66	祭囃子	金沢	瀬戸囃子保存会
67	祭囃子	金沢	南福囃子保存会

2.重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

横浜市の重点区域は「関内区域」「山手区域」「みなとみらい21区域」「三溪園周辺区域」の4か所を指定している。

関内区域は、旧山下居留地や日本大通りを含む関内一帯を範囲として横浜の都心臨海部に立地する。区域内には、明治期から昭和期にかけて建てられた、横浜市開港記念会館などの重要文化財4件、史跡1件（旧横浜正金銀行本店）、名勝地3件（山下公園、日本大通り、横浜公園）、登録有形文化財2件、神奈川県指定有形文化財1件、横浜市指定有形文化財4件、横浜市登録地域有形文化財1件、横浜市登録史跡9件、横浜市認定歴史的建造物26件が所在しており、明治から大正期にかけて整備され近代港湾施設や近代建築、土木産業遺構等が歴史的風致を伝えている。

山手区域は、かつて外国人が居住した旧山手居留地である山手町に加え、元町商店街、新山下地区一帯等を含み、関内区域に隣接している。区域内には重要文化財1件（旧内田家住宅（外交官の家））、名勝1件（山手公園）、登録有形文化財3件、横浜市指定有形文化財6件、横浜市指定史跡1件、横浜市登録史跡1件、横浜市認定歴史的建造物30件が所在し、西洋館や公園、教会、学校、ブラフ積みやブラフ溝などが、歴史的風致を伝えている。

みなとみらい21区域は、近代港湾の発祥の地である横浜港を含む現・みなとみらい21地区の一部を範囲とし、関内区域に隣接している。区域には、重要文化財3件（旧横浜船渠株式会社第一号船渠（ドック）、横浜船渠株式会社第二号船渠（ドック）、日本丸）、横浜市認定歴史的建造物6件が所在し、明治期から昭和初期にかけて整備された近代港湾施設や土木産業遺構等が、歴史的風致を伝えている。

三溪園周辺区域は、実業家で茶人の原三溪によって造られた日本庭園である三溪園とその周辺地域を範囲としており、中区本牧三之谷及び本牧元町に立地する。区域内には、旧燈明寺三重塔などの重要文化財10件、白雲邸などの横浜市指定有形文化財3件、名勝1件（三溪園）等が所在し、庭園と古建築が一体となった空間が歴史的風致を伝える。

これら重点区域内の文化財については、文化財保護法や神奈川県文化財保護条例及び横浜市文化財保護条例その他関連法令に基づき、所有・管理者と連携しながら引き続き保存・管理・整備等を行うとともに、地域住民の理解のもと、文化財やまちの価値・魅力向上や適切な維持保全体制の構築に向けて効果的な活用を推進する。なお、これら重点区域の全部は、横浜市文化財保存活用地域計画における「文化財保存活用区域」に包含されており、連携して取組を推進する。

【対応する事業】

- ・歴史を生かしたまちづくり要綱運用事業
- ・歴史的建造物の全数調査事業

(2) 文化財の修理・整備に関する具体的な計画

重点区域内の重要文化財等の歴史的建造物は、すでに公開活用されているものが多い。文化財としての価値の保全及び利用者の安全を確保する観点から、適宜修理・整備を行っていく。その他、登録有形文化財、横浜市認定歴史的建造物を含む未指定文化財についても、所有者・管理者との協議のうえ、保全活用に対する支援を実施する。

関内区域においては、重要文化財である横浜開港記念会館の大規模な保存修理が令和5年度（2023）

に完了した。また、横浜開港資料館では、文化庁の認定を受けた「横浜開港資料館における文化観光拠点計画」（計画期間：令和3年度～7年度）に基づき、横浜開港資料館が「横浜開港」の歴史を中心に文化振興を観光と地域活性化に結び付ける拠点となることを目指し、文化観光拠点としての機能強化を図っている。

三溪園周辺区域においては、約30年ごとのサイクルで行っている重要文化財建造物の保存修理事業と耐震補強工事（先に実施済みの春草廬を除く9棟）が平成30年度（2018）から始められている。令和5年度（2023）までに第Ⅰ期工事の臨春閣、旧東慶寺仏殿、月華殿が終了し、令和6年度（2024）からは、旧矢筈原家住宅、旧燈明寺三重塔を対象とした第Ⅱ期工事に着手している。

各区域のその他の文化財建造物についても保存修理工事を順次実施するとともに、民間所有のものについても技術的・財政的支援に引き続き取り組む。

【対応する事業】

- ・岩田家住宅移築整備事業
- ・山手聖公会保全修復事業
- ・山手26番館保全修復事業
- ・横浜指路教会耐震整備事業
- ・三井住友銀行横浜支店保全活用事業
- ・三溪園内名勝及び重要文化財建造物保存修理工事事業
- ・鶴翔閣保存修理事業
- ・旧横浜機関区高島車庫転車台修繕事業

（3）文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

関内区域、みなとみらい21区域では、重要文化財である旧横浜正金銀行本店本館、横浜市開港記念会館、氷川丸、旧横浜船渠第1号ドック・第2号ドック、帆船日本丸をはじめとして数多くの文化財建造物が保存・活用されている。特にみなとみらい21区域では旧横浜船渠第2号ドックを復元したドックヤードガーデンや、文化商業施設としても活用される赤レンガ倉庫、鉄道路線や橋梁を活用した歩行者用プロムナードの自動車道など、数多くの歴史的建造物が保全活用され集積する横浜の名所となっている。山手区域では、市が所有する「山手234番館」「エリスマン邸」「ベーリック・ホール」「ブラフ18番館」「横浜市イギリス館」「山手111番館」「外交官の家（旧内田家住宅）」の7館が公園内に存し、建物・暮らし・山手の魅力等を伝える施設として一元的に公開活用されている。三溪園周辺区域では、国指定の名勝である三溪園全体が公開されており、その中で「臨春閣」「旧矢筈原家住宅」「旧燈明寺三重塔」「白雲邸」「鶴翔閣」などの有形文化財を見ることができる。

引き続き、重点区域内の回遊性向上や賑わい形成に資する活用のあり方について、民間活力の導入も視野に入れながら検討を行い、活用を行っていく。文化財の所在や価値を示した案内板や説明板については、引き続き維持・管理を進めるとともに、必要に応じて修理・更新、再整備等を進めていく。

【対応する事業】

- ・山手西洋館公開活用事業
- ・創造都市施策での歴史的建造物活用事業

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

文化財を含めた地区一帯の魅力・価値の向上を図るため、都市計画法に基づく諸制度や景観法、横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例、横浜市景観計画、横浜市屋外広告物条例等の景観形成のための諸制度を活用しながら良好な周辺環境の形成を推進する。特に重点区域の範囲は、横浜市景観計画に基づく景観推進地区と横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（景観条例）に基づく「都市景観協議地区」として、「関内地区」、「みなとみらい21中央地区」、「みなとみらい21新港地区」、「山手地区」に指定されており、建築物や工作物の新設、改築、外観の変更、屋外広告物の設置や変更など必要な環境保全の措置が講じられている。引き続き、これらの関連法令に基づき、市民や事業者等と連携しながら、重点区域内の文化財の周辺環境の保全に努めていく。また、特に主要な文化財の存する街区や周辺の公園、街路等については、文化財の魅力を楽しむ都市の活力向上を目指し、戦略的な整備や適切な維持保全を行い、必要に応じてサインの設置等を行う。

【対応する事業】

- ・ 港の見える丘公園拡張整備事業
- ・ ガーデンシティ推進事業
- ・ 景観形成推進事業（山手地区）
- ・ 日本大通りの賑わい創出事業
- ・ 景観形成推進事業（関内地区）
- ・ 赤レンガ倉庫を拠点とした賑わい創出事業
- ・ 景観形成推進事業（みなとみらい21中央地区・新港地区）

(5) 文化財の防災に関する具体的な計画

保存活用計画に準じた耐震診断・補強、火災報知機や消火設備、避雷設備、炎感知器、防犯設備等の設備機器の整備と保守管理などのハード面の整備や、文化財防災デー等を活用した消火訓練等のソフト面での対応など、それぞれの建造物の特性に応じた防災・防犯対策を講じていくよう努める。

なお、文化財の耐震対策については、重要文化財の横浜開港記念会館や旧横浜正金銀行、横浜市指定有形文化財の旧露亜銀行、横浜市認定歴史的建造物の赤レンガ倉庫など、複数の建物で実施されている。その他、民間所有の文化財などについては、技術的支援や補助金等の支援措置を講じながら耐震対策を促進する。

【対応する事業】

- ・ 岩田家住宅移築整備事業
- ・ 横浜指路教会耐震整備事業
- ・ 三溪園内名勝及び重要文化財建造物保存修理工事事業
- ・ 歴史を生かしたまちづくり要綱運用事業

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

重点区域内における文化財の収集・展示等を行う施設として、横浜開港資料館、横浜都市発展記念館・横浜ユーラシア文化館に加え、横浜開港の歴史を伝える横浜みなと博物館などがある。市民・来街者

への普及啓発に向け、横浜の歴史を伝える展示等を行うとともに、多言語化の対応やバリアフリー対応、ホームページの充実化等を進める。

市民団体等においても、横浜シティガイド協会によるガイドツアーの実施、公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューローによる観光案内等、さまざまな団体等による普及啓発の取組が活発に実施されている。また、地区の歴史・横浜の歴史の調査研究や普及啓発団体として、NPO 法人横浜ブラフアーカイヴスや公益社団法人歴史資産調査会等も存在し、これらと連携した更なる普及啓発活動の推進に努める。

【対応する事業】

- ・ 歴史的建造物に関するサイン等整備事業
- ・ 山手に関する資料調査・普及啓発事業
- ・ 横浜開港と都市発展の歴史に関する展示・普及啓発事業
- ・ みなとの歴史に関する展示・普及啓発事業
- ・ 歴史を生かしたまちづくりに関する普及啓発

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

重点区域内の周知の埋蔵文化財包蔵地は、関内区域に6箇所、山手区域に8箇所、みなとみらい21区域に2箇所、三溪園周辺区域に2箇所存在する。基本的には、前述の「方針」に基づいて保護を図るが、横浜の特徴ともいえる近代遺跡が発見される可能性が高いため、近代遺跡の保護についても取り組んでいく。

(8) 各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

重点区域内における文化財等の保存・活用に取組む団体として、公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団やNPO 法人横浜ブラフアーカイヴス、公益社団法人歴史資産調査会等の団体がさまざまな活動を展開している。地域住民や市民団体、事業者等と横浜市が連携し、官民協働により歴史的風致の維持向上を推進していくものとする。特に横浜の歴史文化に関する専門性やノウハウ、ネットワーク等を有する博物館を中心に、多様な主体との連携事業を進め、歴史文化に関わる人材の育成や相互につながるネットワーク構築を目指す。

【対応する事業】

- ・ 山手に関する資料調査・普及啓発事業
- ・ 横浜開港と都市発展の歴史に関する展示・普及啓発事業
- ・ みなとの歴史に関する展示・普及啓発事業

7章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針

横浜市の歴史的風致維持向上施設^{*}の整備及び管理に関する事業については、4章で設定した歴史的風致の維持及び向上に関する方針に基づいて「歴史資産の調査と情報共有に関する事業」、「歴史文化とのタッチポイントづくりに関する事業」、「新たな『歴史資産』の保全活用の検討に関する事業」、「歴史資産の保全・継承に関する事業」、「歴史資産の活用を通じたまちづくりの促進に関する事業」の5つに分類した。横浜の個性や魅力を形成する歴史的価値等を十分に把握したうえで、市民や来街者が本市の歴史的風致をより身近に感じることができるよう整備を行うことで歴史的風致の維持及び向上を図る。また、整備の推進にあたっては、必要に応じて専門家の指導・助言を受け、関係機関、地域住民、関係団体等と協議・連携しながら実施していくものとする。

管理については、施設管理者や関係部局、関係機関等と十分に協議・調整を行いながら、適切に実施する。また、地域住民や関連団体等との協働による維持管理にも取り組み、必要に応じて所有者等への指導・助言を行う。

なお、事業の実施にあたっては、国や県の補助金制度を有効に活用するよう検討していく。

※歴史的風致維持向上施設とは、道路、駐車場、公園、水路、下水道、緑地、広場、河川、運河及び海岸並びに防水、防砂の施設といった公共施設（法第2条第1項、政令第1条）のほか、看板等の案内施設や、交流施設、体験学習施設、集会施設、倉庫などの公用施設、また旧宅などの歴史的な建造物を復原した公的施設などを含むものであり、道路、河川その他の土木施設等地域の歴史的風致を形成するものや、地域の伝統を反映した人々の活動が行われる場となるものなど、歴史的風致の維持及び向上に寄与するもの

（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律 運用指針 抜粋）

2.事業

① 歴史資産の調査と情報共有に関する事業

- 1-1 歴史的建造物の全数調査事業
- 1-2 山手に関する資料調査・普及啓発事業
- 1-3 横浜開港と都市発展の歴史に関する展示・普及啓発事業
- 1-4 みなとの歴史に関する展示・普及啓発事業
- 1-5 本牧周辺の歴史に関する普及啓発事業

② 歴史文化とのタッチポイントづくりに関する事業

- 2-1 港の見える丘公園拡張整備事業
- 2-2 山手西洋館公開活用事業
- 2-3 景観形成推進事業（山手地区）
- 2-4 創造都市施策での歴史的建造物活用事業
- 2-5 日本大通りの賑わい創出事業
- 2-6 景観形成推進事業（関内地区）
- 2-7 赤レンガ倉庫を拠点とした賑わい創出事業
- 2-8 景観形成推進事業（みなとみらい21中央地区・新港地区）
- 2-9 歴史的建造物に関するサイン等整備事業
- 2-10 ガーデンネックレス横浜事業
- 2-11 歴史を生かしたまちづくりに関する普及啓発
- 2-12 開港5都市景観まちづくり会議事業

③ 新たな『歴史資産』の保全活用の検討に関する事業

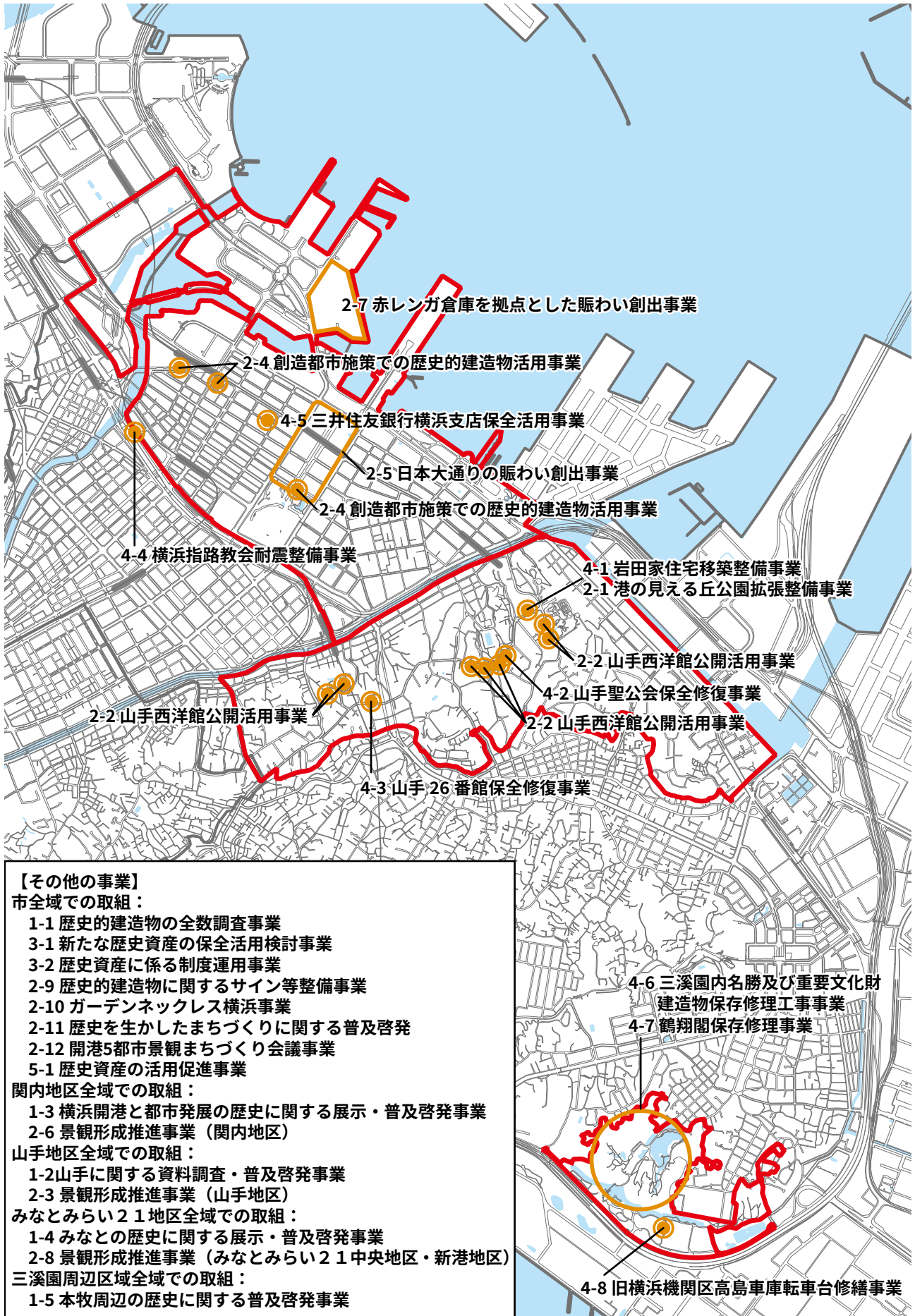
- 3-1 新たな歴史資産の保全活用検討事業
- 3-2 歴史資産に係る制度運用事業

④ 歴史資産の保全・継承に関する事業

- 4-1 岩田家住宅移築整備事業
- 4-2 山手聖公会保全修復事業
- 4-3 山手26番館保全修復事業
- 4-4 横浜指路教会耐震整備事業
- 4-5 三井住友銀行横浜支店保全活用事業
- 4-6 三溪園内名称及び重要文化財建造物保存修理工事事業
- 4-7 鶴翔閣保存修理事業
- 4-8 旧横浜機関区高島車庫転車台修繕事業

⑤ 歴史資産の活用を通じたまちづくりの促進に関する事業

- 5-1 歴史資産の活用促進事業



- 【その他の事業】**
- 市全域での取組：**
- 1-1 歴史的建造物の全数調査事業
 - 3-1 新たな歴史資産の保全活用検討事業
 - 3-2 歴史資産に係る制度運用事業
 - 2-9 歴史的建造物に関するサイン等整備事業
 - 2-10 ガーデンネックレス横浜事業
 - 2-11 歴史を生かしたまちづくりに関する普及啓発
 - 2-12 開港5都市景観まちづくり会議事業
 - 5-1 歴史資産の活用促進事業
- 関内地区全域での取組：**
- 1-3 横浜開港と都市発展の歴史に関する展示・普及啓発事業
 - 2-6 景観形成推進事業（関内地区）
- 山手地区全域での取組：**
- 1-2 山手に関する資料調査・普及啓発事業
 - 2-3 景観形成推進事業（山手地区）
- みなとみらい21地区全域での取組：**
- 1-4 みなとの歴史に関する展示・普及啓発事業
 - 2-8 景観形成推進事業（みなとみらい21中央地区・新港地区）
- 三溪園周辺区域全域での取組：**
- 1-5 本牧周辺の歴史に関する普及啓発事業

各事業の位置図

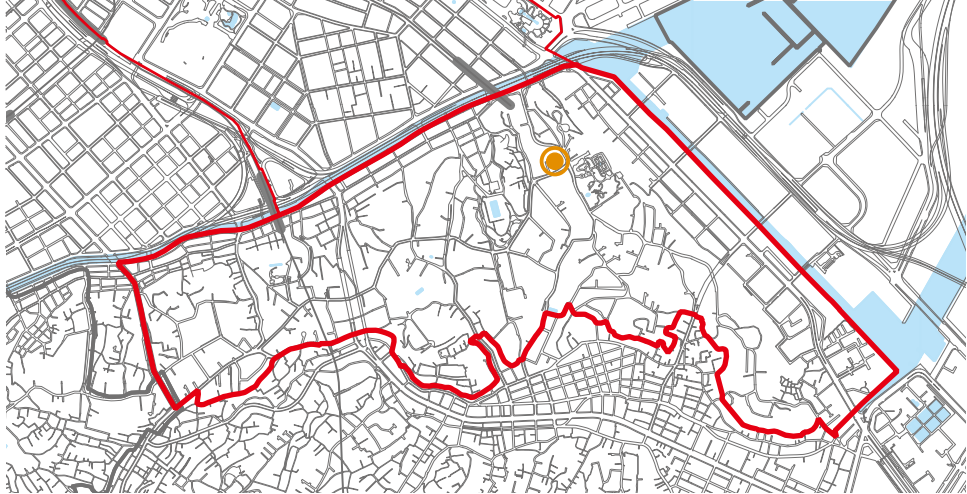

事業名	歴史的建造物の全数調査事業
事業主体	横浜市
事業期間	令和 7 年度～
支援事業名	-
事業位置	市全域
事業概要	歴史的建造物台帳に掲載されている建造物の残存状況等について、定期的に全数調査を実施し、台帳の更新を行う。また、状況に応じて掲載する建造物の追加を行う。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	市内各所に存在する歴史資産について分布や時点での状況を調査・更新することで、必要な情報を把握したうえで歴史を生かしたまちづくりの効果的に推進することに繋げ、市全体の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名	山手に関する資料調査・普及啓発事業
事業主体	特定非営利活動法人横浜山手アーカイブス
事業期間	令和7年度～
支援事業名	
事業位置	<p>山手区域全域</p> 
事業概要	<p>横浜山手の歴史的・文化的環境の保全と次世代への継承を目指し、山手に関する歴史的資料のアーカイブス構築とホームページ上での公開を行うとともに、横浜山手に関する公開講座・展示、研修、ツアー等を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>▲パネル展の様子</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>▲パネル展の様子</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>山手地区は外国人が暮らす土地として居留地に指定され、横浜で活躍した多数の外国人商人等が居住した。山手のまちと山手で暮らした外国人の調査は、世界各国と横浜の繋がりを解き明かす重要な情報であり、調査の成果であるアーカイブスを公開し、普及啓発活動を行う。このことにより地域の歴史的情報や魅力を発信し、地域の歴史認識や保全意識の醸成に繋げていくことで、外国人居留地の形成と多彩な異国文化にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>


事業名	横浜開港と都市発展の歴史に関する展示・普及啓発事業
事業主体	横浜市、公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団
事業期間	令和7年度～
支援事業名	
事業位置	<p>関内区域全域</p> 
事業概要	<p>開港百年を記念して編纂された横浜市史の資料を基礎に開館し、開港期から関東大震災に至る時期を中心とした資料の収集保管・整理・調査研究・展示等を行う「横浜開港資料館」と、現在の横浜市の骨格が形成された昭和戦前期を中心に都市横浜のあゆみを展示する「横浜都市発展記念館」を中心として、横浜開港と都市発展の経緯に関する普及啓発を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>▲横浜開港資料館</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>▲収蔵資料である「大港横浜之図（慶応4年（1868）頃）」</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>現在の関内区域は、主に万延元年（1860）に外国人居留地指定された横浜居留地と日本人街が基盤となっている。多数の商社の進出や鉄道・水道などインフラ施設の建設、二度の復興といった近代都市の形成過程は、現在の横浜のまちを紐解く重要な歴史である。これを展示等を行うことで、関内の歴史の普及啓発に寄与し、横浜開港をはじめとする港との営みにみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	みなとの歴史に関する展示・普及啓発事業
事業主体	横浜市、公益財団法人帆船日本丸記念財団
事業期間	令和 7 年度～
支援事業名	
事業位置	みなとみらい 2 1 区域全域 
事業概要	<p>「歴史と暮らしのなかの横浜港」をメインテーマに、横浜港に関する調査・研究、資料・図書の収集・保存、展示・公開、教育活動を行う「横浜みなと博物館」と、国指定の重要文化財「日本丸」を中心として、みなとの歴史等に関する展示・普及啓発を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  ▲横浜みなと博物館 </div> <div style="text-align: center;">  ▲日本丸 </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>横浜港は、明治 22 年（1889）に国内初の近代港湾として着工し、震災を挟んで昭和 7 年（1932）まで長きに亘り改修が続けられ、その過程で大さん橋やドックの建設、鉄道の敷設等が行われた。この築港の過程や背景、営まれた貿易産業の歴史を紐解き普及啓発を行うことで、市民・来街者が歴史文化に触れる機会を創出し、横浜開港をはじめとする港との営みにみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	本牧周辺の歴史に関する普及啓発事業
事業主体	横浜市
事業期間	令和 7 年度～
支援事業名	—
事業位置	<p>三溪園周辺区域全域</p> 
事業概要	<p>国指定名勝「三溪園」におけるガイドツアーの実施や、本牧市民公園・臨海公園に存する小野光景別邸跡や上海横浜友好園、横浜市八聖殿郷土資料館といった施設の管理運営を通じて、本牧や横浜の歴史の普及啓発を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>▲三溪園ガイドツアー</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>▲八聖殿郷土資料館</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>本牧周辺はかつて風光明媚な景勝地であり、三溪園や小野光景の別邸など、海の景色を生かした数々の別荘が建築された。横浜沿岸は昭和 30 年代～ 50 年代にかけて埋め立てられたが、それまでは漁業や潮干狩り、海水浴などが行われる海が広がっていた。こうした歴史は横浜のまちの形成過程を紐解く上で重要であり、普及啓発を行うことで、横浜開港をはじめとする港との営みにみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

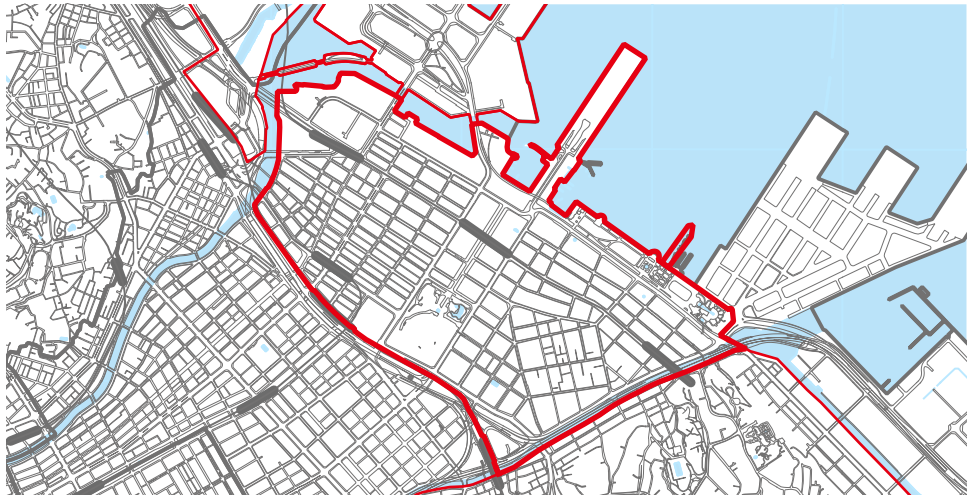

事業名	港の見える丘公園拡張整備事業
事業主体	横浜市
事業期間	令和 7 年度～ 11 年度
支援事業名	都市公園事業（社会資本整備総合交付金）（国土交通省）
事業位置	山手区域 
事業概要	<p>横浜山手の旧横浜税関山手宿舎跡地について、港の見える丘公園拡張部として整備を行う。なお、当該地には横浜市指定有形文化財の岩田家住宅（歴史的風致形成建造物指定候補）を復原整備する。</p>  <p>◀整備イメージ（案）</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>本敷地は重点区域である山手区域の玄関口となる場所に位置する。整備を行うことで市民・来街者が地域へ訪れる機会を誘因し、地域の歴史文化に触れる機会を創出することで、外国人居留地の形成と多彩な異国文化にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>



事業名	山手西洋館公開活用事業
事業主体	横浜市、公益財団法人横浜市緑の協会
事業期間	令和7年度～
支援事業名	市単独事業
事業位置	山手区域 
事業概要	山手地区の公園内に存する7つの西洋館「外交官の家」「ブラフ18番館」「ベーリック・ホール」「エリスマン邸」「山手234番館」「横浜市イギリス館」「山手111番館」を公開、イベント等で活用する。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	「横浜山手西洋館」は、山手地区の公園内に存する7つの西洋館を指す。これらは山手居留地の暮らしの在り方を物語る貴重な歴史資産であり、公開することで市民・来街者が歴史に触れる機会を創出する。また、相互に連携したイベント等を行うことで、地区の魅力増進に寄与し、外国人居留地の形成と多彩な異国文化にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名	景観形成推進事業（山手地区）
事業主体	横浜市
事業期間	令和7年度～
支援事業名	市単独事業
事業位置	山手区域全域 
事業概要	<p>山手地区の景観計画の5つの方針に基づき良好な景観を形成するとともに、景観条例に基づく協議により更に魅力ある都市景観へ誘導する。</p> <p>I 山手の丘から港や市街地への良好な眺望を保全し、ミナト横浜を感じる眺望景観の形成を図る。</p> <p>II 樹木やまとまりのある緑の保全により、緑豊かな地区の環境を維持する。</p> <p>III 居留地時代から継承された歴史的な建造物や土木遺構などによる歴史や異国情緒を感じる景観を保全し、活用する。</p> <p>IV 緑豊かでゆとりと落ち着きのある街並みを形成する。</p> <p>V 地区ごとの魅力ある通りを軸線とした、歩いて楽しめる歩行者空間を形成する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>景観協議を行い、景観形成を推進することで、山手地区の緑豊かで異国情緒を感じられる環境の保全・形成に繋がり、外国人居留地の形成と多彩な異国文化にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	創造都市施策での歴史的建造物活用事業
事業主体	横浜市
事業期間	令和 7 年度～
支援事業名	
事業位置	<p>関内区域</p> 
事業概要	<p>「創造都市施策」の一環として、歴史的建造物を活用し、市民・来街者が歴史や芸術文化活動に触れる場を創出する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>▲旧第一銀行横浜支店で川俣正展 (令和 2 年度)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>▲東京藝術大学大学院映像研究科として 活用される旧富士銀行横浜支店</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>関内地区の近代建築は、銀行建築や事務所建築など、横浜都心部の都市発展を物語る存在である。創造都市施策は、これらの滅失とオフィス空室率の増加といった課題を受けて、文化・経済の両面で活力が失われつつある状況を脱し、都市の新しい価値や魅力を生み出すことを目指して始まった。この中で、歴史的建造物と芸術文化に触れる機会を創出するとともに、創造界隈を形成することでまち全体の個性・魅力を向上することに寄与し、横浜開港をはじめとする港との営みにみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	日本大通りの賑わい創出事業
事業主体	横浜市、一般社団法人日本大通りエリアマネジメント協議会
事業期間	令和7年度～
支援事業名	都市公園事業（社会資本整備総合交付金）（国土交通省）
事業位置	<p>関内区域</p> 
事業概要	<p>日本初の西洋式街路であり、歴史的建造物が立ち並ぶ日本大通り（国登録記念物 名勝地関係）において、公共空間及び、歴史と風格ある景観の持つ魅力を高め又は創出するため、周辺地域の関係者と連携しオープンカフェほか魅力形成に資する取組を実施する。</p> 
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>日本大通りは、慶応2年（1866）の大火を契機に復興を目指して結ばれた「第3回地所規則」で計画され、外国人居留地と日本人街の延焼遮断帯として明治12年（1879）頃までに完成した。かつては官庁街であり現在でも多数の歴史的建造物が残存するが、平成14年（2002）に歩道拡幅整備が行われ、以降オープンカフェ等が行われている。これを活用し魅力形成に資する取組を行うことで、都市の活力向上に資するとともに歴史文化に触れる機会を創出し、横浜開港をはじめとする港との営みにみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	景観形成推進事業（関内地区）
事業主体	横浜市
事業期間	令和 7 年度～
支援事業名	市単独事業
事業位置	<p>関内区域全域</p> 
事業概要	<p>関内地区の景観計画の 4 つの方針に基づき良好な景観を形成するとともに、景観条例に基づく協議により更に魅力ある都市景観へ誘導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> I わかりやすく、奥行きと賑わいのある界隈を巡り歩いて楽しめる街を創る。 II 関内地区の街並みの特徴を生かし、ミナト横浜を感じる眺望が楽しめる街を創る。 III 開港の歴史や文化の蓄積を生かしながら新しい文化を生み出す街を創る。 IV 多様な都市機能がコンパクトに複合する、活力ある街を創る。 
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>景観協議を行い、景観形成を推進することで、関内地区の魅力ある都市景観の形成に繋がり、横浜開港をはじめとする港との営みにみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	赤レンガ倉庫を拠点とした賑わい創出事業
事業主体	横浜市、株式会社横浜赤レンガ
事業期間	令和7年度～
支援事業名	
事業位置	<p>みなとみらい21区域</p> 
事業概要	<p>みなとみらい21新港地区に存する横浜市認定歴史的建造物「赤レンガ倉庫」（歴史的風致形成建造物）及びその周辺施設を中心に、地域の魅力向上や賑わい創出に資するイベント等の取組を実施する。</p>  <p>▲赤レンガ倉庫及び二棟間広場でのイベント</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>赤レンガ倉庫は、横浜港で営まれた貿易産業を象徴する歴史的建造物であり、平成24年（2002）にリニューアルし、文化・商業施設として活用され、周辺が赤レンガパークとして整備されている。これを活用することで、賑わい形成に寄与するとともに市民・来街者が歴史文化に触れる機会を創出し、横浜開港をはじめとする港との営みにみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	景観形成推進事業（みなとみらい21中央地区・新港地区）
事業主体	横浜市
事業期間	令和7年度～
支援事業名	
事業位置	<p>みなとみらい21区域全域</p> 
事業概要	<p>景観計画に基づき、みなとみらい21新港地区では中層で広がりのある景観づくり、隣接するみなとみらい21中央地区では現代的な超高層ビル群の形成による新しい街づくりを行い、これらに対比させることで歴史的景観と背後の超高層の街並みが立体的に見え、時間的、空間的な奥行きを感じられる景観づくりを推進する。また、景観条例に基づく協議により更に魅力ある都市景観へ誘導する。</p> 
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>景観協議を行い、景観形成を推進することで、みなとみらい21地区の魅力ある都市景観の形成に繋がり、横浜開港をはじめとする港との営みにみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	歴史的建造物に関するサイン整備事業
事業主体	横浜市
事業期間	令和7年度～
支援事業名	-
事業位置	市全域
事業概要	<p>横浜市認定歴史的建造物、歴史的風致形成建造物のプレートを作成・設置する。また、まち中の地図や案内サインにおいて歴史的建造物の所在、概要等を記載する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-end;"> <div style="text-align: center;">  <p>▲オール型案内サイン (旧横浜正金銀行本店本館)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>▲横浜市認定歴史的建造物プレート (旧田邊家住宅)</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>まち中のサインと連携し歴史資産の分布や概要について市民・来街者が認識する機会を増やすことで、訪れる機会を誘発することで、市全体の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	ガーデンネックレス横浜事業
事業主体	横浜市
事業期間	令和7年度～
支援事業名	都市公園事業（社会資本整備総合交付金）（国土交通省）
事業位置	市全域（里山ガーデン、みなとエリア、八景島）
事業概要	<p>ガーデンシティ横浜のリーディングプロジェクトであるガーデンネックレス横浜において、旭区の里山ガーデン、みなとエリアの港の見える丘公園、元町公園、山手公園等の公園、八景島で花や緑による横浜ならではの魅力を発信し、まちの活性化や賑わいの創出につなげる。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>▲里山ガーデン ▲港の見える丘公園</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>横浜市の花であるバラは、山手公園で明治4年（1871）に開催されたフラワーショーで日本で初めてバラが販売されたことをきっかけに、西洋館の庭でのガーデニングが広がり、そこから市井へ広がっていった歴史を持つ。「ガーデンネックレス横浜」で街を舞台に花と緑を繋ぐことで、横浜の伝統を反映した都市の魅力向上を推進し、外国人居留地の形成と多彩な異国文化にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	歴史を生かしたまちづくりに関する普及啓発事業
事業主体	横浜市、関係団体、建造物所有者等
事業期間	令和7年度～
支援事業名	-
事業位置	市全域
事業概要	<p>「歴史を生かしたまちづくり横濱新聞」等の広報誌の作成や、「歴史を生かしたまちづくりセミナー」等の講演を実施する。また、歴史的建造物の公開や活用イベント、HP等によるPR等を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;">  <p>▲歴史を生かしたまちづくり横濱新聞 (第38号)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>▲歴史を生かしたまちづくりセミナー (令和2年度)</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>市内各所に存在する歴史資産について、認知の機会を増やすと共に市民・来街者が歴史文化に触れる機会を創出し、市全体の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	開港5都市景観まちづくり会議事業	
事業主体	横浜市、長崎市、神戸市、函館市、新潟市	
事業期間	令和7年度～	
支援事業名	-	
事業位置	市全域	
事業概要	<p>安政5（1858）年の日米修好通商条約の締結により開港港に指定された函館、新潟、横浜、神戸及び長崎の5都市において、景観、歴史、文化、環境などを守り育て生かしたまちづくりを行うため、交流を深め課題を協議する市民主体での会議を実施する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>▲ 2023 函館大会</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>▲ 2019 横浜大会</p> </div> </div>	
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>他都市の歴史を生かしたまちづくりの事例紹介や意見交換、横浜の歴史を生かしたまちづくりに関する交流や議論等を通じ、歴史文化に係る市民意識の向上やまちづくりに係る機運醸成が図られ、市全体の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>	

事業名	新たな歴史資産の保全活用検討事業
事業主体	横浜市
事業期間	令和7年度～
支援事業名	-
事業位置	市全域
事業概要	<p>モダニズム建築や防火帯建築や住宅建築など、特に横浜大空襲以降の都市発展の系譜を物語る建造物について、保全活用の在り方を検討する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>▲旧横浜市庁舎</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>▲「旧横浜市庁舎街区整備事業」 完成予想パース（案）</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>本市ではこれまで、歴史的建造物の対象を「横浜の魅力を生み出し、景観上重要な歴史的・文化的資産である建造物、土木産業遺構及びこれらと一体をなす工作物等をいい、かつ築造後概ね50年を経たもの」としてきたが、事業開始から40年弱が経過し対象と考えられる建造物は増加している。これらが認知され歴史資産として愛着を持たれることで、横浜の歴史の普及啓発や魅力向上に寄与し、市全体の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業名	歴史資産に係る制度運用事業
事業主体	横浜市
事業期間	令和7年度～
支援事業名	-
事業位置	市全域
事業概要	<p>横浜市内の歴史資産について、歴史を生かしたまちづくり要綱、文化財制度、横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例に基づく認定・指定・登録を行う。また、工事等に要する費用の一部への助成を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>▲左：池谷家住宅 右：山手 69-6 番館 (歴史を生かしたまちづくり要綱に基づく認定歴史的建造物：令和5年度認定)</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>歴史資産への制度指定等により所有者等との関係性を構築し、その価値等を明確化し共有すると共に、助成を行い適切な維持管理や修繕を促進する。これを通じて、保全活用・継承される歴史資産を増やしていくことで、市全体の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業名	岩田家住宅移築整備事業
事業主体	横浜市
事業期間	令和 7 年度～令和 11 年度
支援事業名	街なみ環境整備事業（社会資本整備総合交付金）（国土交通省）
事業位置	山手区域 
事業概要	<p>横浜市指定有形文化財の岩田家住宅（歴史的風致形成建造物指定候補）について復原整備を行う。なお、復元後は港の見える丘公園（拡張部）の教養施設として公開活用を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>▲外観</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>▲内部のマントルピース</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>復原整備予定地は重点区域である山手区域の玄関口となる場所に存しており、横浜の歴史を紐解く重要な建造物である西洋館を移築整備することで、横浜ならではの個性に触れる機会を創出する。また、地域の回遊性向上に資する機能を付加することで、横浜の魅力を体感する機会を増やし、外国人居留地の形成と多彩な異国文化にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

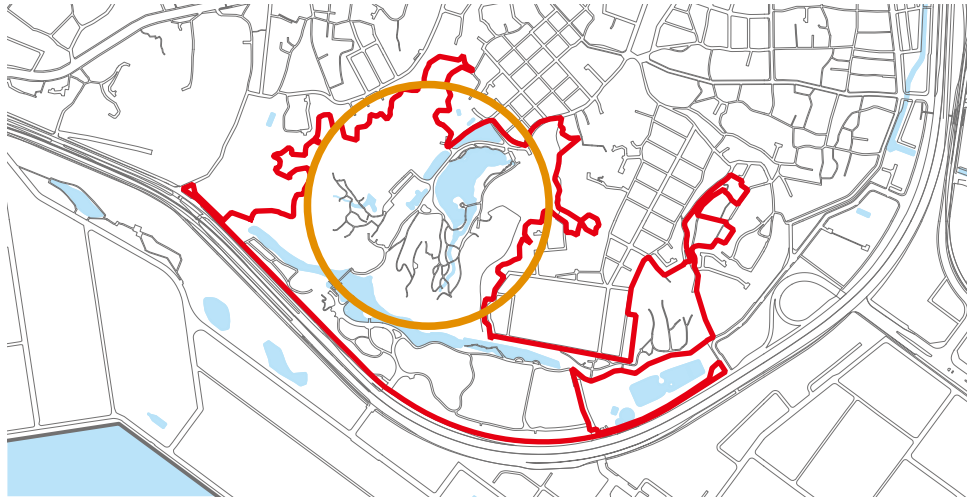

事業名	山手聖公会保全修復事業
事業主体	横浜市、建物所有者
事業期間	令和7年度
支援事業名	街なみ環境整備事業（社会資本整備総合交付金）（国土交通省）
事業位置	山手区域 
事業概要	<p>横浜市認定歴史的建造物である「横浜山手聖公会」（歴史的風致形成建造物）の外壁の大谷石の補修、屋根の防水工事を行う。この行為について、歴史を生かしたまちづくり助成金交付要綱第6条第1項第2号に基づき、要する経費の一部を助成する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>▲外観</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>▲笠木の防水塗装実施箇所</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>「横浜山手聖公会」は、関東大震災前より聖公会の教会が建っていた中区山手町235番地に、震災後の昭和6年（1931）にJ.H. モーガンの設計で建てられ、現在も教会として活用されている。旧居留地での暮らしやキリスト教伝播の歴史を物語る重要な歴史的建造物であり、修繕を行うことで良好なまちなみ形成・発信等に資することで、外国人居留地の形成と多彩な異国文化にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>


事業名	山手 26 番館保全修復事業
事業主体	横浜市、建物所有者
事業期間	令和 7 年度
支援事業名	街なみ環境整備事業（社会資本整備総合交付金）（国土交通省）
事業位置	山手区域 
事業概要	<p>横浜市認定歴史的建造物である「山手 26 番館」（歴史的風致形成建造物）の屋根の葺き替え、上げ下げ窓等の建具工事を行う。この行為について、歴史を生かしたまちづくり助成金交付要綱第 6 条第 1 項第 2 号に基づき、要する経費の一部を助成する。</p> 
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>「山手 26 番館」は、関東大震災後の大正末期に建てられた西洋館である。山手には現存しない震災前の洋館の特徴を引き継ぐ貴重な建造物であり、玄関ポーチとサンルーム南面には、特徴的な大規模な菱形窓棧の引違ガラス戸を備える。旧居留地での暮らしを物語る重要な歴史的建造物であり、修繕を行うことで良好なまちなみ形成・発信等に資することになり、外国人居留地の形成と多彩な異国文化にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	横浜指路教会耐震整備事業
事業主体	横浜市
事業期間	令和 7 年度
支援事業名	街なみ環境整備事業（社会資本整備総合交付金）（国土交通省）
事業位置	<p>関内区域</p> 
事業概要	<p>横浜市認定歴史的建造物である「横浜指路教会」（歴史的風致形成建造物）の耐震改修工事を行う。この行為について、歴史を生かしたまちづくり助成金交付要綱第 6 条第 1 項第 3 号に基づき、要する経費の一部を助成する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>▲外観</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>▲柱の亀裂発生箇所</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>「横浜指路教会」は、米国長老派宣教医のヘボン博士ゆかりの横浜第一長老公会の会堂として P. サルダの設計で現在地に竣工した横浜指路教会会堂が関東大震災で倒壊した後、大正 15 年（1926）に竹中工務店の設計により再建され、現在も教会として活用されている。かつての関内での暮らしやキリスト教伝播の歴史を物語る重要な歴史的建造物であり、修繕を行うことで良好なまちなみ形成・発信等に資することで、横浜開港をはじめとする港との営みにみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	三井住友銀行横浜支店保全活用事業
事業主体	横浜市、建物所有者
事業期間	令和 8 年度～
支援事業名	街なみ環境整備事業（社会資本整備総合交付金）（国土交通省）を活用予定
事業位置	<p>関内区域</p> 
事業概要	<p>かつて銀行建築が集積した関内地区の歴史を継承する歴史的建造物である「三井住友銀行横浜支店」の建て替えに際し一部を忠実に復元し、建物の保全や内部の一部公開等を行うことで、歴史あるまちなみの継承を図る。</p>  <p>▲復元予定パース（案）</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>関内地区は、かつてその一部が外国人居留地として指定され商工業の拠点として賑わうとともに、隣接する横浜港の貿易産業で発展を遂げた。そのため、現在の本町通り周辺はかつて国内外の銀行建築が集積する銀行街であり、本建造物は、その歴史を物語るものである。これを復元し保存活用することで、魅力的なまちなみ形成に寄与するとともに、歴史の普及啓発に資するものであることから、横浜開港をはじめとする港との営みにみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	三溪園内名勝及び重要文化財建造物保存修理工事事業
事業主体	横浜市、公益財団法人三溪園保勝会
事業期間	令和 7 年度～令和 15 年度
支援事業名	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化庁） 指定文化財保存修理等補助金（神奈川県）
事業位置	三溪園周辺区域 
事業概要	<p>名勝としての三溪園の庭園と、園内の重要文化財建造物の修繕工事を実施する。園内に 10 棟存在する重要文化財建造物は、平成 30 年度から令和 15 年度にかけ三期に分けて順次修繕工事を実施する。第一期工事は令和 5 年度をもって完了済。第二期工事は令和 6 年度から令和 11 年度までを予定しており、旧燈明寺三重塔及び旧矢筥原家住宅の修繕工事を実施する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>▲旧燈明寺三重塔</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>▲旧矢筥原家住宅</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>三溪園は、生糸貿易等で財を成した実業家・原三溪により明治期に造成が始まり、後に重要文化財に指定される京都や鎌倉などから移築した歴史的建造物が巧みに配置された日本庭園である。古建築と周囲の自然環境が一体となった庭園の空間全域も、文化財としての評価を受け、国の名勝に指定されている。</p> <p>この名勝庭園及び重要文化財建造物を修繕を行い、良好なまちなみ形成や歴史の発信等に資することで、横浜開港をはじめとする港との営みにみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	鶴翔閣保存修理事業
事業主体	横浜市、公益財団法人三溪園保勝会
事業期間	令和7年度～11年度
支援事業名	街なみ環境整備事業（社会資本整備総合交付金）（国土交通省）を活用予定
事業位置	三溪園周辺区域 
事業概要	<p>園内の歴史的風致形成建造物（市指定有形文化財）である鶴翔閣（旧原家住宅）について、屋根の葺替工事を実施する。</p>  <p>▲鶴翔閣（旧原家住宅）</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>鶴翔閣は、生糸貿易等で財を成した実業家・原三溪の自邸として明治35年（1902）に建築されたもので、平成12年（1998）に修復工事を行い、建築当初の姿を取り戻した。横山大観や前田青邨といった日本画家が滞在し絵を制作するなど、日本の近代文化の発展にも関わった文化サロンとしての役割も果たした場所でもある。</p> <p>この鶴翔閣の修繕を行い、良好なまちなみ形成や歴史の発信等に資することで、横浜開港をはじめとする港との営みにみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	旧横浜機関区高島車庫転車台修繕事業
事業主体	横浜市
事業期間	令和 9 年度～ 10 年度
支援事業名	市単独事業
事業位置	三溪園周辺区域 
事業概要	<p>現在のみなとみらい 21 地区内に存した国鉄の高島車庫で使われていた転車台を本牧市民公園に移設した「旧国鉄横浜機関区高島車庫転車台」について、修繕工事を実施する。</p>   <p>▲旧国鉄横浜機関区高島車庫転車台 ▲転車台に併設された SL</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>大正 4 年（1915）に保土ヶ谷～東横浜間に貨物支線が開通し高島駅が開業し、この際、横浜機関区の前身である「高島機関庫」が開設され、扇型の建物に蒸気機関車を格納し汽車の向きを回転させる転車台が設置された。「旧国鉄横浜機関区高島車庫転車台」はこの転車台を移設したものであり、横浜港の貿易産業を物語る遺構である。この修繕を行うことで、良好なまちなみ形成や歴史の発信等に資することで、横浜開港をはじめとする港との営みにみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	歴史資産の活用促進事業	
事業主体	横浜市	
事業期間	令和7年度～	
支援事業名	-	
事業位置	市全域	
事業概要	<p>歴史的建造物活用に係る体制構築への支援、特定景観形成歴史的建造物や横浜市指定有形文化財等の建築基準法第3条第1項第3号に基づく適用除外に係る調整、活用事業者又は所有者へのリノベーション助成を行い、歴史的建造物の活用を促進する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;">  <p>▲旧円通寺客殿…特定景観形成歴史的建造物に指定し茅葺屋根を復元</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>▲旧露亜銀行横浜支店…横浜市指定有形文化財、結婚式場として活用</p> </div> </div>	
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>歴史資産を効果的に活用することで適切に維持・継承していくと共に、市民・来街者が触れて体感する場を増やしていくことでまちの個性・魅力を育み、市全体の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>	

8章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

1. 歴史的風致形成建造物の指定の方針

横浜市では、文化財保護法及び神奈川県文化財保護条例のほか、横浜市文化財保護条例と市の独自制度である歴史を生かしたまちづくり要綱が両輪となって歴史的建造物の保護・保全活用に務めてきた。本計画において、重点区域内に位置する歴史的風致の維持及び向上のために保護を図る必要があると認められる歴史的建造物については、認定計画の計画期間内に限り、歴史まちづくり法第12条第1項に基づく「歴史的風致形成建造物」に指定する。これにより、指定文化財の保護とともに、指定文化財以外の歴史的建造物の保護を推進する。

2. 歴史的風致形成建造物の指定の要件及び基準

歴史的風致形成建造物の指定にあたっては、歴史、文化、景観の観点から価値があると認められるもので、所有者と協議の上、同意を得られたものとする。なお、指定にあたっては、以下に示す指定の要件及び基準を満たす建造物を指定するものとする。また、重点区域内では、今後も歴史的建造物の調査を実施し、随時追加指定を検討する。

■指定の要件

- ① 神奈川県文化財保護条例に基づく指定文化財（県指定文化財）
- ② 横浜市文化財保護条例に基づく指定文化財（市指定文化財）
- ③ 文化財保護法に基づく登録有形文化財（国登録有形文化財）
- ④ 横浜市歴史を生かしたまちづくり要綱に基づく認定歴史的建造物

■指定基準

- ① 地域の固有性、歴史性、希少性の観点から価値の高いもの
- ② 外観が景観形成上重要で、街並みの構成要素として重要な建造物
- ③ 建造物の形態、意匠、技術性が優れている建造物

3. 歴史的風致形成建造物

歴史的風致形成建造物に指定されている建造物は、以下のとおりである。

歴史的風致形成建造物指定候補一覧

番号	名称	写真	所有者	所在地	築年	指定等区分	重点区域
1	横浜指路教会		法人	中区尾上町	大正 15 年 (1926)	横浜市認定歴史的建造物	関内
2	カトリック山手教会聖堂		法人	中区山手町	昭和 8 年 (1933)	横浜市認定歴史的建造物	山手
3	横浜第 2 合同庁舎 (旧生糸検査所)		国	中区北仲通	大正 15 年 (1926)	横浜市認定歴史的建造物	関内
4	横浜海岸教会		法人	中区日本大通	昭和 8 年 (1933)	横浜市認定歴史的建造物	関内
5	横浜山手聖公会		法人	中区山手町	昭和 6 年 (1931)	横浜市認定歴史的建造物	山手
6	ホテルニューグランド 本館		横浜市、法人	中区山下町	昭和 2 年 (1927)	横浜市認定歴史的建造物	関内
7	綜通横浜ビル (旧本町旭ビル)		法人	中区本町	昭和 5 年 (1930)	横浜市認定歴史的建造物	関内
8	松原邸		個人	中区山手町	昭和 4 年 (1929)	横浜市認定歴史的建造物	山手
9	宇田川邸		個人	中区山手町	大正 14 年 (1925)	横浜市認定歴史的建造物	山手

番号	名称	写真	所有者	所在地	築年	指定等区分	重点 区域
10	BEATTY邸 (ビーティ邸)		個人	中区山手町	昭和7年 (1932)	横浜市認定歴 史的建造物	山手
11	エリスマン邸		横浜市	中区元町	大正15年 (1926)	横浜市認定歴 史的建造物	山手
12	ブラフ18番館		横浜市	中区山手町	大正末期	横浜市認定歴 史的建造物	山手
13	カトリック横浜司教 館別館		法人	中区山手町	昭和2年 (1927)	横浜市認定歴 史的建造物	山手
14	カトリック横浜司教館 (旧相馬永胤邸)		法人	中区山手町	明治43年 (1910)	横浜市認定歴 史的建造物	山手
15	旧臨港線護岸		横浜市	中区新港	明治43年 (1910)	横浜市認定歴 史的建造物	みなと みらい 21
16	港一号橋梁		横浜市	西区みなと みらい～中 区新港	明治42年 (1909)	横浜市認定歴 史的建造物	みなと みらい 21
17	港二号橋梁		横浜市	中区新港	明治42年 (1909)	横浜市認定歴 史的建造物	みなと みらい 21
18	港三号橋梁 (旧大岡川橋梁)		横浜市	中区新港	明治39年 (1906)	横浜市認定歴 史的建造物	みなと みらい 21
19	横浜情報文化センター (旧横浜商工奨励館)		法人	中区日本大 通	昭和4年 (1929)	横浜市認定歴 史的建造物	関内

番号	名称	写真	所有者	所在地	築年	指定等区分	重点 区域
20	岡田邸		個人	中区山手町	昭和4年 (1929)	横浜市認定歴 史的建造物	山手
21	横浜地方・簡易裁判所 (旧横浜地方裁判所)		国	中区日本大 通	昭和5年 (1930)	横浜市認定歴 史的建造物	関内
22	山手資料館		法人	中区山手町	明治42年 (1909)	横浜市認定歴 史的建造物	山手
23	山手234番館		横浜市	中区山手町	昭和初期	横浜市認定歴 史的建造物	山手
24	馬車道大津ビル (旧東京海上火災保 険ビル)		法人	中区南仲通	昭和11年 (1936)	横浜市認定歴 史的建造物	関内
25	旧横浜市外電話局		横浜 市、法 人	中区日本大 通	昭和4年 (1929)	横浜市認定歴 史的建造物	関内
26	横浜税関本関庁舎		国	中区海岸通	昭和9年 (1934)	横浜市認定歴 史的建造物	関内
27	旧英国七番館 (戸田平和記念館)		法人	中区山下町	大正11年 (1922)	横浜市認定歴 史的建造物	関内
28	ベーリック・ホール		横浜市	中区山手町	昭和5年 (1930)	横浜市認定歴 史的建造物	山手
29	山手76番館		個人	中区山手町	昭和初期	横浜市認定歴 史的建造物	山手

番号	名称	写真	所有者	所在地	築年	指定等区分	重点 区域
30	赤レンガ倉庫		横浜市	中区新港	1号館：大正2年(1913) 2号館：明治44年(1911)	横浜市認定歴史的建造物	みなと みらい 21
31	新港橋梁		横浜市	中区新港町 ～海岸通	大正元年 (1912)	横浜市認定歴史的建造物	みなと みらい 21
32	旧富士銀行横浜支店 (元安田銀行横浜支店)		横浜市	中区本町	昭和4年 (1929)	横浜市認定歴史的建造物	関内
33	旧横浜銀行本店別館 (元第一銀行横浜支店)		横浜市	中区本町	昭和4年 (1929)	横浜市認定歴史的建造物	関内
34	旧居留地消防隊地下 貯水槽		横浜市	中区日本大通	明治26年 (1893)	横浜市認定歴史的建造物	関内
35	打越橋		横浜市	中区打越～ 山手町	昭和3年 (1928)	横浜市認定歴史的建造物	山手
36	桜道橋		横浜市	中区山手町 ～麦田町	昭和3年 (1928)	横浜市認定歴史的建造物	山手
37	インド水塔		横浜市	中区山下町	昭和14年 (1939)	横浜市認定歴史的建造物	関内
38	谷戸橋		横浜市	中区山下町 ～元町	昭和2年 (1927)	横浜市認定歴史的建造物	関内
39	西之橋		横浜市	中区山下町 ～石川町	大正15年 (1926)	横浜市認定歴史的建造物	関内

番号	名称	写真	所有者	所在地	築年	指定等区分	重点区域
40	山手89-8番館		個人	中区山手町	大正15年 (1926)	横浜市認定歴 史的建造物	山手
41	ストロングビル		法人	中区山下町	昭和13年 (1938)	横浜市認定歴 史的建造物	関内
42	横浜税関遺構 鉄軌道及び転車台		横浜市	中区海岸通	明治28年 (1895) ~ 29年(1896)	横浜市認定歴 史的建造物	関内
43	インペリアルビル		法人	中区山下町	昭和5年 (1930)	横浜市認定歴 史的建造物	関内
44	河合邸		個人	中区山手町	昭和4年 (1929)	横浜市認定歴 史的建造物	山手
45	旧神奈川県産業組合館		法人	中区海岸通	昭和13年 (1938)	横浜市認定歴 史的建造物	関内
46	旧神奈川労働基準局 (元日本綿花横浜支 店倉庫)		横浜市	中区日本大 通	昭和3年 (1928)	横浜市認定歴 史的建造物	関内
47	山手26番館		個人	中区山手町	大正末期(関 東大震災 後)	横浜市認定歴 史的建造物	山手
48	霞橋 (旧江ヶ崎跨線橋)		横浜市	中区新山下	明治29年 (1896)	横浜市認定歴 史的建造物	山手
49	旧横浜生糸検査所附 属生糸絹物専用B号 倉庫及びC号倉庫		法人	中区北仲通	大正15年 (1926)	横浜市認定歴 史的建造物	関内

番号	名称	写真	所有者	所在地	築年	指定等区分	重点 区域
50	山手 133 番館		法人	中区山手町	昭和5年 (1930)	横浜市認定歴 史的建造物	山手
51	山手 133 番ブラフ積 擁壁		法人	中区山手町	明治15年 (1882) 頃	横浜市認定歴 史的建造物	山手
52	山手 237 番館		法人	中区山手町	昭和10年 (1935) 頃	横浜市認定歴 史的建造物	山手
53	山手 69-6 番館		個人	中区山手町	大正14 年(1925) ～昭和2 (1927) 年頃	横浜市認定歴 史的建造物	山手
54	山手 267 番館 (Bielous 邸)		個人	中区山手町	玄関棟・東棟： 昭和3-19年 (1928-1946) 頃 西棟：昭和 22-24年(1947- 1949) 頃	横浜市認定歴 史的建造物	山手
55	横浜共立学園本校舎		法人	中区山手町	昭和6年 (1931)	横浜市指定有 形文化財	山手
56	白雲邸		法人	中区本牧三 之谷	大正9年 (1920)	横浜市指定有 形文化財	三溪園
57	御門		法人	中区本牧三 之谷	宝永5年 (1708) 頃	横浜市指定有 形文化財	三溪園
58	旧原家住宅 (鶴翔閣)		法人	中区本牧三 之谷	明治35年 (1902)	横浜市指定有 形文化財	三溪園
59	横浜地方気象台庁舎		国	中区山手町	昭和2年 (1927)	横浜市指定有 形文化財	山手

番号	名称	写真	所有者	所在地	築年	指定等区分	重点 区域
60	旧露亜銀行横浜支店		法人	中区山下町	大正 10 年 (1921)	横浜市指定有形文化財	関内
61	旧横浜生糸検査所附属倉庫事務所		法人	中区北仲通	大正 15 年 (1926)	横浜市指定有形文化財	関内
62	旧横浜居留地煉瓦造下水道マンホール		横浜市	中区日本大通	明治 14 年 (1881) ~ 16 年(1883)	国登録有形文化財	関内
63	市立港中学校門柱 (旧花園橋親柱)		横浜市	中区山下町	昭和 3 年 (1928)	国登録有形文化財	関内
64	ジェラルド水屋敷地下貯水槽		横浜市	中区元町	明治 10 年代 (1877- 1886)	国登録有形文化財	山手
65	旧横浜居留地 48 番館		神奈川県	中区山下町	明治 16 年 (1883)	神奈川県指定重要文化財	関内
66	横浜市イギリス館		横浜市	中区山手町	昭和 12 年 (1937)	横浜市指定有形文化財	山手
67	山手 214 番館		横浜市	中区山手町	大正末期 (1920 年代)	横浜市指定有形文化財	山手
68	山手 111 番館 (旧ラフィン邸)		横浜市	中区山手町	大正 15 年 (1926)	横浜市指定有形文化財	山手
69	横浜開港資料館旧館 (旧横浜英国総領事館) 及び旧門番所		横浜市	中区日本大通	昭和 6 年 (1931)	横浜市指定有形文化財	関内

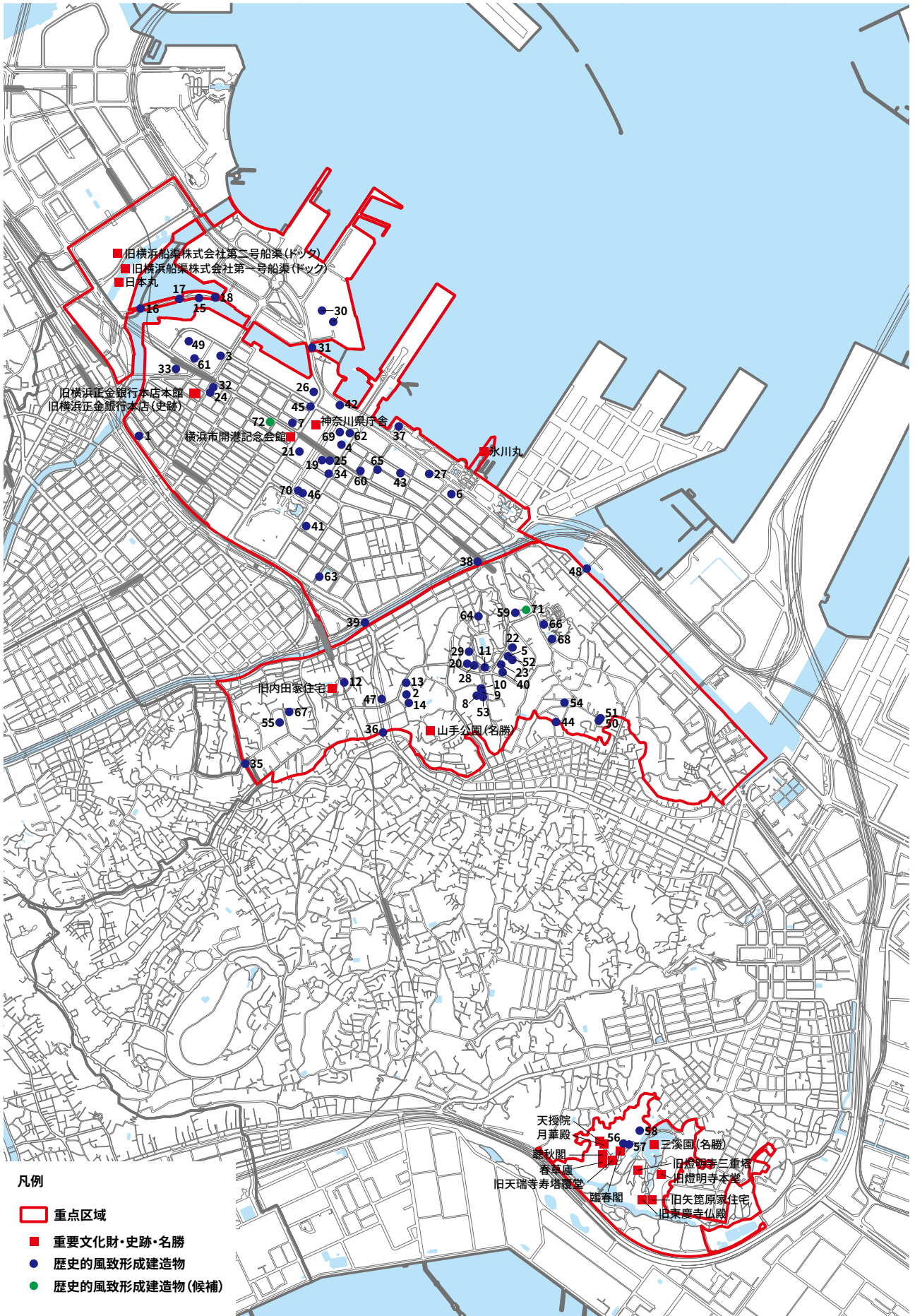
番号	名称	写真	所有者	所在地	築年	指定等区分	重点区域
70	旧日本綿花横浜支店事務所棟		横浜市	中区日本大通	昭和3年(1928)	横浜市指定有形文化財	関内

4. 歴史的風致形成建造物の指定候補

歴史的風致形成建造物の指定候補となる建造物は、以下のとおりである。

歴史的風致形成建造物指定候補一覧

番号	名称	写真	所有者	所在地	築年	指定等区分	重点区域
71	岩田家住宅		横浜市	(港の見える丘公園内復原予定)	大正元年(1912)頃	横浜市指定有形文化財	山手
72	三井住友銀行横浜支店		法人	中区本町	昭和6年(1931)	未指定等	関内



歴史的風致形成建造物の位置図

9章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

1. 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物が文化財保護法のほか、他法令等により登録・認定・指定されている場合は、当該法令に基づき適正に維持・管理することを基本とする。その他の建造物についても、その価値や特性に基づき適正に維持・管理を行う。

また、歴史的風致形成建造物については、地域の歴史的風致を形成する重要な要素であることから、歴史的風致の維持及び向上のため、積極的な公開・活用が求められる。公開・活用にあたっては、外観の保護・保全のみだけでなく、可能な限り内部も公開されることが望ましいが、民間所有の物件は所有者等の生活に支障がないよう十分な協議を行った上で実施する。

2. 歴史的風致形成建造物の維持管理の方針

① 県指定及び市指定文化財である歴史的風致形成建造物

神奈川県及び横浜市指定文化財については、神奈川県・横浜市の文化財保護条例に基づき、現状変更の許可等による保護が行われている。これらの建造物の維持・管理は、外部及び内部ともに現状保存または、文化財調査に基づく修理を基本とする。

② 登録有形文化財である歴史的風致形成建造物

文化財保護法に基づき、建造物の外観を主対象とした維持・保存を基本とした維持・管理を行う。外観は現状の維持または文化財調査に基づく修理を基本とする。また建造物の内部において歴史上価値の高いものについては、所有者や管理者等との協議の上、保存に努めるものとする。

③ 横浜市認定歴史的建造物である歴史的風致形成建造物

横浜市歴史を生かしたまちづくり要綱に基づき、建造物の外観を主対象とした保全及び活用を基本とする。これらの建造物の維持・管理は、保全活用計画に基づく現状の維持または建造物調査等に基づく復元を基本とし、内部においても歴史的価値が高いものについては、所有者と協議の上、保全及び活用への協力を求めていく。

3. 届出不要の行為

歴史まちづくり法第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号の規定に基づき、届出が不要な行為については、以下の行為とする。

- ① 神奈川県文化財保護条例の規定に基づく県指定有形文化財について、同条例第14条第1項の規定に基づき現状変更の許可を受けて行う行為、もしくは第15条第1項の規定に基づき修理の届出をして行う行為。
- ② 横浜市文化財保護条例の規定に基づく市指定有形文化財について、同条例第16条第1項の規定に基づき現状変更の許可を受けて行う行為、もしくは第17条第1項の規定に基づき修理の届出をして行う行為。

- ③ 文化財保護法第 57 条第 1 項の規定に基づく登録有形文化財について、同法第 64 条第 1 項の規定に基づく現状変更の届出をして行う行為。
- ④ 景観法第 19 条第 1 項に基づく景観重要建造物で、同法第 22 条第 1 項の規定に基づく現状変更等の許可を受けて行う行為。
- ⑤ 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例の規定に基づく特定景観形成歴史的建造物について、同条例第 14 条の 4 に定める保存活用計画に基づき行われる行為、もしくは第 14 条の 6 第 1 項の規定に基づく現状変更等の許可を受けて行う行為。
- ⑥ 歴史を生かしたまちづくり要綱の規定に基づく横浜市認定歴史的建造物について、同要綱第 12 条に定める保存活用計画に基づき行われる行為、もしくは第 14 条の規定に基づく保存活用計画にかかわる現状変更の届出をして行う行為。

明日をひらく都市

OPEN × PIONEER

横浜市歴史的風致維持向上計画

令和7（2025）年3月

横浜市都市整備局都市デザイン室

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

TEL:045-671-2023 FAX:045-664-4539

編集協力：山手総合計画研究所

（公財）横浜市ふるさと歴史財団

概要版デザイン：松岡未来（ヤング荘）

イラスト：あんのようすけ（ヤング荘）